

平成 30 年

第 2 回 東峰村議会定例会会議録

開会：平成 30 年 3 月 8 日

閉会：平成 30 年 3 月 14 日

福岡県東峰村議会

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	日 野 正		

村長提出議案の題目

議案第 2号	東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3号	東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4号	東峰村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
議案第 6号	平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第10号)について
議案第 7号	平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第5号)について
議案第 8号	平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第3号)について
議案第 9号	平成29年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について
議案第10号	平成30年度東峰村一般会計歳入歳出予算について
議案第11号	平成30年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
議案第12号	平成30年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
議案第13号	平成30年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について
同意第 2号	東峰村副村長の選任について
同意第 3号	東峰村教育委員会教育長の任命について
同意第 4号	甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。(会議規則118条)	
3番 梶原光春議員	4番 黒川隆康議員

第2回 東峰村議会定例会会議録

平成30年3月8日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

平成30年 第2回東峰村議会定例会議事日程

平成30年3月8日開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案上程報告
- 日程第 4 村長のあいさつ及び提案理由の説明
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 2号 東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 東峰村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第 10 議案第 6号 平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第10号)について
- 日程第 11 議案第 7号 平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第5号)について
- 日程第 12 議案第 8号 平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第3号)について
- 日程第 13 議案第 9号 平成29年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について
- 日程第 14 議案第 10号 平成30年度東峰村一般会計歳入歳出予算について

日程第 1 5 議案第 1 1 号 平成 3 0 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について

日程第 1 6 議案第 1 2 号 平成 3 0 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について

日程第 1 7 議案第 1 3 号 平成 3 0 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について

日程第 1 8 同意第 2 号 東峰村副村長の選任について

日程第 1 9 同意第 3 号 東峰村教育委員会教育長の任命について

日程第 2 0 同意第 4 号 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、9名です。</p> <p>定足数に達していますので、平成30年第2回東峰村議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>本会議に先立ち、議長の諸般の報告を行います。</p> <p>報告は、お手元にお配りしております議案書の最後のページの、議長諸般報告をもって代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>まず、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番 梶原光春議員、4番 黒川隆康議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>次に、日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に、会議等議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告を申し上げます。</p> <p>本日招集に係る平成30年東峰村議会第2回定例会の運営につきましては、去る3月1日に議会運営委員会を開催しました。</p> <p>まず、議案につきましては、条例の一部改正等が4件、平成29年度一般会計・特別会計の補正予算が4件、平成30年度一般会計・特別会計の当初予算が4件、同意が3件、予定されています。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日8日から16日までの9日間と決定いたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告順に8名の議員の一般質問を予定いたしております。</p> <p>当初予算については、予算審査特別委員会を設置・付託し、審議をしたいと思います。</p> <p>最終日に、議案の審議、質疑、討論、採決を予定いたしております。</p> <p>以上、簡単ではありますが、議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように、特段のご協力を賜りますよう心からお願いをいたしまして、報告といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日8日から16日までの9日間といたしたいと思います。</p> <p>お諮りいたします。</p>

	<p>これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、3月8日から3月16日までの9日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>次に、日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。 事務局長 (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。 村長</p>
村 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>本日ここに、平成30年第2回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にも関わりませずご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、春と言っても朝夕はまだまだ冷え込みますが、日中は毎日に暖かさを身近に感じる季節となりました。日本人の心である桜の開花も今年は早いとの予測もあり、華やぐ季節の到来が待ち遠しく感じます。</p> <p>7月の豪雨災害から早くも8カ月が過ぎました。災害復興・復旧の本格的なスタートとなります平成30年度の当初予算につきましては、通常の前算に加え、災害復旧・復興費を、約22億円を盛り込んだ前算となっております。</p> <p>1日でも早い災害復旧・復興は当然のことですが、東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略にかかわる事業も並行して進めていかなければ、子どもや孫に残せる持続可能な村づくりはできないと言っても過言ではありません。</p> <p>また、小石原川ダム建設事業の水特法に係る事業など、引き続き継続して行う事業などを盛り込んだ前算となっております。</p> <p>村民の皆さんをはじめ議会、県、各自治体からの派遣職員並びに本村職員の皆さんなどの多大なるご尽力とご協力により、一步一步着実に復旧・復興が進んでいることに心から感謝を申し上げる次第であります。</p> <p>それでは、本定例会に執行部から提案しております各議案について説明を申し上げます。</p> <p>本定例会には、条例の一部改正について3件、補正前算について4件、当初前算について4件、同意案件について3件、その他組合の規約変更について1件、合計15件の議案を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。</p> <p>議案第2号、東峰村税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害により生活が著しく困難となった者のうち必要があると認めるものについて村民税を減免することとするため、東峰村税条例の一部を改正するものです。</p> <p>議案第3号、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして</p>

は、地方自治法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律が、平成29年3月27日に成立し、また国民健康保険における財政責任者主体が都道府県になることに伴う国民健康保険税の改正部分について、平成30年4月1日から施行されることに伴い、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

議案第4号、東峰村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されることに伴い、東峰村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。

議案第5号、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少につきましては、平成30年3月31日限りで豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第6号、平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第10号)につきましては、歳入歳出それぞれに8億9,687万5千円を減額し、歳入歳出総額を64億6,696万1千円とするものです。うち災害関係では、2億9,210万円の減額となっております。

歳出では、災害関連として、災害派遣職員の人件費負担金8,800万円、設計等に係る技術支援等業務1,600万円を増額し、実績による減額として、災害救助費4,160万円、災害等廃棄物処理等3億5,200万円、浄化槽、便槽等の土砂引き抜き1,000万円、災害公営住宅解体撤去150万円をそれぞれ減額としております。

また、災害による事業の延期などにより、今回減額計上するものとしてイッピンプロジェクト事業2,000万円、畦畔保護工事2,015万円、栗林線開設3,900万円、森林再生事業委託1,400万円、トーキコーディネーター事業5,465万円、水源の森交流館などダム事業関連で3億3,700万円、村道杷木宝珠山線改良2,620万円など、それぞれ減額しております。

歳入としては、事業減に伴う国県補助金の減額や繰入金、村債などを減額し、一般寄附金とふるさと納税の2月末時点の額を補正予算計上しております。

議案第7号、平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第5号)につきましては、歳入歳出それぞれ950万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,061万2千円とするものです。

減額の950万円は、すべて災害関係となっております。

議案第8号、平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出それぞれに2,202万5千円を減額し、歳入歳出総額を4億2,034万9千円とするものです。

議案第9号、平成29年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれに494万9千円を減額し、歳入歳出総額を4,124万円とするものです。

議案第10号、平成30年度東峰村一般会計歳入歳出予算につきましては、前年度比22億316万円、68.6%増の32億977万5千円といたしました。

うち災害関係予算は、26億3,638万8千円となっています。

それでは、一般会計の歳入の概要について、説明を申し上げます。

地方税及び交付金等につきましては、概ね昨年並みの額を計上しております。

地方交付税につきましては、前年度交付実績の1%減の11億円、特別交付税については、災害による派遣職員経費や地域おこし協力隊、集落支援員の経費による額などを3億1,000万円と見込んでいます。

その他災害復旧事業等の計上により、国県補助金や村債が増額されています。特に財政調整基金については、2億9,203万9千円増の5億872万3千円を計上しています。

今回の災害で財政調整基金の減少はやむを得ないことと思いますが、今後も災害復旧や地方創生などの地域活性化への事業に取り組まなければなりません。財政状況を分析しながら着実な事業の遂行を行いたいと考えております。

次に、歳出の主な内容につきまして、目的ごとに概要を申し上げます。

まず、議会費は、昨年並みの4,779万6千円を計上しています。

総務費は、1億306万4千円、10.3%増の11億146万4千円としました。

災害関係として、災害応援職員関係経費1億7,543万8千円、大行司駅舎新築1,694万円、復興計画進捗管理、避難行動計画策定615万6千円、ほうしゅ楽舎移転計画作成200万円を計上し、その他棚田景観保全プロジェクト8,948万円、災害犠牲者追悼式100万円、村議会議員選挙314万9千円などを計上しています。

民生費は、3,142万6千円、6.7%増の5億342万8千円としました。

いずみ館のボイラー更新、周囲の木製フェンスの取り替えなどで1,403万1千円、集落支援事業費1,569万9千円、美星保育所トイレ改修665万円などを計上しています。

保健衛生費は、836万3千円、4.8%の減で1億4,466万7千円としました。

災害関係として、家屋解体撤去補助3,350万円を計上しています。

農林水産費は、640万1千円、3.1%増の2億1,240万9千円としました。

災害関係として、用地対策支援300万円、農地振興対策支援補助750万円を計上しています。

商工費は、6,391万3千円、43.9%減の8,165万7千円としました。

昨年度計上のトーキコーディネーター事業5,470万円の減が主なものです。

土木費は、前年並みの6億6,716万7千円です。

災害関係として、復興住宅建設事業2億7,393万4千円、小規模治山事業補助3,000万円を計上しています。

消防費は、7,206万1千円、61.8%増の1億8,859万5千円としました。

	<p>防災事業として、防災無線子局新設 5,000 万円、G 空間防災システム構築 1,500 万円、軽消防積載車 3 台 1,410 万円、防火水槽 1,000 万円を計上しています。</p> <p>教育費は、524 万 5 千円、5.4% 減の 9,267 万 5 千円といたしました。</p> <p>被災を受けた塔ノ瀬観音石積工事補助 123 万 5 千円を計上しています。</p> <p>災害復旧費は、21 億 1,661 万 7 千円増の 21 億 1,668 万 5 千円としました。</p> <p>公共土木 16 億 3,535 万 2 千円、農地・農業施設 2 億 101 万 7 千円、林道施設 1 億 6,480 万 4 千円、地域防災がけ崩れ対策事業 8,490 万 7 千円、農林水産業共同利用施設 3,006 万 8 千円を計上しています。</p> <p>公債費は 2 億 2,587 万 5 千円、2% 減の 2 億 2,140 万 8 千円。</p> <p>諸支出金では、小石原浄水場系統工事の完了による簡易水道事業特別会計操出金の減額により 3,733 万 9 千円、78.9% の減、998 万 4 千円といたしました。</p> <p>なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして、担当課長からの説明または質疑応答により、審査のほどをよろしくお願い申し上げます。</p> <p>次に、特別会計について説明いたします。</p> <p>議案第 11 号、平成 30 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算につきましては、前年度比 3,145 万円、14.6% 減の 1 億 8,372 万 7 千円としました。</p> <p>災害関係予算では、1 億 3,813 万 6 千円となっています。</p> <p>議案第 12 号、平成 30 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算につきましては、前年度比 9,933 万円、23.2% 減の 3 億 2,864 万 9 千円としました。</p> <p>議案第 13 号、平成 30 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算につきましては、前年度比 435 万 7 千円、9.4% 減の 4,183 万 2 千円としました。</p> <p>同意第 2 号、東峰村副村長の選任につきましては、地方自治法第 162 条の規定により、新たに高橋英治氏を副村長に選任することについて、議会の同意を求めるものです。</p> <p>同意第 3 号、東峰村教育長の選任につきましては、教育長室井昭博氏の辞職に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、新たに佐々木孝氏を教育長に任命することについて、議会の同意を求めるものです。</p> <p>同意第 4 号、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任につきましては、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員井上克己氏の任期が平成 30 年 3 月 31 日に満了することに伴い、再度同人を甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員として選任することについて、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会規約第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものです。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げますが、いずれも今後の村政推進上重大な案件でありますので、皆様方には十分なるご審議を賜り、ご議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議 長	暫時休憩します。

	(9 時 3 6 分)
議 長	会議を再開します。
	(1 0 時 0 2 分)
村 長	<p>それでは、読み間違いそれと数字の訂正をさせていただきます。</p> <p>開いた部分の議案第 1 0 号、その下の 6 8 . 6 % 増の 3 2 億 9 7 7 万 5 千円が 5 4 億 1 , 2 9 3 万 5 千円に訂正をお願いいたします。</p> <p>それから、次のページの上から 1 3 行目ほどに公債費とあります。これが 2 億 2 , 5 8 7 万 5 千円を 4 4 6 万 7 千円の訂正をお願いいたします。</p> <p>それから、読み間違いなんです、議案第 3 号、地方税法のところを地方自治法と読んでおりますので、地方税法と修正をお願いいたします。</p> <p>それから、議案第 6 号、浄化槽、便槽等の土砂引き抜き、1 , 0 0 0 万円と読んでおりますが、1 0 0 万円で訂正をお願いいたします。よろしいでしょうか。</p>
議 長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第 5	
議 長	次に、日程第 5 一般質問につきましては、日程第 6 から日程第 2 0 までの補足説明終了後に行います。
日程第 6	
議 長	次に、日程第 6 議案第 2 号「東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について」補足説明を担当課長に求めます。
住民税務課長	<p>住民税務課長</p> <p>1 4 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 2 号「東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について」上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成 3 0 年 3 月 8 日提出、村長名でございます。</p> <p>提案理由といたしまして、災害により生活が著しく困難となった者等のうち必要があると認めるものについて村民税を減免することとするため、東峰村税条例の一部を改正するものであります。</p> <p>1 5 ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村税条例の一部を改正する条例ということで、東峰村税条例の一部を次のように改正するというので、そちらに新旧対照表を載せております。</p> <p>この中で村民税の減免、第 5 1 条第 1 項第 5 号のところでございますが、こちらにつきましては、当初、平成 2 9 年 9 月議会におきまして、この 5 号の部分を追加させていただきました。</p> <p>この中で、「前各号に掲げるもののほか、特別の事情がある者」ということで、村といたしましては、今回の災害で被災された方ということで捉え方をしておりましたが、その後 1 2 月の議会におきまして、減免に関する事項、条文につきましては、明確化すべきではないかというご意見をいただいております。</p> <p>そのときの回答といたしまして、改正を行いますという回答をいたしておりました。</p>

	<p>それによりまして、今回、その5号の改正案のところでございますけれども、「災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者」ということで、今回条文の改正をさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>なお、16ページの附則については、変更はございません。以上でございます。</p>
日程第7	
議長	<p>次に、日程第7 議案第3号「東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>17ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号「東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成30年3月8日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由といたしましては、地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月27日に成立し、国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに伴う国民健康保険税の改正部分について、平成30年4月1日から施行されることに伴い、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正するものであるものです。</p> <p>法改正によりまして、国保に申請されます国民健康保険事業納付金について、所定の整備を行うものでございます。</p> <p>18ページをお願いいたします。</p> <p>18ページの新旧対照表の中でございますが、第2条課税につきましては、国民健康保険税を国民健康保険事業納付金に充てるための改正でございます。</p> <p>それ以下の条文につきましては、関係法令及び文言の挿入、削除による改正でございます。</p> <p>22ページをお願いいたします。</p> <p>附則、施行期日、第1条ですが、この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>適用区分、第2条、この条例による改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。ということでございます。</p> <p>説明を終わります。</p>
日程第8	
議長	<p>次に、日程第8 議案第4号「東峰村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>23ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号「東峰村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p>

	<p>平成30年3月8日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由としましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されることに伴い、東峰村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものである。</p> <p>この改正につきましては、住所地特例の適用を受けている従前の住所地の市町村の国民健康保険被保険者とされている方が後期高齢者医療の被保険者になるときの年齢ですね、75歳に到達したときに、その時点の住所地の広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となることとされていましたが、法の一部改正により当該住所地特例の適用を、引き続き従前の住所地の広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となることとされました。</p> <p>これに伴いまして、今回の法律の一部改正により、この規定の適用を受ける被保険者で従前の住所が東峰村であったものを、保険料の徴収すべき被保険者とするものでございます。</p> <p>24ページをお願いいたします。</p> <p>新旧対照表のほうです。</p> <p>第3条の保険料を納付すべき被保険者につきましては、関係法律及び条文の挿入と追加になっております。</p> <p>25ページをお願いいたします。</p> <p>附則の第2条でございますが、平成20年度における保険料徴収の特例であり、これを削除するものでございます。</p> <p>26ページをお願いいたします。</p> <p>附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。以上です。</p>
<p>日程第9</p>	
<p>議長</p>	<p>次に、日程第9 議案第5号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
<p>総務課長</p>	<p>27ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」</p> <p>地方自治法第286条第1項の規定により、平成30年3月31日限り福岡県市町村職員退職手当組合から豊前広域環境施設組合を脱退させるとともに、平成30年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更する。</p> <p>平成30年3月8日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由といたしまして、平成30年3月31日限り、豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めます。</p> <p>28ページをお願いいたします。新旧対照表になっております。</p>

	<p>まず、組合の構成市町村につきまして、築上郡ですね、下から7行目のアンダーラインの部分でございますが、豊前広域環境施設組合の部分を削除するものでございます。</p> <p>29ページをお願いいたします。</p> <p>別表第2として、議員の選挙区及び定数ということで、一番下の第5区ですね、第5区の部分について、同様に豊前広域環境施設組合の部分について削除を行うものでございます。以上です。</p>
日程第10	
議長	<p>次に、日程第10 議案第6号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第10号)について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>30ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第10号)」</p> <p>平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8億9,687万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億6,696万1千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費の補正」による。</p> <p>第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債の補正」による。</p> <p>平成30年3月8日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>31ページをお願いいたします。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正でございます。</p> <p>これにつきましては、後ほど事項別の中で詳しく説明したいと思いますが、地方消費税交付金、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入、村債の補正を計上いたしまして、8億9,687万5千円の減額により64億6,696万1千円の補正額となっております。</p> <p>歳出につきましては、議会費、総務費、民生費、保健衛生費、農林水産費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、諸支出金の補正を計上いたしまして、同額の補正額となっておりますのでございます。</p> <p>34ページをお願いいたします。</p> <p>第2表繰越明許費の補正でございます。</p> <p>繰越明許につきましては、今回追加分と変更分がございます。</p> <p>追加分につきましては、2款1項災害記録誌の作成事業240万円。</p>

3款4項住宅応急修理事業287万円、これにつきましては、29年度災害において応急修理を行ってりましたが、諸条件、裏山の状況とかですね、そういった部分で、ちょっと今年度に事業を行う部分が、持ち越しの案件が5件ほどございまして、この分の金額をですね、287万円繰り越すものでございます。

6款1項農業振興対策事業、いわゆる経営体育成事業の部分でございまして、805万6千円。

7款1項復興支援地域商品券発行事業561万2千円。

7款2項観光施設整備修繕事業、親水公園等の災害復興につきまして、予算の繰越しを行って事業を行うもので700万円。

9款1項皿山地区防火水槽整備事業1,100万円。

11款1項林業施設災害復旧事業1,193万1千円、地域防災がけ崩れ対策事業5億円。

以上の金額を繰越明許費として、追加補正させていただいております。

変更につきましては、12月の時点ですね、繰越明許費を計上させていただいた分の追加といたしまして、11款1項公共土木施設災害復旧事業を、補正前5億2,485万1千円を補正後5億8,000万円、農地・農業用施設災害復旧事業、補正前2億2,000万円について補正後2億7,970万6千円と変更をさせていただくものでございます。

35ページをお願いいたします。

地方債の補正につきましては、過疎対策事業について、主なものとしては、村道の杷木宝珠山線の起債単独事業について、29年度事業については実施をしないということにしておりますので、その分の起債の分が減額となっております。

災害復旧事業債については、災害対策債の部分、これは、環境の分の廃棄物処理についてですね、今回減額補正をしております。これに伴う部分で起債の金額のですね、減額補正をしているものでございます。

歳入の事項別明細につきましては、38ページをお願いいたします。

まず、4款1項1目地方消費税交付金につきましては、実績によりまして金額を480万円減額するものでございます。

国庫支出金、県支出金につきましては、歳出のほうですね、事業の減額補正等を行っております。これに伴います補助金等の減額になっております。

1つ、11款2項9目、38ページの中段下のほうになりますが、災害復旧費国庫補助金の農林水産業施設災害復旧費国庫補助金につきましては、農災の査定設計業務委託費につきまして、当初補助金を見込んでおりませんでした。補助金についてですね、補助金の計上が行えるということで、3,757万2千円の増額の計上をしているところでございます。

39ページ、14款1項寄附金でございます。

寄附金につきましては、これについては2月末日現在の会計のほうで管理と各課で管理しております一般寄附金とふるさと納税分についてですね、実額における部分について、2月末日現在で補正の金額を出しております。

一般寄附金につきましては1,990万1千円、総額で1億1,990万1千円。ふるさと納税については、572万5千円の増額ということで、総額が4,572万5千円の金額で、まだ3月に追加の分があるかと思いますが、今のですね、2月末日分の実額について補正を計上させていただいております。

繰入金につきましても、事業の減によりまして減額されている分ですが、財政調整基金繰入金につきましては、2億5,797万7千円の減額により、繰入の総額が9億5,242万4千円という金額になっております。

繰入金の中で、15款2項20目すこやか子育て基金繰入金でございますが、これについては、当初予算に比しまして、子ども医療費の単独事業分に充てておりましたが、その分の支出が増えておりますので、その分の事業について基金を充てるということで、26万3千円の増額の補正をさせていただいております。

諸収入、村債につきましては、事業の前期中止等によります歳出の減による、歳入予算の減額の補正になっております。

それでは、歳出につきましては、総務課の所管の分を説明させていただきます。

41ページをお願いいたします。

2款1項総務費の関係で、2款1項1目一般管理費につきましては、報酬の550万円の減、これにつきましては、東峰学園の学習支援員さんが9月からですね、県費のほうで見ていただけるということになりましたので、その部分についての減額補正でございます。

あと職員手当等の減額につきましては、水道特別会計のですね、職員が当初の見込みと人員が変わったという部分で、給与の額がですね、簡易水道のほうが増えまして、一般会計の部分が職員の入れ替えの関係で減ったということで、金額を減額補正しているところです。

19節負担金補助及び交付金につきましては、災害職員派遣負担金として8,800万円の補正の計上。

退職手当組合負担金といたしましては、1人勸奨退職の方がおりますので、その部分に係ります特別負担金として500万円の負担金の増がありますので、増額の補正をしております。

26節寄附金につきましては、先日台湾地震がございました。台湾の領事のほうからも村のほうに寄附金等をいただいて、訪問をしていただいておりますので、台湾地震の被災救援金としてですね、10万円を寄付いたしたいということで、今回補正予算に計上しているところです。

5目の財産管理費につきましては、災害対応公用車のリース料が予定よりも少し減額になりましたので20万円の減額。

あと旧宝珠山小学校の運動場の芝生化工事については、事業の中止によりまして200万円の減額。

7目村づくり基金事業費については、実績によります金額の減額ということで400万円の減額をしております。

42ページでございます。

	<p>2款4項3目村長選挙費につきましては、村長選挙が無投票ということになりましたので、執行に係る経費をですね、看板等既に支出した分を除きまして、執行残について減額の補正をしております。</p> <p>44ページをお願いいたします。</p> <p>3款4項1目災害救助費でございます。</p> <p>総務課で扱ってございました障害物の除去ですね、これについて実績が出ておりますので、その分について5,000万予算を計上してございましたが、3,300万円減額補正を行うところです。</p> <p>あとボランティア関係やその他の部分についてですね、リース料や消耗品について減額を行いまして、災害救助費で4,160万円の減額補正を行っております。</p> <p>48ページをお願いいたします。</p> <p>消防費の常備消防費につきましては、広域消防負担金が平成29年度の普通交付税に係る消防費に係る基準財政需要額の数字の確定に伴いまして、調整という形で74万1千円ですね、負担金の減額がっておりますので、その分を減額補正しているものでございます。</p> <p>51ページをお願いいたします。</p> <p>51ページの11款1項1目災害復旧総務費の委託料でございます。</p> <p>説明の項目がですね、修正をしていたんですけど、ちょっと修正がかかっておりません。これについては、村長の提案理由の説明にもございましたが、設計等に係る技術支援業務ですね、災害等の設計等に係ります技術支援業務として1,600万円の増額の補正をさせていただいている部分の金額が、ここになるということでございます。</p> <p>13款1項1目操出金につきましては、簡易水道事業特別会計への操出金680万円。これの内容につきましては、簡易水道事業特別会計のほうで説明があると思いますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>歳出につきまして、総務課に係る部分については、以上です。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>企画政策課で所管する部分のご説明をしたいと思います。</p> <p>41ページをお願いいたします。</p> <p>2款1項18目地域新エネルギー導入事業費でございます、354万円の減額をお願いするものでございます。</p> <p>内容といたしましては、委託料324万円でございます。その下の30万円については、企画政策課の分ではございませんので、後ほどご説明があるかと思っております。</p> <p>この委託料につきましては、木質ボイラーの導入事業を考えていたところでございますけれども、全協にて、採算面あるいは森林行政における位置付け等についてのご意見をいただきましたので、さらに調査をした上で事業をめざしたいと思っておりますのでございます。今回減額をさせていただきます。</p> <p>それから、その下の26目地域おこし支援事業、1,750万の減額でございます。こちらにつきましては、地域おこし協力隊に係る費用でございますが、当初、当初予</p>

	<p>算で9名を見込んでいたところでございます。</p> <p>結婚あるいは災害関係がございまして、途中で3名の方が退職されたり、また、早い段階での募集を考えていたゲストハウス、それから木質ボイラーの関係の協力隊員2名につきましても災害の関係で遅れたり、また採用に至りませんでしたので、その分が減となっております。報酬及び活動に係る全般の経費について減額をお願いするものでございます。</p> <p>それから、46ページをお願いいたします。</p> <p>7款2項7目観光連携事業費、140万5千円の減額でございます。</p> <p>これにつきましては、トレイルランに係る事業費でございますが、災害に係りましてトレイルランを中止いたしましたので、それに伴う減額でございます。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>保健福祉課長</p>
<p>保健福祉課長</p>	<p>保健福祉課の所管するところについて、説明を申し上げたいと思います。</p> <p>42ページをお願いいたします。</p> <p>3款1項3目国民健康保険基盤安定費でございますが、1,451万8千円の増額の補正でございます。</p> <p>これにつきましては、国保特会基盤安定操出金、財政安定支援事業操出金、助産費操出金につきましては、確定の金額で実績となっております。また、その他操出金、法定外の操出金でございますが、これは1,267万7千円を見込みで補正をさせていただきたいと思っております。</p> <p>また4目重度障害者医療につきましては、これは、県のほうの補助金の本年度の交付が確定しておりますので、これは、財源の組み替えということで上げさせていただいております。</p> <p>6目ひとり親家庭等医療費87万4千円の減でございますが、これは、扶助費の見込みによる減でございます。</p> <p>7目障害者福祉費でございますが、49万4千円の減でございます。</p> <p>これにつきましては、扶助費の障害者自立支援給付費が、これは見込みにより150万円の減、それと地域生活支援事業給付費の見込みによる150万円の減とですね、次の43ページでございますが、23節のですね、これは、平成28年度国県補助金の精算に伴いまして250万6千円の返還金を補正をするものでございます。</p> <p>8目保健福祉センター管理費でございますが、補正額72万9千円でございます。需用費ですが、これは、光熱水費でガス代と電気代の補正を行うものでございます。</p> <p>これにつきましては、7月、8月です、避難所開設に伴う費用の不足の分を補正をさせていただくものでございます。</p> <p>12目集落支援事業でございます。268万7千円の減でございます。</p> <p>1節の報酬につきましては、集落支援員を11月より設置をしておりますので、その分の減というふうになっております。</p> <p>それと14の使用料につきましては、車のリースの契約の残で28万円の減となっております。</p>

3款2項1目児童福祉費の20の扶助費ですが、これは、子ども医療費の見込みによりまして100万円の減とさせていただいております。

また、23節につきましては、28年度子ども・子育て支援事業の国県補助金の精算に伴いましての返還金で6千円補正をさせていただきたいと思っております。

また、25節積立金でございますが、東峰村すこやか子育て積立金で9万5千8百円、これは、村長の給与削減に伴います積立を行うものでございます。

2目児童措置費でございますが、補正額が86万円の減、20節扶助費ですが、これは児童手当の分でございますが、実績によりまして減額補正をさせていただいております。

3目児童福祉施設費(民間分)でございますが、19節の負担金補助金ですが、60万円、これは運営費補助でございますが、これは障がい児の保育の分でございますが、東峰村内に住所がある児童でございますが、集団保育が可能で、かつ通所ができて特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づいて、特別児童扶養手当の支給対象の児童、またこれに同程度の状況であると専門医療機関等の診断書等で、村長が対象と認めた児童を保育所に入所させることにより、保育所の加算が必要と認められた場合にですね、保育所の加算の補助を行うものでございます。

これにつきましては、現在申請が上がっておりますので、補正をさせていただくということでございます。

20節の扶助費でございますが、施設給付費750万円の減でございますが、これにつきましては、実績によりまして減額するものでございます。

23節でございますが、8万4千円、これも28年度国県補助金の精算に伴いまして返還をするものでございます。

43ページの3款3項1目老人福祉費360万3千円の減でございます。

13節委託料ですが、これは131万円の減でございますが、養護老人ホームの入所者がですね、9月に入所しまして10月に退所されておりますので、その分の経費の減でございます。

44ページの19節負担金でございますが、負担金の確定によりまして、後期高齢者医療療養給付費負担金を229万3千円減額するものでございます。

4目在宅老人福祉費93万円の減でございます。これは、緊急通報システム業務委託の実績に伴いまして減額するものでございます。

7目介護保険対策費172万2千円の減額でございます。これも福岡県介護保険広域連合の負担金の確定によりまして減額をするものでございます。

9目特別養護老人ホーム管理費130万1千円の減額でございますが、これにつきましては、宝珠の郷の加圧ポンプの制御システムが、豪雨災害時に落雷によりまして壊れまして、当初では災害復旧により修理を行うところでしたが、宝珠の郷のほうはポンプの老朽化によりましてポンプの入れ替えを行うということで、それに伴いまして、制御システムのほうも新しく入れ替えるということで、修理する必要がなくなりましたので、減額するものでございます。

4款1項5目小石原診療所費72万1千円の増額でございますが、これは、平成2

	<p>8年度の国県補助金の精算に伴う返還金でございます。</p> <p>9目健康増進事業費でございますが、248万円の減額でございます。</p> <p>これにつきましては、委託料で総合健診委託料100万円、健康増進計画策定委託料が148万円、これは実績によりましてですね、減額するものでございます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>住民税務課長</p>
<p>住民税務課長</p>	<p>43ページをお願いいたします。</p> <p>3款2項1目、19節負担金補助及び交付金ということで、70万円の減を見込んでおります。</p> <p>こちらにつきましては、子育て支援金ということで、要因といたしまして、異動等に伴います見込み数からの減少ということで、70万円の減を見込んでおります。</p> <p>それから、44ページをお願いいたします。</p> <p>4款1項3目環境衛生費の13節委託料でございます。3億4,220万円の減ということで、災害廃棄物処理事業、処理委託で3億4,000万円。</p> <p>主な要因といたしましては、今回の災害で集積場を開設いたしまして、そちらのほうに片づけごみ、それから家屋等の撤去ということで、そういった廃棄物を運搬とか処理をいたしたわけでございますが、当初見込みよりも大幅に処理量が減少したということが、まず1点目です。</p> <p>それからもう1点は、見積もり等を徴収いたしまして積算した結果、当初市場価格等で見込んでおりましたが、こちらのほうの価格がより低価格で処分できたということで、その分と合わせまして約2億6,000万円ほど減額となります。</p> <p>それからもう1点、減少に伴います他の自治体へ処分をお願いした分、福岡市さん、北九州市さん、飯塚市さん、それから久留米市さんと組合であるサン・ポートに委託した分が、処理量の減に伴いまして、こちらも減少いたしました。その分が約5,000万円減と。</p> <p>それからもう1点が、産業廃棄物、要するにもう処分できない分がございます。あるという見込みで立てておりましたが、この分がですね、住民の方それからボランティアの方、それから事業者の方の細やかな分別をいただきまして、こういった産業廃棄物系の廃棄物が激減したこと、それに伴いまして、こちらは約1,900万円ほど減額をさせていただきたいということで、総額3億4,000万円の減を、今回お願いしたいと思っております。</p> <p>それから、その次の項ですが、し尿陸上処理委託でございますが、こちらは実績に伴います減ということで220万円。</p> <p>次の19節負担金補助及び交付金ということで、2,295万円の減をお願いしたいと思っております。</p> <p>まず、火葬場運営費ということで、こちらも実績に伴います減になります。</p> <p>それから災害関連といたしまして、可燃ごみ集積場カゴ購入費補助金ということで25万円。こちらのほうは、今回雨で流されたというところがございまして、そちらの補助を見込んでおりましたが、これが実績として減になったということでござい</p>

	<p>す。</p> <p>それから、合併処理浄化槽設置整備補助金ということで、こちらの実績に伴います減ということで900万円。</p> <p>それから、災害等廃棄物処理に係る補助金、こちらにつきましては、全壊家屋それから、それ以外の家屋ということで、撤去費に対する補助をいたしておりました。</p> <p>全壊家屋につきましては、ほぼ17軒全部終わりました、こちらの補助についてはほぼ予算どおりでございますが、その他の家屋の撤去につきましては、当初30件の申請をいただいておりますが、今、29年度にですね、完了されるという方は17軒、今実績として見込んでおりますので、その分が減になりまして、補助金1,200万円を、今回減額させていただきたいと思っております。</p> <p>それから最後ですが、浄化槽及び便槽の土砂引抜補助ということで、こちら災害関係になりますが、実績として100万円の減をお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>農林観光課長</p>
<p>農林観光課長</p>	<p>ページ数は41ページからお願いしたいと思います。</p> <p>2款1項15目の個性ある地域づくり事業費ですが、ウォーキング事業の関係でございます。</p> <p>災害が発生するまで3回ほど実施されております。その中で記念品代とか印刷費等は使用しておりますので、明らかに不用となりますイベント時講師料7万円を減額するものでございます。</p> <p>次の18目地域新エネルギー導入事業費の新エネルギーシステム導入補助金30万円の減ですが、当初予算50万円計上しておりましたが、1件の実績と1件の問い合わせのみありましたので、明らかに不用額となる30万円を、今回減額するものでございます。</p> <p>45ページをお願いします。</p> <p>6款1項4目農業振興対策費ですが、イッピンプロジェクト事業2,000万円を減額いたします。これも災害の関係で事業を見送ったわけですが、30年度以降ですね、実施できる環境になれば、また取り組む予定をしておるところでございます。</p> <p>次の6目の農村環境整備事業ですが、畦畔保護工事2,015万円の減です。これについても被災した関係で、事業実施を見送っているものでございます。</p> <p>次の2項8目荒廃森林再生事業ですが、委託料の1,400万円の減、これは事業量の減ですが、60ha当初予定していたものが、19.52ha、20ha弱となりましたので、事業費を減とするものでございます。</p> <p>次に、7款1項1目商工振興費ですが、不用額が見込まれますので減額するものです。</p> <p>小石原焼陶器協同組合イベント助成、これは、28年度はですね、インスタグラムフォトコンテストを実施していたんですが、29年度にはそういった事業もされなかったということでございます。</p>

	<p>次の5目トーキコーディネーター事業費ですが、これについても災害の関係で事業を中断したわけですが、支出55万円のみあるわけですが、これは、JR博多駅また朝日新聞等に広告料を支払っておりますので、その関係のみ支出し、残りの額を不用額として減額するものでございます。</p> <p>次に46ページですが、7款2項1目観光事業費です。</p> <p>これについても事業実施に伴いまして、不用額が見込まれますので減額するものです。</p> <p>負担金の観光プロモーション事業、イベント拡充支援事業については、明細を議員の皆様にはお配りしているところでございます。</p> <p>次に8目観光情報ステーション事業費、これについては全額ですね、事業実施ができませんでしたので、不用額として減額するものでございます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>建設水道課長</p>
<p>建設水道課長</p>	<p>45ページをお願いいたします。</p> <p>6款2項5目林道施設費3,910万円の減でございます。</p> <p>こちら工事費、林道栗林線の3,900万円の減額。それからこれ、200万円の増額でございますが、林道牟田白石線法面工事(県単補助分)ということで、歳入のほうにも80万円計上されております。40%の補助を受けて、隣接する林道災害の、隣接しておりますので、併せて工事を行うというところでございます。</p> <p>場所は小石原川から牟田に向かいます、約2kmほどのところでございます。</p> <p>それから22補償費の210万円の減額、これは、林道栗林線の補償に係るものでございます。</p> <p>47ページをお願いいたします。</p> <p>8款1項1目土木総務費、こちらは2,000万円の減額となっております。</p> <p>里山空間、それから地域防災事業でございますが、当初3,500万円を計上させていただいておりましたが、47カ所の申請を受けまして、1,500万円ほどは補助をしております。不用額として計上させていただいております。</p> <p>それから、やはり7月の九州北部豪雨に伴いまして、水源地域整備事業につきましては、すべて実施していないということで、委託料、工事費、備品購入費等を含めまして、3億3,700万円を減額補正ということで計上しております。</p> <p>それから5目水源保全事業、こちらにつきましても80万の減額というふうにしております。</p> <p>それから、8款2項2目道路維持費520万円、これは台帳整備も未実施ということでございます。</p> <p>それから、4目村道改良事業費、こちらは村道杷木宝珠山線がやはり行うことができませんでした。2,100万円の減額。</p> <p>48ページ、住宅費、1目住宅費でございます。</p> <p>こちらは公営住宅のですね、被災しておりました住宅の解体を今年度行っておりません。30年度に計上させていただきます。</p> <p>51ページをお願いいたします。</p>

	<p>下段のほうでございますけど、11款災害復旧費。1項災害復旧費。1目災害復旧総務費、こちらは総務課のほうで説明がっておりますので省略いたします。以上です。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>48ページをお開きください。</p> <p>10款1項1目教育委員会費、14万円の減です。教育委員の九州大会の分、特別旅費を14万円減額しております。</p> <p>2目教育委員会事務局費63万円の減です。</p> <p>19節の主なものとしまして、就園奨励費と就学資金利子補給、利子補給につきましては、まだ利子が発生しませんので、その分合わせて56万円、総額の63万円を減額しております。</p> <p>4目外国青年招致事業費71万5千円の減ですが、主なものとしましてALTの委託料60万円、これが主なものになっております。</p> <p>7目スクールバス運営管理費20万円の減です。これは、運行委託料の減です。</p> <p>8目小中一貫教育推進費、これにつきましては12万2千円の減です。</p> <p>主なものとしましては、ALTのタクシー移動の分の使用料の7万2千円、あとバス借上料が減額です。</p> <p>10款2項1目学校管理費、東峰学園の管理費でございますが、11節、これは修繕費、これは災害による床等の結露防止対策工事ができませんでした。その分の減です。48万円。</p> <p>49ページをご覧ください。</p> <p>13節校内清掃委託料、これも56万円、夏休み期間中に清掃を行っている分について、これが本年度できませんでしたので、減額しております。</p> <p>それと14節、これは自動車使用料、バス借上料ですね、この分について、学校管理費につきましては144万円の減額補正をしております。</p> <p>3目小学校教育振興費につきましては45万円の減です。</p> <p>主に需用費、視聴覚教材費15万円、14節使用料及び賃借料につきましては、教育振興基金事業の分についての執行残です。</p> <p>19節、これは、研修会等参加費、学習補助の分で10万円の減です。</p> <p>5目小学校研究研修費29万円の減額補正です。</p> <p>10款3項2目中学校教育振興費、11節、これは45万円、教材費と19節補助金等30万円、合わせて総額80万円の減額補正です。</p> <p>3目中学校研究研修費27万円の減額補正です。</p> <p>50ページです。</p> <p>10款4項1目社会教育総務費160万6千円の減額補正です。</p> <p>主なものとしまして夏祭り、宝珠山、小石原夏祭りの中止による減額が130万2千円、これが主なものとなっております。</p> <p>2目公民館費67万5千円の減額です。</p> <p>特別旅費につきましては、公民館九州大会の分です。</p>

	<p>あと19節、44万7千円につきましては、大人みらい支援塾補助金、女性団体活動補助金についての執行残です。</p> <p>4目人権教育については、特別旅費が2万6千円の減額です。</p> <p>5目青少年育成事業費につきましては、142万8千円の減額です。</p> <p>内訳は、報償費がスポーツ少年団等謝金、これが50万5千円、主なものとして、あと14節、みらい塾と通学合宿等のレンタル料、借上料等につきましては60万4千円、これが減額になっております。</p> <p>あと19節につきましては、大島交流が中止になりましたので、その分の20万円が減額となっております。</p> <p>続きまして、10款5項1目保健体育総務費、7節賃金11万6千円の減額です。</p> <p>19節につきましては、郡体等の参加費補助金の20万円が減額されております。</p> <p>51ページをご覧ください。</p> <p>2保健体育事業費119万2千円の減額です。これは報償費、これは、郡体、県体の参加費、そのまま40万円減額しております。</p> <p>あと11節需用費につきましては、それぞれの事業費の執行残でございます。</p> <p>あと委託料につきましては、2月に行われます健康づくりフェスタの委託料の23万3千円の減額です。</p> <p>10款6項1目文化財総務費、これは、文化財調査指導員を付ける予定にしておりましたけれども、執行しておりませんので、満額32万5千円の減額です。</p> <p>2文化財事業費、これにつきましては76万5千円の増額です。</p> <p>2月21日の臨時会でですね、埋没樹木等調査保護委託料として50万円計上させていただきます。</p> <p>その翌日にですね、県の文化財保護課のほうが来村しましてですね、協議した結果、国の天然記念物への指定を受ける方向で動いてくれということで、この現地の記録、保存、そういうものについて早急に取りかかってくださいということの指示がございました。</p> <p>まず、需用費としてですね、樹木の土層の剥ぎ取りの消耗品費を20万円。</p> <p>役務費については、これは次郎坊・太郎坊の分です。減額です。</p> <p>13の委託料につきましては、埋没樹木図化、これが記録保存ですね、これを100万円。</p> <p>工事請負費につきましては、地学探検路の整備、これは、平成30年度に施工する予定で満額落としております。以上です。</p>
議 長	議会事務局長
議会事務局長	<p>41ページをお願いします。</p> <p>1款1項1目議会費、150万円の減でございます。</p> <p>これは災害に伴いまして、研修会等を中止としたものでございます。旅費の減でございます。以上です。</p>
日程第11	
議 長	次に、日程第11 議案第7号「平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳

	<p>出補正予算（第5号）について」 補足説明を担当課長に求めます。 建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>53ページをお願いいたします。 議案第7号「平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第5号）」 平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。 第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ950万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,061万2千円とする。 2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 平成30年3月8日提出、村長名でございます。 54ページ、第1表、歳入歳出予算補正、歳入。 5款繰入金、1繰入金680万円、合計1億349万2千円。 6款国庫支出金、1国庫補助金、補正額1,630万円の減額、計1億96万円、合計総額3億3,061万2千円でございます。 55ページ、歳出。 1款総務費、1項総務管理費、補正額950万円の減額でございます。 歳出総額3億3,061万2千円でございます。 58ページをお願いいたします。 歳入、5款繰入金、こちら一般会計からの繰入金680万円でございます。 6款国庫支出金、国庫補助金、1,630万円の減額。これは、簡易水道施設災害復旧国庫補助金を見込んでおりましたところ、減額ということになります。 59ページをお願いいたします。 3歳出、1款1項1目一般管理費、補正額1,630万円の減額でございます。 国庫支出金1,630万円、賃金、需用費、工事費、備品購入費は、想定を下回りこの減額となっております。 それから8目竹浄水場システム管理費680万円の増額、合計1,895万円。 工事費といたしまして680万円を計上させていただいております。こちらは災害復旧に係る応急仮工事の分となっております。9月に補正をさせていただいておりましたが、現状として合った形での計上ということでありませう。以上です。</p>
日程第12	
議長	<p>次に、日程第12 議案第8号「平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）について」 補足説明を担当課長に求めます。 保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>60ページをお願いいたします。 議案第8号「平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第</p>

3号)」

平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,202万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,034万9千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月8日提出、東峰村長名でございます。

61ページをお願いいたします。

詳しくは事項別明細で説明をさせていただきたいと思っております。

60ページの第1表歳入歳出予算補正で、歳入、国庫支出金、療養費交付金、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金、繰入金の補正額の合計でございますが、2,202万5千円の減額でございます。

62ページをお願いいたします。

歳出のほうですが、総務費、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金、保険事業費、諸支出金の補正額の合計も同額でございます。

65ページをお願いいたします。

収入につきましては、本年度の補助金の確定により補正額を上げております。

66ページをお願いいたします。

8款1項1目の繰入金ですが、一般会計でも説明をいたしましたが、出産育児一時金、財政安定化支援、基盤安定繰入金については、確定により補正を行うものでございまして、その他の繰入金につきましては、見込みにより補正をさせていただくものでございます。

67ページをお願いいたします。

支出のほうでございますが、1款1項1目一般管理費1,000万円の減額でございますが、これは13の委託料でございますが、標準システム委託料のですね、契約の減に伴いまして減額するものでございます。

2款2項1目一般被保険者高額療養費でございますが、これは補助金の確定によりまして、財源の組み替えを行うものでございます。

2款4項1目出産育児一時金126万1千円の減額でございます。これにつきましては、実績に基づいてですね、減額を行うものでございます。

3款1項1目後期高齢者支援金251万9千円の減額でございます。これは、支援金の確定によりまして減額を行うものでございます。

6款1項1目介護納付金でございますが、これも補助金の確定によりまして財源の組み替えを行うものでございます。

7款1項1目高額医療費拠出金でございますが、これは、事務的交付金でございます。これも本年度の確定によりまして減額するものでございます。

3目でございますが、保険財政共同安定化事業拠出金でございます。574万1千円の減額でございます。これも事務的拠出金の確定によりまして、減額をするもので

	<p>ございます。</p> <p>8 款 2 項 1 目特定健康診査等事業費でございます。これも補助金の確定に伴い財源の組み替えを行うものでございます。</p> <p>1 0 款 1 項 3 目償還金でございます。これは、特定健診、特定保健指導の平成 2 8 年度国県の補助金の精算に伴う返還金でございます。4 千円の補正をお願いするものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
日程第 1 3	
議 長	<p>次に、日程第 1 3 議案第 9 号「平成 2 9 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>6 9 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 9 号「平成 2 9 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）」</p> <p>平成 2 9 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 9 4 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 , 1 2 4 万円とする。</p> <p>2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>平成 3 0 年 3 月 8 日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>7 0 ページをお願いいたします。</p> <p>第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入でございますが、1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、補正額 4 9 4 万 9 千円。</p> <p>歳入合計が 4 , 1 2 4 万円でございます。</p> <p>7 1 ページをお願いいたします。</p> <p>歳出、2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額 4 9 4 万 9 千円。</p> <p>歳出合計が 4 , 1 2 4 万円でございます。</p> <p>7 4 ページをお願いいたします。</p> <p>2 歳入で、1 款 1 項 1 目特別徴収保険料、現年分でございますが、これは、2 7 5 万円の減額となります。これは、調定額の確定によりまして減額するものでございます。</p> <p>2 目普通徴収保険料、現年度分でございますが、これも 2 1 9 万 9 千円、これも調定の確定による補正でございます。</p> <p>7 5 ページをお願いいたします。</p> <p>3 支出です。</p> <p>2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、1 9 の負担金補助金及び交付金でございますが、保険料等の負担金の確定によりまして 4 9 4 万 9 千円減額をするもので</p>

	ございます。以上でございます。
日程第14 ～日程第17	
議長	次に、日程第14 議案第10号「平成30年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」、日程第15 議案第11号「平成30年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」、日程第16 議案第12号「平成30年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」、日程第17 議案第13号「平成30年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」は、一括議題とします。 5番 高橋弘展議員
5番	動議を提出いたします。 日程第14 議案第10号「平成30年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」、日程第15 議案第11号「平成30年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」、日程第16 議案第12号「平成30年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」、日程第17 議案第13号「平成30年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」は、予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することを望みます。
議長	7番 高倉寛視議員
7番	ただ今の高橋弘展議員の動議に賛成いたします。
議長	ただ今高橋弘展議員より動議が提出されました。 平成30年度一般会計並びに特別会計の4予算の審議につきましては、予算審査特別委員会を設置し、審査することを望むということでございます。 この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。 お諮りいたします。 ただ今の高橋弘展議員の動議に賛成される方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成です。 よって、平成30年度一般会計並びに特別会計の4予算の審議につきましては、予算審査特別委員会に付託し、審査することに決定をいたしました。 5番 高橋弘展議員
5番	動議を提出します。 予算審査特別委員会の委員長に長澤貞義議員、副委員長に佐々木紀嘉議員を推薦したいと思います。
議長	7番 高倉寛視議員
7番	ただ今の高橋弘展議員の動議に賛成いたします。
議長	ただ今高橋弘展議員より予算審査特別委員会の委員長に長澤貞義議員、副委員長に佐々木紀嘉議員を推薦するとの動議が提出されました。 この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。 お諮りいたします。

	<p>長澤貞義議員を委員長に、佐々木紀嘉議員を副委員長に推薦することに賛成する方は、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、長澤貞義議員が予算審査特別委員会委員長に、佐々木紀嘉議員が副委員長に選出されました。</p>
日程第18	
議長	<p>次に、日程第18 同意第2号「東峰村副村長の選任について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>213ページをお願いいたします。</p> <p>同意第2号「東峰村副村長の選任について」</p> <p>次の者を東峰村副村長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>平成30年3月8日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>氏名 高橋英治</p> <p>住所 福津市日蔭野3丁目1番地の63</p> <p>生年月日 昭和52年5月23日生まれでございます。</p> <p>提案理由といたしまして、地方自治法第162条の規定により、新たに副村長を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>略歴書につきましては次のページに書いておりますので、ご覧いただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
日程第19	
議長	<p>次に、日程第19 同意第3号「東峰村教育委員会教育長の任命について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>215ページをお願いいたします。</p> <p>同意第3号「東峰村教育委員会教育長の任命について」</p> <p>次の者を、東峰村教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>平成30年3月8日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>氏名 佐々木孝</p> <p>住所 東峰村大字福井765番地2</p> <p>生年月日 昭和29年8月23日</p> <p>任期 平成30年4月1日から平成32年5月30日まで</p> <p>現教育長の残任期間ということになっております。</p> <p>理由につきましては、教育長室井昭博氏の辞職に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、新たに教育長を任命することについて議会の同意を求めるものでございます。</p>

	略歴書につきましては次のページでございますので、ご覧いただきたいと思 います。以上です。
日程第 2 0	
議 長	次に、日程第 2 0 同意第 4 号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務課長
総務課長	2 1 7 ページをお願いいたします。 同意第 4 号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員に次の者を選任することにつ いて、議会の同意を求める。 平成 3 0 年 3 月 8 日提出、東峰村長名でございます。 住所 東峰村大字小石原鼓 3 3 2 番 氏名 井上克己 生年月日 昭和 2 5 年 1 2 月 1 1 日 理由といたしまして、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員井上克己 氏の任期が平成 3 0 年 3 月 3 1 日に満了することに伴い、再度同人を甘木・朝倉広域 市町村圏事務組合等公平委員会委員として選任することについて、甘木・朝倉広域市 町村圏事務組合等公平委員会規約第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるも のでございます。 略歴書につきましては次のページでございますので、ご覧いただきたいと思 います。以上です。
休 憩	
議 長	1 1 時 3 0 分まで休憩します。 (1 1 時 2 0 分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開します。 (1 1 時 3 0 分)
日程第 5	
議 長	次に、日程第 5 一般質問を行います。 一般質問は 8 名の議員より提出されています。 なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問・答弁者の時間を含め、 持ち時間は 1 時間以内となっています。 通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。 答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭・明確な答弁を期待いたします。 それでは、質問に入ります。 3 番 梶原光春議員からの質問を許可します。 3 番 梶原光春議員
3 番	私は、昨年 7 月 5 日に起きました九州北部豪雨災害の復旧と、これに関連しての

	<p>J R日田彦山線の復旧について、この2点についてのみ質問いたします。</p> <p>まず、災害復旧計画について、お尋ねします。</p> <p>査定がほぼ終わったということでございますので、現在の分かる範囲で結構です。国土交通省の所管範囲、工事範囲、それから林野庁ですね、国有林の中は林野庁の管轄ですので、たぶん林野庁が予算を出してくると思います。</p> <p>その2点について、どの辺まで把握しているか、お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>国交省の所管につきましては、公共土木施設でありまして、主に道路及び河川の災害復旧となります。</p> <p>なお、本村については、国交省直轄の工事はありません。</p> <p>一方林野庁は国有林を対象に治山事業等の復旧作業を行います。民有林でありましても、保安林の指定を受けておれば、それを保護する目的で治山事業もあります。そういったところが工事範囲であります。</p>
議 長	3 番 梶原光春議員
3 番	<p>分かりました。</p> <p>続きましてですね、県の工事範囲、それから発注時期はいつ頃になるか。30年度のみでいいです。</p> <p>査定の範囲、パーセンテージですね、50%なのか60%なのか、30年度、お願いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>県の工事範囲は1級河川、県営河川をはじめ国県道、砂防、急傾斜、治山事業等があげられます。</p> <p>工事の発注時期につきましては、本年度から発注をいたしますけれども、基本3カ年ということであります。</p> <p>先ほどのパーセンテージですが、正確な数字ではありませんが、大体30年度においては3分の2、29年度で大体3分の1を発注できているものと思っております。</p> <p>なお、発注にあたりましては、地元説明をですね、県のほうにはお願いをいたしております。昨日西福井のほうですね、治山等の地元説明を行ったというところであります。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>2点ほど補足させていただきたいと思います。</p> <p>県が発注につきましては、基本3カ年ということで、改良の入らないところは3カ年、改良の入る大肥川、宝珠山川については5カ年というふうなことがございます。</p> <p>発注時期につきましても明確に出ておりませんが、発注の割合については、村長答弁が想定されるかと思われます。以上です。</p>
議 長	3 番 梶原光春議員
3 番	<p>それでは、村のほうですね、発注時期ですね、これはいつ頃になるか。また範囲、林道とたぶん農道、この辺だろうと思っておりますけれども、河川でも末端のほうの主として村の受け持ち範囲だと思っておりますけれども、その辺のことをお尋ねします。</p>

議 長	村長
村 長	<p>村の工事範囲は、村道、普通河川、林道、農道、村の管理の施設などでございます。工事の発注時期にあたりましては、今年度から発注をいたしてありまして、これも基本3カ年でございます。</p> <p>林道等につきましては、大体85%、今年度発注をしております。</p> <p>また河川等につきましても、今年度3分の1程度は発注をできるかと思っております。</p> <p>また発注にあたりましては、地元説明等もまた行っていく所存でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>用水路の復旧をですね、農地復旧の場合第一に行わなければならないんですが、用水路の発注の時期、今年度は現実問題として、5月いっぱいぐらいにしないと、6月の田植えには間に合わないということなんですけども。その復旧の見通し、来年度に持ち越すなら持ち越しでですね、各地区に、営農組合に当然説明しなきゃいけません、その辺の範囲は、ある程度計画は固まっておりますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>用水路等はですね、基本的に言いまして、今年の作付けには間に合わないと思っております。</p> <p>理由はですね、河川等の護岸の工事等に合わせまして、頭首工とか水路とかそういったものをですね、一体的に行っていきたいと考えております。その河川等の工事が進まないとですね、農地のほうも、頭首工のほうもできないということでございますので、今年度の作付けには間に合わない、無理な状況だということです。</p> <p>この件につきましては、中山間集落協定の代表者会議においても説明をさせていただいてありまして、昨年同様にですね、水が取れないところ等につきましては、ポンプ等の対応とか、そういったところでの対策は取らせていただきたいと思いますと思っております。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>分かりました。</p> <p>それでは災害のですね、査定が完了して、40万以上は当然激甚災害の指定になりますけれども、災害査定にかからなかった場合の小規模の被害、そういったところの対応はどういうふうに村は考えているか、教えてください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほども言われましたように、少額の、激甚災害等の査定の対象にならない工事につきましては、村の財政負担が少ない災害復旧事業としてですね、今後は対応していきたいと思っております。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>それは、例えば1万円以下、要するに10万円から40万円までは自力復旧の対象になっておりますけど、50%補助になっているけども、その以下のやつはどうですか。</p>

	<p>それからですね、後からこれは出て来ますけども、もし見落とした場合、現実にあるわけですね。杭も打ってない、何も打ってない、ペンキも打ってない、こういったもの、本当に小さなもの、そういったものの対策は、後から出てきた場合にはどうされますか。</p>
議長	村長
村長	<p>国の基準ですと13万以上、40万円以下につきましては、公共災害のほうとはならないということでございますけれども、10万円以上につきましては、村のほうの単費のほうでやらせていただくということになっております。2分の1の補助ですね、でやっていただくということです。</p> <p>それから、見落としのところにつきましては、また申請等を上げていただければ、大きいところはほとんどないかと思っておりますので、小さい村単独の工事だと思っておりますので、それはまた農林観光課のほうに申し出をしていただければと思っております。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>激甚災害は3年間でですね、復旧を行えということで、これが規定になっております。国ですね。</p> <p>ですが、これがもし施工業者等の不足により、若しくは発注の十分な時間がなかったということで、3年間で終わらない場合、予算等もつかなかったという場合には、これは、延長はできますか。</p>
議長	村長
村長	<p>基本的には3カ年で完了ですけども、そういった完了しない事情となった場合には、繰越明許の手続きを取りまして、4年までは施工ができるということになっております。施工残のないようにですね、今後は努めていきたいと思っております。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>それでは具体的なものに行きます。</p> <p>生活道路である岩屋橋、伊王寺橋それから中尾橋、それからもう1つその間にあります、井上光弘さんのところに行く農業用の橋がありますが、これはいつ発注でしょうか。建設水道課長にお尋ねしますが。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>いずれも宝珠山川に架かる岩屋、伊王寺、中尾橋につきましては、公共災害対策班のほうとも打ち合わせを行っておりまして、30年度中には発注を行いたいというふうに思っております。</p> <p>ただ、岩屋橋ほかのこの3橋につきましては、下部工と言いますか、川のほうから基礎をつくって上部工まで仕上げますので、相当な期間は要するかと思われまして。</p> <p>それから、最後にご発言されたあれは、村道橋でしょうか、ちょっと確認をお願いします。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>カーブの下鶴橋の下のところに浄水場があります。ポンプアップするですね、その下のところ、30m下のところから向こうの小屋のほうに渡る、川瀬を渡っていく、</p>

	あれは村道じゃないですか。里道ですか、それとも私道ですか。
議 長	建設水道課長
建設水道課長	明快な解答にはならないかもしれませんが、村道ではないと思われます。
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>分かりました。後からまた調べて教えてください。</p> <p>復旧工事はですね、私の過去2回の激甚災害の経験から、スピードがなければ、ダラダラ、ダラダラ長くかかって、予算が付かないという結果になっているんですね。</p> <p>平成3年の風台風の後の復旧工事、それから平成19年の九重山の大水害、これは熊本と大分の九重町にわたって行われましてけれども、5年間で終わらなかった場合はですね、未だに県道の整備がまだ終わってないというような状況なんですよ。</p> <p>ですから、できるだけ早く、起債をしても、借金してでもですね、短時間でやるということが第一になります。条件はですね。</p> <p>それで、工事業者のですね、まず私が心配したのが、これはもう過去もそうでしたが、工事業者の不足がまず考えられますね。村内業者ではもう絶対に足りないよ。</p> <p>そのときに、国交省の場合だったら全国から連れてくればいいけども、県と村の場合だったら、どうしても村内業者と、ここだったら朝倉管内だけになります。</p> <p>もしそれが足りなかった場合には、その対策、準備は今からなさっておりますか、お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>そういったところは十分考えられますので、もう既にですね、朝倉、うきは、久留米の建設業者にですね、いわゆる指名願いですか、そういったものを登録するよう、協力をお願いをしております、その地区からの新たな指名願いが相当出ております。</p> <p>そういったところで、今後はスピーディーな工事発注等を行っていきたいと思っております。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>分かりました。</p> <p>そういう対応を取っていただければいいと思います。</p> <p>では、ちょっと通告にはないんですが、査定の場合のですね、経費率のお尋ねをします。</p> <p>直工費用と経費率を掛けますですね、通常はですね。大体国県が1.73だと思います。村のですね、災害査定の場合の経費率はなんぼでしょう。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>前段といたしまして、応急工事、仮工事につきましては、定率の諸経費でお願いしております。</p> <p>それから、査定によります諸経費率のお尋ねでございますが、これは、河川、道路、それから林道、農災というふうに、それぞれに諸経費が異なるわけでございますが、それぞれに共通仮設費、現場管理費、一般管理費ということで、直接工事費に対して</p>

	50%から80%ぐらいは、直接工事費の額によって率が算定されておるところであります。
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>そうしますと、50から80%ということになれば国県に準じるというような考えでよろしいですね。</p> <p>それから、もう1つお尋ねします。</p> <p>普通の災害の場合だったら、災害査定の場合だったらですね、建設業者はあまりやりたくないんですよ。</p> <p>というのは、あんまり金額が大きくないと。50万とか100万とか200万とか300万ぐらいですので、それに対する一々監理費やら管理図を書いていったら、とてもじゃないから合わないから、なかなか皆さんやりたがらないんですね。</p> <p>経費率も、例えば300万の経費で1.7、8あったとしても、あんまり好んでするもんじゃないということなんですけども。</p> <p>もう1つ、建設水道課長にお尋ねします。</p> <p>起工の場合の経費率はいくらですか、村の場合。これは災害とは別な、通常の起工ですね、そういう方式は取ってない、うちは。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>通常の工事発注、公共工事と言いますか、それから災害での工事、こちらにつきましては、同率の諸経費率が加算されております。</p> <p>通常だからこうだ、災害だからこうだという諸経費率は用いられておりません。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>復旧工事の中でですね、先日2日ほど前の大雨がございましたですね、そのときですね、岩屋橋から下の下鶴橋のところまで河川がものすごく浅くなっている。3mぐらい上がっているわけですね。</p> <p>実際に朝行ってみたらですね、もう岩屋橋のところまで70cmから60cmぐらいの水が来てたんですよ。</p> <p>この浚渫はですね、大至急やっていただきたいんですけど、その辺、どちらの所管ですか。県ですか、国交省ですか。</p>
議長	村長
村長	<p>これはですね、県の所管となります。</p> <p>したがって、県のほうはですね、もう昨日現場等を見ていただきまして、梅雨前には何とかしたということをおっしゃいます。</p> <p>それからもう1点、宝珠山駅の前の河川につきましても相当河床が上がっております。これにつきましては、大分県とのどうしても関係がございますので、そちらのほうとの調整等も含めてですね、後日回答が来るようになっております。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>分かりました。</p> <p>続きまして、次の質問に行きます。</p> <p>仮設住宅に入居されている方たちが、今後2年間の入居期間が終わり、次また地元</p>

	<p>に戻ると、地区に戻るということで、当然屋椎地区の人たちはそこには住めないと。他のところも同じですけども、</p> <p>そうしますと自分の田んぼとか、そういった持つてる土地のところですね、家を建てられる計画を立てられると思います。それはそれぞれ人によりますから、もう建てないという人もいますでしょうけども。</p> <p>その場合ですね、農地の中山間地支払制度の解除と、特例としてですね、それから農振解除、これが緊急に必要になってきます。今からやってもちよほどいいぐらいですね、1年ぐらいかかると思いますので。それから造成工事かけてということになれば、2年、3年はすぐ飛んでいきますので、この2点がですね、至急特例として認められて解除できるかどうか、その辺をお尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>農振の解除のほうはですね、これはできます。</p> <p>ただし中山間地機構につきましては、熊本農政局を通しまして、本庁のほうに聞いていただきましたけれども、これはできません。</p> <p>やる場合については、協定年度にさかのぼりまして、地域全体ですね、協定地域全体のお金を返還するということになりますので、これにつきましては非常に難しい。</p> <p>ただ、31年度でこの中山間地域直接支払制度が新たに変わるということでございますので、そういった時点でしかできないと、現在は思っております。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>そうしますとですね、32年ということは、今年が30年度になりますから、要は、まだ今日3月だから、3年間待たなきゃいけないという形になりますかね。そうですね。</p> <p>その間仮に中山間地が解除できないと、そうするとさかのぼって全額その地域の、竹地区、岩屋地区とか、そういった中山間地域支払協定を全額返さないといけないということでもよろしいですね。</p>
議長	村長
村長	熊本農政局のほうからは、そういう回答を得ていますので、全額返還という形になります。
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>分かりました。</p> <p>それだったらそういう、その辺の旨をですね、やっぱり仮設住宅で、自宅の農地に、自分の持っている農地の中に建てようという人には説明をすべきだろうと思います。たぶんご存じない人もおられると思います。私は、その辺は周知していただきたい。</p>
議長	村長
村長	それは周知をしていきたいと思います。
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>それでは、JR九州に関してお尋ねします。</p> <p>日田彦山線の災害復旧について、先日の3月1日に、新聞紙上でですね、JR九州</p>

	<p>の青柳社長がですね、鉄道による復旧をいたしますというふうに明言されております。ですけども負担金について、ＪＲ単独では行わないというようなニュアンスですね。</p> <p>現実の問題として、その辺のところがですね、やっぱり不安になるわけですね。</p> <p>それと２日、３日前にですね、福岡版の中にですね、県の議会の中でもその質問はされて、実際に県としてどうなのかということで、小川知事に尋ねられております。</p> <p>小川知事としては、ＪＲ九州のほうの対応ははっきりしないといけないというようなことのニュアンスの答弁をされたということで聞いております。</p> <p>これから本題なんですけども、わが村にとってはですね、ＪＲ九州というのは１つのシンボルです。生命線です。ある意味では、これがなかったらですね、とてもじゃないけれども、寂れた町になって、非常にですね、士気が落ちてしまいます。</p> <p>実際に青柳社長とですね、村長及び執行部としてのですね、具体策はですね、行われたのか、その辺をお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今までですね、ＪＲの青柳社長には一度しか面会と言いますか、要請文を持った行動しか起こしておりません。</p> <p>ＪＲ九州のほうからは２回にわたりまして、前田専務のほうが本村に訪れて説明をいたしております。</p> <p>その説明等につきましてはですね、これは復旧どうこうという形での、村の負担が云々という話ではありません。</p> <p>今、県議会での情報等もご承知をしているということでございますけれども、県議会の質問に対しての県知事の答弁はですね、やはりＪＲ九州がまずは復旧をすべきだということを、知事は言っております。</p> <p>したがって、もう１つ青柳社長が言っております三者協議等につきましては、これはですね、今、県の交通政策課のほうで、ＪＲ、福岡県、大分県との三者協議について、段取りをしているということになります。</p> <p>その後に各自治体が入ってくるということになりますので、そういった、まずは県を中心にやっていただいて、そして要請等があればですね、当然東峰村それから添田町、日田市あたりの自治体等が入っていくような形になるのではないかと、今の時点では思っております。</p>
議 長	３番 梶原光春議員
３ 番	<p>たぶん今、そのくらいのスピードであればですね、これはまだまだかかるかと、非常に危惧しております。</p> <p>私が何度か申し上げました岩屋駅の前のですね、岩屋湧水が設置されておりますけれども、それを早く復旧していただきたいと。</p> <p>それにはＪＲの話を待っていたんでは追いつかないんですね、実際にもう村のほうで掘削をして、向こう側のトンネルのほうから掘削して、仮設でもなんでもいいから水を引っ張って来て、そして実際に岩屋湧水が汲めるということになればですね、ＪＲに対してのＰＲにもなるだろうし、そういうふうを考えているというふうにお願</p>

	いをしたことがあります、その後その話は怎么样了のか、その辺のことをお尋ねします。
議長	村長
村長	岩屋湧水の復旧につきましては、仮設で今年度220万ほどの予算計上をさせていただいておりますので、今年度中には仮設での給水開始ということではできるかと思っております。
議長	3番 梶原光春議員
3番	分かりました。じゃあ、至急やってください。 それからですね、もう1つ、これは県の河川との関係ですけども。宝珠山駅のJRの橋がございます。それから岩屋駅も同じように橋があります。 そこがネックになって、要するに戦前につくられたもんですから、ボックスカルバートみたいで、中に暗渠部分があるわけですね、脚があるわけです。 これは、JRがやるのか、それとも一時期話に出ておりました、県が工事を行うのか、その区分けはどうなっておりますか。
議長	村長
村長	議員お尋ねの宝珠山駅付近につきましては、これは県のほうが河川改修と合わせて行ってくれるということで、非常にありがたいことであります。 それからもう1つ付け加えますと、大行司駅のほうの斜面崩壊、これにつきましてはも県のほうがやっていただくということであります。 したがって、残っておりますのが、岩屋駅の、先ほど言いましたボックスカルバートみたいな橋梁、これにつきましては、まだ県のほうがやるという話ではありません。当然現状ではJR九州がやるべきだと思っております。
議長	3番 梶原光春議員
3番	JRがやるのはいいんですが、その前にですね、その上の屋椎谷の、今度は大型ダムができます。これはもう説明を受けておりますから、スリットダムなんですけども。 そこからの流路工をつくる場合、当然JRの岩屋駅のその橋にかかるわけですけども、こうなった場合には当然、流路工がそこから、流路工は広い、下のJRの線路の下が狭いという形になると思うんですよ。 だからその辺の協議はですね、両方でやらなきゃいけないし、その辺のことはですね、村長のほうからですね、県のほうに話をさせていただいて、その決定というのか、どっちにするのかということ、もしJRがですね、乗らなければ話は別ですけど、その辺のことも含めてやっていただきたいんですけど、いかがですか。
議長	村長
村長	議員おっしゃるとおりですね、流路工等ができますと、当然JRの線路のボックスカルバートのところにはぶち当たるわけでございますので、これにつきましては、今、県とですね、JRのほうで協議をしているという情報は得ております。
議長	3番 梶原光春議員
3番	分かりました。その辺よくよくお願いしてきます。

	<p>それからですね、JRが黒字会社の場合には、法律的に国からの激甚災害指定ができないというふうになっていると、現状の法律はですね。</p> <p>ですけども、国会での赤字路線の、例えば日田彦山線はものすごい赤字なんですけども、赤字路線への激甚災害指定の法案の提出を、国会議員の方たちがなされるというふうにご聞きしました。その法案の、現在の進行状況を教えてください。</p>
議長	村長
村長	<p>お願いしている国会議員の情報によりますと、今国会でのですね、提出を目指しているという報告を受けております。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>分かりました。進捗がある都度にてですね、経過を教えてくださいと思います。</p> <p>今度の激甚災害は正直申し上げて、非常にですね、青天の霹靂というような、皆さん思われていると思います。これを立ち直るにはですね、とにかく急いでやるということ。</p> <p>なぜかと言えば、特に農地の場合ですね、年寄りの方たちがおります。70代、80代の方々がですね。それでもやっぱり作りたいという感じなんですよ。</p> <p>ですから、時間はですね、3年と言ってるけども、2年ぐらいでやるつもりでも、ちょうどいいぐらい。それでも3年かかるだろうと思います。</p> <p>ですから、特に農地の場合ですね、農地、河川、非常に条件的にも業者が少ないということもありますので、非常に難しいと思いますけども、もう一度ですね、その辺の決意というか気構えですね、気概というか、どのくらいに思われているか、村長の所見を尋ねます。</p>
議長	村長
村長	<p>私も常々1日でも早くという言葉を発しております。</p> <p>そういった中で、この激甚災害の工事の復旧等に関しましては、一番は私の大きな関心事項でもありますし、悩みでもあります。</p> <p>そういった中で、先ほども答弁しましたように、村内の業者だけではとてもやっていけるような状態ではない。これは、村内の業者さんも十分理解をいただいております。</p> <p>したがって、村内の業者では組合がありません。組合を作ってくださいか、代表者の方を決めてくれというお願いをいたしておりましたところ、組合の設置までには至っておりませんが、代表の方が2名の施工業者が決めていただきました。</p> <p>そういった代表の施工業者との中で、今後の村の工事計画等の協議と言いますか、当然これは公表しなければならないので、それは分かってもいいんですが、そういったのも含めまして、県外、村外の業者のほうにもスムーズにですね、工事発注等ができるような体制等は取っていき、そして1日でも早い復旧・復興を成し遂げたいと思っております。</p> <p>そういったところで、村といたしましても、全力を挙げて早期の復旧・復興等には邁進していきたいと思っておりますので、議員の皆さん方のご協力、またご理解等もよろしくお願ひしたいと思っております。</p>

議 長	3 番 梶原光春議員
3 番	<p>分かりました。</p> <p>実際にですね、工事が間に合わないとか、もう例えば6月の田植えに間に合わない、だから自力復旧をするという場合にですね、我々はもう自分で業者を連れて来てするしかないんですけども。</p> <p>そのときにそういうふうに指名入札とかいう村の業者の人に全部お願いするんですけども、現実問題は難しいという場合になったときですね、農林観光課長にお尋ねします。</p> <p>そういう場合、小さな工事だと、これは見落としてから村がせないかんというようなところですね、仮に連れて来て、こうしてからしてくださいよということも可能でしょうか。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>ただ今ご指摘、そういった事態はですね、確かに発生するかと思っております。</p> <p>どのような状況で事業を発注するか、それぞれ状況が違うかと思しますので、個別にですね、相談を受ければ、当然その件についても村のほうでやりましようとなるような件も出てくるかもしれません。</p> <p>また逆に、自力復旧でお願いするような状況にもなるかと思しますので、案件に応じて対応を考えたいと思います。</p>
議 長	3 番 梶原光春議員
3 番	<p>分かりました。</p> <p>これで、私の質問を終わります。</p>
休 憩	
議 長	<p>13時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(12時15分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(13時30分)</p>
議 長	<p>9 番 長澤貞義議員の質問を許可します。</p> <p>9 番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>私の質問は、商工業の振興についてと住宅の入居状況についてでございます。</p> <p>まず、商工業の振興についてでございますが、1 番のですね、村内の各事業所が地域の雇用を担い、従業員の生活を支えていることをですね、事実として、各事業所がかなりの数あるんですけど、本当に勤めている従業員の方たちもですね、この村に住居を構えて生活をできているという事実がございます。本当に地域の小規模事業者は、地域にとって活性化を担っている事業所でもあり、極めて重要な村にとってですね、存在であると私は感じております。</p> <p>この度ですね、この度と言いますか、平成26年6月の27日に小規模企業振興基本法が公布されております。国会においてですね。それで、国としてもですね、やっぱり小規模事業者が各自治体の中において、極めて重要な存在であるということを認</p>

	<p>識して、こういう法律ができたと思うんです。</p> <p>全国的に見ますとですね、これ2012年の統計だと思うんですけれども、小規模事業者の数が334万者、日本の企業の86.5%を小規模事業者が占めていると書いておりました。</p> <p>こういうわけですね、本当に村の小規模事業者の方たちが本当に村の雇用し、地元に従業員が住んで生活できることに寄与する経済、社会両面ですね、この村を支える極めて重要な存在であると、私は感じております。</p> <p>村長におかれましてはですね、どんなふうな認識を持っているのかお伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>村内の各事業所が村人を雇用して、そしてその従業員の生活を支えているということですね、私も認識をしているところであります。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>村長は、認識をしているということであれば、重要性というのは分かっているんだろうと思います。</p> <p>昨年の水害、災害でかなりの事業所が被災をしております。その際に分かったのはですね、村としての支援という形がですね、何も事業者に対しては、何もないと言いますかね、村として支援できるような条例も何もないし、被災された事業所は借入れを安い金利で借り入れることができる補助ですね、支援が県やら国から通じて受けられるぐらいしかなかったと思うんですけれど、村としてはどんな支援ができたのでしょうか、そのときですね、お伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>12月の定例議会のときに梶原光春議員のほうからもですね、同じような質問がございました。</p> <p>やはり今の法律的と言いますか、そういったところにおいて被災された方を救済するというのが、なかなかできてないということでもあります。</p> <p>唯一できているというのは、最大で112万5千円の補助が受けられるということで、これは、議事録をですね、12月の梶原議員のところの議事録を見ていただければ答弁をしております。</p> <p>今回ですね、村のほうでもいろいろ朝倉市等ですね、動向等も見まして、朝倉市におきましても市自体の義援金等を配っているということで、東峰村におきましても配分委員会の中でですね、個人所有の事業者につきましては42件ほどあるんですけれども、30万円をですね、義援金として出しております。</p> <p>それから賃貸事業所、つまり人のお家とかそういったものを借って工場をしている方につきましては5件ありまして、その方には15万円を配分をしているところであります。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>義援金はですね、村外からの寄附金とかですね、義援金とかいう寄付されたお金を配るという形だと思うんですけれど、それはそれで本当に被災された方はありがたいと思っております。</p>

	<p>村として直接ですね、私の3番の質問に関連になるんですけど、農業・林業の方たちに対してはですね、これは本当に農業に対しては国土保全の意味もありますし、手厚い補助が必要だと、これは本当に私も認識しておるところでございます。</p> <p>しかし、商工業の事業者の方たちに対しては、表だったですね、そういう村としてこういうふうな支援ができますとかいうようなものは今まで何もなかったと思うんですね。その点に関しては、村長どうでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>何にもなかったというわけではありません。総合戦略を作った場合にですね、その中小企業の起業者の方には起業支援とか新規雇用支援とか、そういった補助制度はですね、作っております。</p> <p>やはりですね、議員の言われることも本当によく分かります。議員も先ほど言いましたように、平成26年に中小企業振興法が制定をされております。県におきましても27年に中小企業振興条例等を作成をして、中小企業の様々な対策を講じるようなことをやっておりますので、福岡県の中でもその法律に基づいた条例等がですね、各自治体できているかということ、そうではないということであります。</p> <p>しかしながら、今回の災害等のことも考慮してですね、東峰村におきましてもこの条例等を作るようにはしたいと思ひまして、今、農林観光課のほうにはですね、指示をさせていただいているところであります。</p> <p>また、原案等ができましたら、建設産業委員会等でも議論をしていただきまして、来年度中には何とかできるような方向が取れればと思っております。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>今、村長が、作ろうかという気持ちですか、これは。</p> <p>(「作らないかんとします。」の声あり)</p> <p>分かりました。</p> <p>確かに小規模企業の支援法の中にですね、地方公共団体の責務というものが第7条に書いてあります。の2項ですね、地方公共団体は小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していくことについて、地域住民の理解を深めるように努めなければならないと、こういうふうに法律でも明記されております。</p> <p>今後ですね、中身がどういうことになるのかはまだ分かりませんが、村長が振興条例として村と取り組んでいくということであれば、本当に今後もですね、議会もですね、一緒に対応した形でやっていければと思います。</p> <p>30年度中ということによろしいんですか。分かりました。</p> <p>じゃあ、今の質問は、取り組んでいただけるということで、終わります。</p> <p>次の私の質問がですね、上町団地の入居の申し込み状況ですね、これがどんな状況か、なぜこれを、聞くだけで済むことだと思うんですけど、この議会をご覧になっている村民の方もおられますので、ここで聞くことによってですね、状況がはっきり分かるのであればと思ひまして、この質問を出しました。よろしく。</p>
議長	村長

村 長	<p>今の質問に対しましては、30年の3月1日現在の状況としてお知らせをいたしたいと思います。</p> <p>ご承知のように10戸建てているわけでございますけれども、6戸応募がっております。平屋のほうは4戸それから2階建てのほうは2戸ということです。</p> <p>それから現在ですね、2戸の問い合わせが来ているということでございますが、併せて今聞いているところによりますと、村外の方がですね、申し込まれている方が多いと聞いておりますので、非常にこれはいい傾向かなと思っております。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>当初の建設の当時の考えとしては、村内の方が対象というようなふうな認識だったと思うんですけど、村外の方でよろしいですか、全員。村内の方はいないんですか、この中に。わかりませんか。</p> <p>いるということですね、村内の方も。数は分かります。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	ただ今、村長の答弁のとおりでございますが、6戸の申し込みは3、3で、村外が3、3。2戸の問い合わせはいずれも村外ということで、合計しますと、5が村外、3が村内ということになります。
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	できましたらですね、家族の方ですね、これを優先してもらいたいと思うんですけど、そういう状況なんでしょうか。家族の方が申し込みが多いのかどうかですね、そこは分かりますか、そこまでは。
議 長	建設水道課長
建設水道課長	いずれも家族というふうに伺っておりますが、その世帯状況はちょっと手元に資料がございませんけれども、もしその10を超えるような、もうその6戸についてはですね、もう確定だと思っておりますが、残りの2戸を含めた選考についてはですね、家族だとか生活の安定とかいろいろ条件がございますので、そこで優先に入居が決まっていくかと思っております。
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	これ関連ですけど、今外構工事をやっていますね。それで法面とかの外構工事の完成時期というのはいつ頃になるかお願いします。
議 長	建設水道課長
建設水道課長	当初の契約といたしまして、3月20日ということで、20日以降に入居が可能というふうな説明を行っております。
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	3月20日というと、もうすぐですね。それまで完成の見込みはあるんでしょうか。
議 長	建設水道課長
建設水道課長	法面、舗装、外構すべてですね、入居の可能な状態に持っていつているところであります。
議 長	9番 長澤貞義議員

9 番	<p>法面に関してですね、しっかりあと壊れないというですかね、そういう施工の仕方をやってもらいたいと思います。</p> <p>私の質問はこれで終わります。</p>
議長	<p>引き続き、1番 柳瀬弘光議員の質問を許可します。</p> <p>1番 柳瀬弘光議員</p>
1 番	<p>私は、防災・安全対策についてですね、質問したいと思います。</p> <p>昨年7月5日の豪雨災害時停電が長く続き、電話も不通の状態が続き使用できず、情報はラジオのみ、情報がなく不安な日々を過ごした経験をしました。</p> <p>そういった状況でですね、あらゆる場所でいろんな方々が自発的に動かれていたようで、記憶が新しいうちに全体情報ですね、災害時の発災後の状況をですね、全体で共有するような機会というのはつくられたのでしょうか、また、つくれないのでしょうか、お伺いしたいと思います。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>やはり7月の豪雨災害を踏まえてですね、一番心配なのが今季のですね、梅雨のときの体制づくりと言いますか、対応ということだと思っているところです。</p> <p>各種団体等の防災・災害対応についてはですね、先ほど議員の言われるように、意識とか認識のですね、共有それから連絡体制の確立とか確認がやはり重要だと考えております。</p> <p>したがって、まずはですね、3月の下旬には第1回の防災対策会議を開催するよう担当課のほうには指示をしているところです。これが通常やっています防災会議みたいな全体的なものでやるのか、若しくは実務者と言いますか、ある程度の人数でやるのか、それはまたちょっと今後検討させていただきたいと思っております。</p>
議長	<p>1番 柳瀬弘光議員</p>
1 番	<p>昨年度というかですね、防災対策協議会では、今回災害時にですね、福祉避難所として村内の老人ホームだったりお医者さんだったり、薬がない方もいらっちゃって、いろんな対応をされたと思うんですけども、こういった防災対策協議会等全体で話をする場合に、いろんな網の目で対策を練れるようにですね、村内の福祉施設や医師等の参加というのは可能なのでしょうか。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>今までの協議会ではですね、福祉分野として社会福祉協議会とか民生委員会の正副会長等に参加をしていただいていたんですが、今、議員が言われるように、良いご提案だと思っております。</p> <p>やはり村内の福祉施設とかですね、お医者さんのほうにも参加についてですね、呼びかけを行いたいと思っております。</p> <p>また、今回非常にご尽力をいただきました日本赤十字とかですね、あと県の保健福祉環境事務所ですね、そういったメンバー等も参加をしていただければですね、今後の対応等についても、もう少し今議員が言われるような、網の目的な対応ができるんじゃないかと思っております。これはまた検討させていただきたいと思います。</p>
議長	<p>1番 柳瀬弘光議員</p>

1 番	<p>集まる前にですね、やはり以前から防災計画だったり消防計画、いろんな計画をたぶん立てられたと思うんですけども、その計画がどうだったのかという検証をですね、ある各種団体等ですね、終わった段階で協議に入れると、いろんな全体的な情報を知ることによって、防災に対する強化ができるのではないかと、連携もできるのではないかと思いますけれども、事前に検証まで行うということも可能でしょうか。各団体等に呼びかけすることは可能でしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>やはり昨年7月ですね、状況を踏まえますと、地域力ですね、集落の地域力というのが非常に目立ったところもあります。</p> <p>そういった中で、やはり村のほうも各地域に対しましては、防災訓練等につきまして、そういった避難場所とか避難箇所、それから避難の誘導、それとやっぱりハザードマップ等をお願いをしておりますので、まずはそういった各地区ですね、防災を踏まえた話し合い等をもっといただければですね、非常にまた今後についても有効な手立てがされるんじゃないかと思っておりますし、村のほうといたしましても、まだまだ集落間においてはアンバランスと言いますかね、アンバランスじゃないですね、ちょっと取り組みが良いところと悪いところと、そういった地区もございまして、そういったところはもう少しですね、平均化するような体制等は今後お願いをしていきたいと思っております。</p>
議長	1 番 柳瀬弘光議員
7 番	<p>地区に関してはですね、自助、共助の部分で、そういった地域差があるということで、今後強めていかなければいけないと思っておりますけれども、消防だったりですね、自衛隊さんだったり警察、いろんな各機関のまた検証をですね、ちょうど年度末になりますので、3月末を今開催を予定、計画をしていこうかという話ではあるので、ちょうど年度を超えてしまうとですね、また担当の方だったり、いろんな情報が薄まってしまわないか、情報が低くなってしまわないかなと思っておりますので、ぜひそういった各関係機関ですね、災害時にいろんなところが支援していただけたらと思うんですけども、連携がどうだったとかですね、いろんな検証をできないのかということ、今、質問しているんですけども、いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>急に集めても、こうこうというようなことになるかと思っておりますので、やはり消防とか自衛隊とかですね、それぞれに課題整理をしていただいて、そして寄っていただくというような形を取っていききたいなと思っております。</p> <p>したがって、消防、自衛隊、警察、そういったところを含めた3月末までの会議というのは厳しいかなと思っております。</p>
議長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	<p>災害が起きて8カ月経っているんですけども、ぜひですね、村がやっている防災対策協議会ではいろんなですね、警察の方だったり自衛隊の方だったり消防の方だったり、いろんな関係機関来ていただいているので、その防災対策協議会をですね、できれば梅雨対策前にということで、3月であればすごく事前の対策がまた出るのでは</p>

	ないかなとは思うんですね、ぜひ、そういった各関係の機関等の検証結果、また連携とかですね、検証、どうだったかということ計画にまた繋がられるように、事前にお話して、3月下旬の協議会等ですね、一度全員情報共有ができればいいんじゃないかなと思いますけれど、いかがでしょうか。難しいでしょうか。
議長	村長
村長	もう3月中旬ぐらいになりますのでね、ちょっとそこまでは、ちょっと厳しいかなと思っております。 梅雨前にはですね、やはり今まで防災会議1回しかやっておりませんでしたけれども、できればそういった問題点を投げかけさせていただいて、より良い防災対策を取れたらと思っております。
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	ぜひ、早目にですね、記憶が新しいうちに情報共有をやっていただきたいと思えます。 次の質問に移りたいと思えます。 岩屋湧水施設の復旧についてですけれども、岩屋湧水施設の被害状況と被害額等が分かれば教えていただきたいと思えます。
議長	村長
村長	被害状況でございますけれども、やはりあそこの線路敷き、本迫川ですね、土石流によって、岩屋湧水を引いた管が断裂をしております。現在も給水施設が停止しております。 断裂した部分はですね、20m程度でございますけれども、それから下流の導入管にですね、70mほどなんですけれども、砂礫が、土砂ですね、土砂が詰まっているということでありますので使えない状態でございます。 梶原光春議員のときにも説明をしましたように、今、220万のですね、予算を可決をさせていただきました、応急復旧等はですね、やっていきたいと思っております。 給水機につきましては、直撃を避けられておりますので、これは生きておりますので、その間での給水を確保すれば機能的には復旧をするのではないかと考えております。 一応見積もりを取ってみますと、本格復旧に800万程度かかるということになりますので、しかしながら、JRとのですね、復旧の関係もございますので、この件については、当面仮復旧の形でですね、岩屋湧水の運用を図っていきたくと思っております。
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	屋椎から流れてきた土砂等ですね、復旧にあたって順序というか、岩屋駅周辺のそういった復旧工事にあたっての順序等が、今後懸念されるというのがあるのでしょうか、岩屋湧水をですね。 岩屋湧水を一番に仮復旧はできるということで問題ないのでしょうか。
議長	村長
村長	議員もご承知だと思いますけど、釈迦岳トンネルの中間付近約2.2km付近から湧

	<p>水は出ているわけでございまして、それをパイプ等で引っ張って来ているわけですね。それは線路沿いを引っ張って来ておりますので、先ほど言いましたように、本迫川の土石流災害によって、ご承知のように、レール辺りまで完全に被害を受けているというような状態で、あそこのJRの橋も架け替えなければ、今後の対応についてもちょっと難しいのかなと思っております。</p> <p>したがいまして、その橋等がですね、完了をしないと本格復旧はできないと、現時点では思っております。</p>
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	<p>了解しました。</p> <p>ぜひですね、岩屋湧水、以前からですね、汲みに来られてらっしゃる方、また村のシンボルでもありますので、復旧、ぜひ、楽しみにしていますのでよろしくお願いたします。</p> <p>以上で、一般質問を終わります。</p>
休憩	
議長	<p>14時15分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(14時04分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(14時15分)</p>
議長	<p>5番 高橋弘展議員の質問を許可します。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>まず、私は、応急復旧工事について、お尋ねしていきたいと思えます。</p> <p>昨年の7月に起きた災害の絡む部分でございますが、先ほどからも一般質問の中で多々出てきておりますが、梅雨時期までに大雨に対してどれだけの準備ができるかというのが、これから喫緊の課題ということであるかと思えます。</p> <p>特に、今年まだ復旧の本工事に入っている部分、特に家屋周辺の部分というのは、まだ皆無と言っても過言ではないぐらいかというところでございますが。</p> <p>まず、質問の前段として、河川の浚渫や護岸工事、あるいは土砂崩れ防止の治山及び砂防工事等家屋周辺に影響がある部分の本工事ですが、梅雨前までに完了できる箇所というのはあるのでしょうか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>今、原形復旧で行っているもの、県土整備が発注しております河川工事等は、それでも工期が夏までとか、ちょっと抽象的な表現ですけど、河川や村が管理する普通河川等については、河道の確保というか、流下能力をちょっとでも上げるような川の流れをつくる。それから治山工事におきましても梅雨までに、できれば異常堆積した、砂防もですけど、砂防治山も流木や土砂の撤去を進めておるといったような状況ではありますが、被害が拡大しないような応急的な対応は進めておるところであります。</p>
議長	村長

村 長	ご質問の、梅雨までに完了するところはですね、ないかと思います。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>村長、はっきり言っていただいて、逆に判断しやすい部分かと思います。</p> <p>そういったところになると、本工事が完了しないというのであれば、応急復旧工事という形で、先ほど課長も言われたとおり、どういうふうな対応をしていくのかというのが、非常に大事になってくるかと思います。</p> <p>その部分で応急的な工事、先ほど課長が説明されましたが、検討されている応急工事、もう一度回答いただけますでしょうか。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>やはり今、村の発注ペースでまいりますと、数千万円単位という中規模というか、大規模ではない工事の大きさを発注しておりますので、工期がやはり4、5カ月ぐらいかかってしまうと、完了にはですね。</p> <p>途中までしか完了しないものの取水期を迎えるというような状況がありますので、先ほど言いました河道の確保、耐降雨性の黒いトンパックを並べて家屋への被害がないように。あるいは普通河川、溪流等、若しくはそうした堰堤となっている部分については、土砂の撤去及び堆積流木の撤去というものが考えられます。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>もう少し詳しくお聞きしますけれども、対象世帯が2世帯以上の裏地、がけ地の問題であったりする部分は、県や国が災害復旧工事にあたりしておりますが、そういった部分に該当しない方々の、対象世帯が1軒等の治山にあたる部分も、そういった応急工事、応急復旧工事という部分で村は見えていただけるのでしょうか。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>今、がけ地等につきましては、大行司駅の横、急傾斜とかですね、あと4戸以上というか砂防、斜面のですね、山腹を止めると、治山含めてですけど、は県のほうが行っておりますが、村が地がけということで、予算を今年度から30年度に向けて予算化をさせていただいております。</p> <p>こちらにつきましては、概略の現地調査を終わっているだけでありまして、本格的な工事の発注には6月か7月ぐらいになってしまいそうですので、その前には村単独で、そこは工事が発注できませんので、応急的なですね、被害を及ぼさないような対策を取る必要があると思います。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>ぜひ、それもお願いしたいんですけども、さらにの部分なんですけれども、そういう地がけにも該当しない部分で、今村単独で治山の部分であったり、あと里山空間再生事業等に該当するような方々も村には申請を出されているかと思います。そういった方々への対策というのは村がするのでしょうか。それとももう個人さんにお任せということになるのでしょうか。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	まだ30年度予算を計上させていただいている状態ですので、まだ仮定の話になっ

長	<p>てしまいますが、2戸以上が地がけということで、8カ所が対象となっております。</p> <p>1戸の分につきましては、国庫、県費等々の補助事業がございませんので、村で小規模治山という、ちょっと仮称ではございますが、をもって、300万の事業費に対して、75%の補助金を出してですね、そうした1戸でも対応していきたいということで、30年度、議事日程が進みますと、3月15日の全戸配布等にお知らせして、再度きちんとした形で、その事業の受け付けを開始しようという呼びかけを検討しておるところでございます。</p>
議 長	村長
村 長	<p>基本的にはですね、今、応急復旧工事で家屋の後ろの村管理の山の崩落とかですね、そういったものについては、基本的には土砂の撤去等はできているものと認識しております。</p> <p>そういった中で、地元の説明をしなきゃいかんということ、必ず申し上げておりますので、今月の19日あたりからですね、各校区と言いますかね、大きい範囲の4つのところにつきましては、こういった形でやりますという説明等はですね、したいと思っております。</p> <p>それともう1点、議員が言われるように、どうしても自分の裏山はどうなんだとか、自分の前はどうなんだというところが、多々それは出てくるかと思えます。</p> <p>しかしながら、今、県のほうに要請していますのは、まずは河床が上がっておりますので、そういったところについては河道掘削をやって、農林観光課長が言われるように、流路の流れる確保だけはしてくださいよと、そういった話です。それから、さらに危ないところはトンバックあたり付けましよう。</p> <p>村につきましても、やはり危ない箇所についてはですね、それを本格復旧というのはまずできませんので、そういう応急仮設的なトンバックを積んでいくとかですね、そのような対応しか実質的にはできないんじゃないかと思っております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>やはり応急的な工事で人命及び財産を守れるのであれば、やはり村としてもですね、その辺ぜひ、お願いしたい部分、本当の村民の思いだと思います。</p> <p>その説明会においてもですね、1つ要望にはなりますが、やはり来たときに、どこがどういうふうに入工事なのか、あるいは要望等が上がって来たときに、こうやってほしいという部分、やはり一面の地図等でですね、皆さんで共有できるような仕組みをですね、ぜひ考えていただきたいと思えます。</p> <p>そういう会議にももちろん来られない方という、行けない方、いろんな事情があって行けない方も出てくるかと思えます。そういった方々が、じゃあどういふふう梅雨前までにまた準備をしていくのか、あるいは行政に頼ればいいのかという部分あると思えます。</p> <p>2月11日の西日本新聞の中では、朝倉市では2次災害プロジェクトチームを発足し、国や県と協力し5月末を目標に応急復旧を推進されるとしていると。ハード面では河川を被災前の河道並みの安全確保へ向け、浚渫や流木撤去など、可能な限り進めることや、これは東峰村とほぼ同じところですが、しかしながら、重機が入らないと</p>

	<p>ころもあるため、ソフト面としてはプロジェクトチームを中心として、身近な避難所を新たに選定し、地区ごとに避難訓練の実施や避難勧告の基準見直し等の方針を出しているということで、先ほどから災害対策協議会等の一般質問も出ておりますが、梅雨前までに向けて東峰村では、どこの課、どこの担当が、そういった梅雨の対策に向けて陣頭指揮を取るのか、お尋ねします。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>担当課はですね、やはり防災の所掌業務であります担当課、つまり総務課になると思います。</p>
議長	<p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>復興計画の素案の中には災害対策室なるところが建設水道課みたいな案が出ておりましたけれども、そこはまた別になるということでしょうか。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>後のほうでちょっと説明をしようかと思っておりましたけれども。</p> <p>今回のですね、この激甚災害を受けた中でですね、やはり災害と、それから東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略等のですね、通常業務と言いますか、これはできる限り分けていきたいと考えております。</p> <p>したがって、災害対策室をですね、これは建設水道課の下にと言いますか、置きたいと考えております。</p> <p>今、考えていますのは、職員を4名ほど考えておまして、今、福岡県それから北九州、それからこの前ご承認いただいたCM業務、それから任期付き採用職員、そういった人たちを含めた、総勢約30名ぐらいになるかと思っておりますけれども、そういった対策室をつくりまして、災害復旧等のですね、ハード部門、そういったところはやっていきたいなと考えております。</p> <p>それからもう1点が、やはり住民協議会の中でも出ていましたように、たらい回しの状態ではですね、なかなかまた住民サービスのほうも低下しますしご迷惑をおかけしますので、そのあたりについても、できる限りワンストップで対応できるようなところも設置していきたいと考えております。</p> <p>しかし、なにせ職員の数が足りませんので、ワンストップ窓口等まではいかないかなと思っておりますけれども、相談が総合窓口であった場合は可能な限りですね、そこで対応できるような体制、そういったものはつくっていききたいと考えております。</p>
議長	<p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>大体の課のありか方、あるいは防災の担当という部分が分かりました。</p> <p>ちょっと先ほどの整理をすると、総務課のほうがですね、防災という部分で担当になるということで、相談についても総務課のほう直接そういった受付になるのか、あるいはそういった部分をすべて復興対策室でしょうか、という部分になるのでしょうか。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>ちょっと私の説明が悪かったですかね、ハード部門の工事につきましては、災害対策室ということ、今、考えています。</p>

	<p>それから、いろんな相談とかですね、災害に関しての相談とか、そういったところにつきましては、対応窓口を設置をしていきたいと思っております。</p> <p>それからもう1点、防災にかかる通常の業務ですね、これについては所管の総務課で引き続きやるということであります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>はい、分かりました。</p> <p>ぜひ、住民の相談に対して広く意見を聞いていただきたいと思います。</p> <p>次の質問にまいります、改良復旧工事についてお聞きしたいと思います。</p> <p>復興計画の策定委員会、住民協議会等いろいろな場面でですね、村長、この災害復旧に対して発言される機会が多いですが、そこで改良復旧、改良復旧という形でかなり言われている部分もあって、村民の皆様にはだいぶ改良復旧という言葉が耳馴染んできた部分があって、かなりこういったところでもやはり改良復旧してくれるのじゃないかなという部分は、未だご期待を持たれている部分があるかと思えます。</p> <p>実際のところですね、特に村が発注する工事において、こういった部分が改良復旧されるのか、そういった箇所、数等をですね、具体的な部分が分かりましたらご回答をお願いします。</p>
議長	村長
村長	<p>県管理のですね、河川等につきましても、改良復旧は県のほうもやっていただくというふうに思っております。</p> <p>村といたしましても、村管理の河川等については、改良復旧を行っていかねば、やはりまた6年前の24災害、それから今回の災害を受けての改善等にはならないかと思っております。</p> <p>しかし、改良復旧をやる限りにおいてはですね、それは当然村単独であれば、村の金が相当かかるということになります。そういったところの最終的な調整はそこになってくるかと思えます。</p> <p>先ほども言いましたように、今月の19日から各ブロックによる説明会を開きます。それから、工事を発注した後にもですね、説明会を必ず、今回は該当する地元で行いますので、そういった中で住民の皆さんの意見を聞かせてもらい、そして、より安全な河川等ができるようなところについては、これはお金がかかってもやっていかねばならないかと思っております。</p> <p>しかしながら、専門的な見地で、それは必要ないよとか、そういったところがあればですね、また住民の皆様にはその辺りまで説明をして、住民の皆さんの意向にかなうような形での改良復旧、これはやっていきたいと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>この国の災害復旧事業補助と言いますか、もう国の査定が終わっておりますので、もう工事額が定められておりますよね。その額内においては、改良できればすることもできるのかなと思ったんですが、そういったわけではなく、もう査定額は決まっているので、もし改良する際においては、それプラス村の単費で持ち出さなければいけないということでしょうか。もう一度確認します。</p>

議 長	村長
村 長	<p>おっしゃるとおりですね。</p> <p>ですから村管理の河川につきましては、災害復旧の査定を受けたところがですね、ほとんどであります。この改良復旧で認められるところというのは1工区が1,800万という枠、それを超えないとですね、査定上には改良復旧というのが乗りません。</p> <p>そうしますと、村の河川等において1,800万、1工区でかかるというのはなかなか該当しないところありますので、これはやはり住民の皆さんとの打ち合わせをさせていただいた中で、どうしても必要であれば、そこにつきましては、村の単費を使ってでもやっていきたいと思っております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>もう少し精査してお聞きしたいんですけども、今年度予算の中にも調査費等あたるような部分で、河川であったり、そういった部分の調査費が上がっていたかと思えます。</p> <p>その復旧工事を行って、要望箇所の改良をまた改良工事で行うと、そういった意味合いもあるのかなと思うんですが、あくまでも村長が言われているのは、復旧工事に絡めて、追加の予算を足して改良復旧工事を行うということでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員の質問のとおりですね。</p> <p>例えば、ちょっと具体的に申しますと、河川がありまして、例えば2m壊れていましたと。残り1mは健在ですと。またその上2mが被害に遭っていると。そうするとこの1mの部分も、今、もう査定には乗りませんが、まだ石垣はある程度査定で通らない状態での存立はしていると。しかしながら、この1mをやって、5mをきっちりやればですね、これはもっと丈夫な安心できる護岸になるということであれば、そういった1mも含めた護岸の復旧をやりましょうと。</p> <p>ちょっとたとえば妥当かどうか分かりませんが、改良復旧という私の思っている考え方は、そういうことでありまして、それとか極端に河川が曲がっているところがありますね。谷川等は曲がっているところがある。そうしますと、そこで壊れている外側については、当然水の方で壊れるんですけど、内側については、以外と壊れてないところが多いわけですね。そういったところで、内側のカーブをもう少しゆっくりしてやると、外側ももっと負担が軽くなるというような場所もあるわけですから、そういったところは、今後の豪雨災害に備えて内側も少しとってやろうと。</p> <p>そういった場合は査定に乗っていませんので、これは村の単費のほうでやるというような形。そういった意味でございます。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>具体的な例を挙げていただいたんですが。</p> <p>改良を要望したいこと、まだまだ村民の皆さん、住民協議会に出たりして出されてはいるんですけども。</p> <p>実際その要望がどういうふうに進んでいくのか、それが要望として認められるのかどうかというのが、すごく今、いろんな要望を出してみたんだけど、その要望どう</p>

	<p>なっているのかというのが、全然よく分からない状況であります。</p> <p>そのため住民説明会というのが行われるかと思うんですが、個々の要望がこの災害復旧工事にかからなくても残って、村として要望として認めていただけるのか。</p> <p>あるいは復旧工事に乗らなかった部分に関しては、再度何か要望書等を出さないといけないのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	もうちょっと分かりやすく説明願えますか。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>いろんな要望が出る中で、先ほど言われたように、村長、原形復旧の中に、プラスして改良復旧として認められる要望と、もうちょっと要望自体が大きすぎたりとか、ちょっと離れてたりして、復旧工事と一緒に工事ができないことというのもあり得るのかなという話ですね。</p> <p>そういった場合に、その要望は要望として、村はずっとその災害復旧が終わってもその後やはり改良箇所として必要として、その要望をずっと見ていただけるのかですね、ずっと残していただけるのかどうか、というのをお尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>それは今までの前例です、要望等の上がってきたところはできるだけ村としても応えていておりますので、災害復旧後でもそれは要望等が出ればですね、やっていきたいと思っております。</p> <p>それから、前回の全協のときでもちょっと申させていただきましたけれども、どうしても災害に遭ってなくても、この河川はこうしないと、また同じような災害に遭うよねというところが何箇所もあるわけですよ。そういったところは災害でなくても、今後の被害を抑えるためにもですね、地元の皆さんのご理解を得て、そういった河川の改修、それとか、逆に新たに放水路的な形で河川を作らせていただくとか、そういったところまではやっていかなければならないと考えております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>1つ要望としまして、この8カ月間、復興計画の策定の住民協議会が行われてからかなりの要望箇所が出ているかと思えます。そこをぜひ、見える化してもらいたいです。いつでもこういった要望したよねということが、住民の方と役場がですね、共有できるような資料あるいはそういった部分を残していただかないと、「あれ言ったよね、あれどうなったっけ」という部分が、おそらく災害復旧工事が終わるころになって、また、何か噴出したりするのかなと思えます。</p> <p>そういった部分の共有化できる仕組みを、ぜひ検討していただきたいと思えます。</p>
議長	村長
村長	<p>したがって住民のですね、住民説明会が非常にやっぱり大事になってくるかと思えます。住民説明会をやって、その中でも気づかない要望等が多々あるかと思えます。</p> <p>そういった段階におきましては、再度その後、工事を発注した後にですね、また説明会を行いますので、そういった中でできるだけ自分たちの要望とか、そういったものが活かされるような手法とか環境はですね、村のほうとしても考えていくつもりで</p>

	す。
議長	5番 高橋弘展議
5番	<p>ぜひ、紙ベースか何かで残しておいていただきたいと思います。 次の質問です。</p> <p>災害発生時の行政対応についてお尋ねします。</p> <p>先ほど柳瀬議員の質問の中にも防災対策協議会の質問があり、この3月下旬にはそういった第1回を開きたいということですが、行政として、役場として、この災害、本当に未曾有の災害であったので、もう残業時間もはるかに法定外と言いますが、そういった部分までいったかと思えます。</p> <p>そういった部分で、いろんな行政対応、その災害中に行われてきておりますが、そういった部分の検証というのは、これまでに行われましたでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>これはアンケートという形ですね、一応実施させていただいたのはご記憶にあるかと思っております。</p> <p>そういった中で、質問の量も多くてですね、皆さん方にはちょっと書くのになかなかお手数をおかけしたと思えますけれども、そのアンケートの集約したですね、概略の分析、それから今後の対応、そういったところについては、行政のほうといたしましても把握をしているところであります。これをいちいち言っていくと長いんで、それはまた後で見させていただいたほうがいいと思えますけれども。</p> <p>今回の豪雨災害を受けまして、やはり避難場所ですね、避難場所等が距離感がやっぱり非常にあったといったことも多々あがってきております。</p> <p>それとかやはり連絡が取れない、つまり情報通信機器の不足、それから防災無線が聞こえなかったとか、いろんなご意見が上がっております。</p> <p>そういった中で、今回の30年度の予算のほうにも組み込ませていただいておりますけれども、まずは防災無線等ですね、整備、そういったところはやっていきたいと思っておりますし、もう1つは、各地区の公民館辺りをですね、避難場所にぜひ格上げをさせていただきたいと思っております。</p> <p>そういった中で、どうしても土石流の影響を受けます公民館等もございますので、そういったところは別のところに建て替えるとかですね、そういったところも考えていかないと、高齢化率が41.6%の本村におきましては、今回みたいな豪雨災害ですと、もう動けないというのが現状でありますので、そういったところは今後またご提案等をさせていただきたいと思っております。</p> <p>それともう1つは、今回の情報収集が、線状降水帯という気象庁始まって以来の雲ができたということで、こういったところについても、なかなか気象庁の現在のレーダー上でもつかみきれない状況があります。</p> <p>そういったところで、その区間辺りをもう少し分かるような、エリア的に分かるようなシステム等もですね、今後計画をしていきたいと思っておりますので、予算等にも上げさせていただいているところであります。以上です。</p>
議長	5番 高橋弘展議員

5 番	<p>すみません。僕の質問の書き方が若干のあれだったのかもしれませんが。</p> <p>役場内ではそういった部分、所管課でありましたり、そういった部分で業務等の精査、災害対応時いろんなたぶん所管とは違う対応をされた課もほとんどかと思えます。そういった部分で人員配置であったり、役場の災害時の対応の配置、そういった部分は検証されたのでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>検証につきましては、常に月2回の庁議、課長会等を行っておる中で話はしておりますが、検証会というような形で厳密にやったということは、今のところございません。こういったアンケートの課題をもとにですね、じゃあどうすればいいかとかいう部分についてはですね、皆さんと意識の共有を図っているところでございますが、実際7月以降の人員配置、県とか担当とかですね、そういった部分については、今、投入量調査というのを内部でやっておりまして、実際にどれぐらいの業務にどれぐらいの人が行ったかという部分で、これは内閣府の調査と一緒にやっているんですけど、その中で、その配置と業務量が適切であったかとかですね、そういった部分を今、するような形で調査とかはですね、しております。</p> <p>そういう形でやっておりますけど、一堂に会してという形では、今のところやれてないというのが実情です。以上です。</p>
議長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>今回の災害が大きかった部分もあるので、公助だけではできなかった部分、共助という形でボランティアの方々がたいへんお手伝いしていただいて、早期に復興、復旧に向かえた部分というのがあるかと思えます。そういった部分を踏まえて、ぜひとも地域防災計画等の見直しは、ぜひ進めていただきたいと思えます。</p> <p>次に入ります。</p> <p>災害関連の視察対応についてです。</p> <p>2月だけでも4、5件の視察を村としては受けられているかと思えます。それは様々な方面からだと思いますが。</p> <p>今後復旧・復興が進むにつれて、よりこの大災害に対する視察、東峰村がどう動いたかという部分の視察が増え、その視察に対応する職員の負担が、かなり過度なものになってくるのかなという部分も予見されます。</p> <p>そういった部分での日常業務に支障がないような方法であったり、そういった部分の対応というのは考えられていますでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>議員ご質問のようにですね、2月だけでも4件の視察がっております。議会からの視察がほとんどでしたけれどもですね。</p> <p>しかしながら、私たちも熊本の西原村とか、そういったところにも状況を聞きに行ったりとかですね、しております。</p> <p>そういったなかで、やはり向こうのほうもきっちりとその対応はしていただいておりますので、わが村としてもですね、どうやったかということについてはですね、職員には負担はかけますけれども、これはやっていかなければならない状況だと思って</p>

	<p>おりますし、そういったことを通して、今後の地域にどう生かせるか、そういったところも含めて、視察に来られた方の対応というのはですね、多少無理であっても受け入れていきたいと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>東峰村の復旧・復興をですね、外部に、いろんな村外の方に知ってもらうためには、視察の対応というのは重要な部分かと思えます。</p> <p>そういった部分で、ぜひ担当職員の過度な負担にならないような受け入れ態勢をつくっていただきたいとともに、あとは民間のほうでもですね、東峰村ツーリズム協会のほうでも、そういった災害対応のツーリズム等も方向性を出されているので、民間の部分は民間の部分、行政の部分は行政の部分、うまく切り分けることでですね、いろんな東峰村の災害対応をしていただく、勉強していただく機会になると思えますので、ぜひ、その検討もお願いしたいと思えます。回答をお願いします。</p>
議長	村長
村長	<p>そのツーリズムと言いますかね、ところについては、バス1台来て、いろいろ説明しているというのはしょっちゅうしておりますけれども、役場にですね、そういうところが、そういう視察が入ってきたところにつきましては、役場のほうで対応していきたいと思えますし、どうしても目的がどうなのかというところがありますので、被災地を連れて回ることだけだとですね、ツーリズムあたりでも構わないかと思えますけれども、そういったのは適宜判断をさせていただきたいと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ぜひ、民間は民間の部分、行政は行政の部分でですね、持ち分担、うまくやっていただければと思えます。</p> <p>次の所管の部分に関しては、大体先ほど回答されておりますので、もう省かせていただいて、すみません、議長、資料の配布のほうをお願いします。</p>
議長	<p>事前に確認しておりますので、これを許可します。 (資料配布)</p>
5番	<p>次の質問にまいります。</p> <p>災害復旧における治山及び法面保護工事についてということで、1つ、全天候フォレストベンチ工法という部分をですね、少しご提案をさせていただきたいんですが。</p> <p>この1面はぐっていただいて、そこでコンクリートによる斜面保護から発想の転換ということで、斜面を棚田のような階段状に造成して、構造安定した形状を確保し、また階段状の水平面から降雨を地下水脈へ導き、雨水排水の2つの機能により土砂崩壊を抑制、地震に対しては壁面剤のしなやかさにより地震波がすり抜ける構造ですと。さらに階段状の水平面に植樹をすることで森の再生に貢献します。</p> <p>ということで、法面を棚田状にして、そこに植樹をしながら法面を保護していくと。それがまた透水性を持ち、豪雨災害の排水性、土砂崩壊を防ぐという工法であるんですが、東日本大震災においてもこの工法の部分が、津波の引き波を直撃しても耐える耐久性というのがのっかっていたり、あとはコスト面においても、やはりコンクリートを使用する工法よりも安価にできるということ等がありまして、今回の災害で未だ</p>

	<p>山中には倒木、倒れた流木、流れた流木等もあります。</p> <p>さらに今後山の手入れ等もですね、進めていかないといけないところで、このフォレストベンチ工法、斜面を止めるところがですね、間伐材を使用することができるのと、あと、このアイデアを発祥されている方に聞いたところ、流木であったり、この林地残材にあたる部分も使用することも検討できるということが言われております。</p> <p>現在復興計画の素案の中にもですね、景観を守りながらという部分もですね、1つの項目に入っております。そういったところからですね、コンクリートをはがちがちにですね、これから復旧工事が進んでいくと、何かこの村もですね、景観というのが、そもそも良かったこの里山の景観が崩れていくという部分を、この工事が進むことで若干危惧するところがあります。</p> <p>そういった部分で、ぜひ、こういった自然を活かした工法、そして山の再生にも寄与するという部分をですね、ぜひ、なかなか国、県の工事においてこういった部分提唱するのは難しいと思いますので、ぜひ、村単独の事業においてもですね、1つの候補に挙げていただくことはできないでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>良いご提案をありがとうございます。</p> <p>これは国交省もですね、近年結構やっておる新しい工法なんですよ。しかも非常に景観的に優しいというのと、もう1つは、やはり経済的にも有利であるということでもあります。</p> <p>ただこれが、例えば家の裏のがけ崩れとかですね、がちょっと厳しいかなと思っ ているんですね。それはやっぱり樹木が大きくなっていくとかというのもあります。</p> <p>道路の横とかですね、そういったところは、これはもう非常に有効じゃないかと思っ ておりますので、こういったところも含めて、例えば宝珠山川の河川につきましては、コンクリートブロックはもう使ってほしくないという話で、玉石の護岸になります。これはやはりホテルとかですね、そういったものを意識して県のほうにお願いを してありましたら、県のほうも宝珠山川については、極めて玉石の護岸が多いという ことで認めていただきましたので、そういった形では災害復旧しました。コンクリ ートで固めました。そういった形ではですね、今後にも繋がりませんので、できるだけ 景観を配慮した形での復旧・復興というのは考えていきたいと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ぜひ、前向きに検討していただきたいなというのと、先ほど村長、家裏は厳しいか なという話はあったんですが、実は大阪府の能勢町辺りでは、家の裏あたりのエリア においてもですね、そういった工事が可能という部分と、この推奨されている栗原さ んという方なんですけども、その方もやはり家裏辺りがこういった工法でできると、 圧迫感がないしですね、緑にも囲まれながら生活することが、再建することができる という部分でも言われておりますので、ぜひ、多方面で検討していただきたいと思 います。</p> <p>最後の質問、大きな質問に変わります。</p> <p>集落支援員の業務について、お尋ねしていきます。</p>

	<p>昨年から集落支援員制度、集落支援員さんのほうが新たに起用されているということを知っています。</p> <p>ただ、高齢者世帯の方のところですね、突然聞き取りに来られて、集落支援員ですというので、「えっ、集落支援員って何ですか」という部分ですね、多数あったという部分も聞いています。</p> <p>この集落支援員とはですね、今、こういったふうな業務をされているのか、お尋ねいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>集落支援員の業務といたしましては、まず、65歳以上の独居者と70歳以上の世帯へニーズ調査を行いまして、その調査を基に支援内容等を検討しているということになります。</p> <p>また、2月中旬より仮設住居者へは週2回訪問し声かけを行っており、3月からは仮設住宅以外の65歳以上の独居者と70歳以上の世帯へも訪問し、声かけを行っているといった業務をやっているということです。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	今、聞き取りを高齢者中心に行われたということで、聞き取りを行う中で、こういったニーズ、要望が出ているのか、分かる範囲のところ具体的に伺います。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>150世帯に聞き取り調査を行っております。</p> <p>主なニーズといたしましては、重たい荷物の移動など、無理して運ぶと腕や腰を痛めるので手伝ってほしいとかですね、子どもが買い物してくれるが、子どもも高齢者になってこれから先が不安とかですね、高いところの作業ができないので手伝ってほしいとか、ひとり暮らしで寂しく話し相手になってほしいとかですね、運転免許証を返納して買い物や病院に行くのが不便で生活に不安がある、タクシー券を利用しているが遠くに行くと高額になるので乗り合いバス、巡回バスの検討をしてほしいなどが主な内容としてですね、そういった要望が多く伺っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>そういったニーズいろいろ出てくる中で、これからそのニーズに対して、村はですね、対応していくという形になるかと思えます。</p> <p>平成30年度にはさらに今の2名体制から3名増にして5名体制という話を聞いています。</p> <p>集落支援員業務なんですが、将来的にさらに増員して村内をくまなく配置したりするのか、そういった部分も含めて、どういうふうな業務を集落支援員として今後行っていくのか、今考えている範囲でお尋ねいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>これは総務省がやっております、総務省につきましてもモデルというのも当然あるわけでございますけれども、いろんな取り組みがある中で、それぞれの自治体によってもですね、結構違うということもあります。</p> <p>例えば日之影町辺りに視察に行かせていただきましたけれども、その祭りとかで</p>

	<p>すね、行事あたりを一緒にやっているとか、そういったところもありますし、当面は、東峰村は41.6%の高齢化率でありますので、まずは高齢者の方へのお手伝いと言いますか、そういった支援をしていくような形で考えていきたいなと思っております。</p> <p>今後増やすかどうかというのはですね、現在のところ白紙の状態でございます。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>業務内容と、あとニーズの対応、現在している部分もいろいろ含めまして聞いていると、多少なりとも今、村内で動かれている役職の方々と被る部分であったり、業務が被る部分というのはあるのかなという部分で、例えば見守りであったり、安否確認という部分はですね、現在民生委員さんも地域でそういった部分、いろいろされている部分があるかと思えます。</p> <p>仮設住宅の見守りについても社会福祉協議会のほうがですね、炊き出し等のときに行われていたり、いろんな違いがあるにせよですね、よく似た部分で動かれている部分があるかと思えます。そういった関係機関との協議、その対応の棲み分け等は行われているのでしょうか。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>棲み分けとしましてですね、そういった集落支援員の活動としましてはですね、週に2回程度声かけ、困り事の相談を受けておりまして、訪問した結果について、毎月開催している民生委員会へ出席して、情報の共有を行っております。</p> <p>またですね、社会福祉協議会、包括支援センター、民生委員、集落支援員との合同会議をもって情報の共有や連携を図りながら支援をしていきたいというふうに考えております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ぜひ、今ある職種の方やそういった方々と協働してできる仕組みをぜひ考えていただきたいと思います。</p> <p>何でもかんでも集落支援員という形になっていくと、今の現有の役職の方はじゃあ一体何をやるんだという話になるかと思えます。</p> <p>今後行う業務として、先ほど重たい荷物を搬出したり、そういったニーズもありましたけれども、前々から言われていた電球のちょっとした交換の業務であったり、そういう軽微な業務というのはですね、地域包括ケアシステムの生活支援サービスとよく似た働きというかですね、業務体系になるのかと思えます。</p> <p>この集落支援員が行うこの生活を支援するサービスを、今後有償にしていくのか、無償で集落支援員さんが行うのか等も含めてですね、今後の地域包括ケアシステムにそういった部分を移管してしまうのか、そういった全体的なですね、方向性をお聞かせいただきたいと思います。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>集落支援員の活動費は特別交付税により全額措置されており、有償にするとは考えておりません。また、今後生活コーディネーターと連携して安否確認や重い物の移動、高いところの作業の生活支援、地域でのサロンの開設などの支援も行いたいと考えて</p>

	<p>おります。</p> <p>現在のところ地域包括支援センターの全面的移行は考えておりませんし、また有償化も考えておりません。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>そういった地域包括ケアシステムと若干なりとも似たような形になりますので、無償という形でサービスを始められる際はぜひとも計画的に、どこまでの範囲を無償にするのか、これは有償なのかという部分のエリアをしっかりと決めておかないと、後々またこういったサービス、しっかり始まった際にややこしいことになりますので、ぜひ検討していただきたいなと思います。</p> <p>先ほど村長が、全国的にこの集落支援員広まりつつあるが、いろいろなやり方があるということとされているんですが、そもそもの部分では集落機能を維持したり、今後の集落をどういうふうにしていくか考える場などで、集落支援員をサポートとして設けられる、コーディネーター的役割ですね。そういったことが目的とされている部分が大きくあったかと思います。</p> <p>東峰村では保健福祉課が担当課となっておりますが、大多数のところの自治体は総務課がになっている場合が多くあります。それは集落を支援するという役割からだと思いますが。</p> <p>東峰村ではなぜ福祉業務を担当する保健福祉課が担当するようになったか、その目的をお聞かせいただきたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほども申しましたように、総務省のモデルというのがありまして、集落の今後の維持それから移住・定住とかですね、そういったところまでやられておるわけでございますけれども、今本村が考えておりますのは、やはり先ほども言いました高齢化率41.6%で、福祉関係についてのところをメインとして考えていきたいと思っておりますので、福祉であれば保健福祉課ということで、保健福祉課のほうが今担当しているところであります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>では、最後の質問に入りたいと思いますが。</p> <p>昨年起きた災害の対応について、集落支援員ができることということで少しお尋ねしたいんですが。</p> <p>仮設住宅の見守りについては、今後も1名の方が配置されるということをお聞きしましたが、被災された方というのはですね、仮設住宅だけではなく、みなし仮設も含め村営住宅に移られた方、あるいは在宅でそのままとどまり続けて生活再建を営まれている方もいらっしゃいます。それは一部損壊であったり床下浸水であったり、行政の評価にあたらぬ部分の方々、いろいろいらっしゃる中で、例えば家は大丈夫だったけれども、農地が壊滅的に被災してしまった、それで農業が営めなくなっているという方もいらっしゃるかと思います。災害後にはですね、生活環境が大きく変わってしまった方々が、結局のところほとんどになるのかなと思います。</p> <p>今は見守り、ヒアリングの対象者はですね、高齢者ということで定められておりま</p>

	<p>すが、やはり今、災害が起きてからできることというのは、やはり災害への対応、特に被災者ですね、それもやはり村民の方々みなさんが被災者だと思います。</p> <p>そういったことでですね、災害からの生活再建という視点を広い範囲で見えていただきながら、今度集落支援員、5名配置されるということもあって、全世帯数5軒で割ってもですね、そんなに回れない数ではないかと思います。</p> <p>そういった部分で災害後各世帯の方々がどういうふうに生活を再建しているか、しっかりサポートするというのも村の役割かだと思います。</p> <p>そういった部分で集落支援員の方々が、被災者支援といった部分でも業務を拡大できるかどうかお尋ねいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>仮設住宅に入っておられる方だけがですね、被災者じゃない。それは先ほど議員が言われますように、やはり床上とか床下、そういった方も被災者であります。</p> <p>そういった方々のやはり心の悩みとか、そういったところも当然のこと解消していかなければなりませんし、心のケア等が集落支援員でなかなかちょっと難しいかなと思いますけれども、そういった保健師あたりへのですね、繋ぎあたりもできるかと思えますし、議員言われるように、東峰村すべてが被災だということで、そういった対応等については考えて、また取り組んでいきたいと思っております。</p>
休 憩	
議 長	<p>15時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(15時15分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(15時30分)</p>
議 長	<p>6番 梶原文明議員の質問を許可します。</p> <p>6番 梶原文明議員</p>
6 番	<p>私は、一般質問の通告書に基づきまして、質問をさせていただきます。</p> <p>まず、最初に30年度の職員採用は何名でしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>30年度の新規職員の採用は1名です。</p> <p>また、一般職、任期付職員の採用は2月1日で採用を1名しております。また、4月1日付の採用で4名を考えています。これは任期付きでありますので、限度を3年ということで、それで災害復興にあたっていただくということであります。</p>
議 長	6番 梶原文明議員
6 番	<p>採用に関しては、今、村長がお答えになられましたけども、私が問いたいのは、一般職ですか、それとも技術職ですかということをお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>30年度で採用します職員は、一般職ですから事務職となります。技術職ではありません。</p>

	<p>技術職の職員というのが足りませんので、中途採用をですね、確保したいということで、昨年の12月から中途採用の土木職の職員の応募を行っているわけでございますけれども、東峰村においてはですね、未だかつてその応募がないという現状であります。</p> <p>朝倉市さんほうもですね、同じような対応を取っております、朝倉市さんは6名、それに対してもう応募数が超えちゃって、今、応募を止めているということでございます。</p> <p>内容をちょっとお聞きしましたら、やっぱり朝倉市から県外とかですね、東京、大阪とか、そういった技術職の方が、やはり生まれ在所と言いますか、地域に戻りたいということでリターンをされる方が多いという話を聞いております。以上です。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>私は昨年の豪雨災害後ですね、予算の中でざっと見てもですね、5,000万ぐらい委託料がありますよね。</p> <p>職員採用に関して、私は技術職の方をですね、ぜひともやっぱり、朝倉市はオーバーするくらいいらっしゃるのであれば、そちらの中からですね、やっぱり東峰村に来ていただいて、ここに住んでいただいて、そして測量等をやっていたらいいような人を採用するほうが、村としても非常にいいんじゃないかなと思うんですよ。</p> <p>現在の中で5,000万を超えるような委託料を、災害も絡んでいますから当然のことでしょうけど、やっぱり払わなくちゃいけないわけですよね。</p> <p>現在職員の中には技術を持たれた方がいらっしゃらない。でもこれは将来に向かって、いつ災害というのは起きるか分からない。そういった中でですね、ぜひとも私は考える必要があるんじゃないかと思って、今回の一般質問の中で村長にそれをお聞きしたいと思って出したわけです。</p> <p>村長は言われるように、応募がないということであれば、やっぱり今後単年度じゃなくてですね、長期でやっぱり考えていかなきゃならないんですが、その辺どう考えますか。</p>
議長	村長
村長	<p>この件についてはですね、議員の皆さん方もぜひ心に留めていただきまして、土木職の採用についてはご協力をお願いしたいと思っております。</p> <p>私もいろんな方面ではお願いをしているんですが、なかなか今民間企業のほうもですね、好景気になっておりますし、しかも一般土木職と言いましても、大卒とかそういったところは求めておりませんので、あくまでも中途採用、8年以上の経験があつて、しかも1級施工の土木施工の資格を持っておられる方ということじゃないとですね、今我々が求めていますのは即戦力であります。</p> <p>そういった中で、確かに中堅クラスになりますとね、会社のほうもなかなか外してくれないでしょうし、またそういった年代ですと、やはり1つの現場を任せられて十分にやっておられる方々でございますから、よほどのことがない限りなかなか難しいのかなと思っております。</p> <p>したがって、そういった点も議員の方々も気を付けていただければと思っております。</p>

	<p>すし、もう1つ言いますのは、やはり技術職でありますとですね、逆に言いますと、今の組織体制の中では、その人を教育し、そして育てるとというのが、事務屋さんばかりですのでもできません。私も技術屋ですけども、技術屋というのはやっぱり経験年数ですね。そういったものが非常に大事になってきますし、それからの判断というような形にもなります。</p> <p>したがって、技術屋さんで採用をすれば、その人が事務的なことがやれなかったら、僕はそうじゃないと思っています。私はそうじゃないと思っています。</p> <p>したがって、今、議員言われるように、やはり今後については、そういった技術職で入っても事務職ができるようなですね、体制づくり等も考えていく必要があるのかなと思っています。</p> <p>いずれにいたしましても中途採用で、土木職1名募集しておりますので、またいろいろとご協力をお願いしたいと思っています。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>職員採用に関しては、技術職を今後ご検討いただいて、また、ぜひとも村のほうにそういった人材がですね、来ていただくことは非常にありがたいことですので、ぜひともお願いをいたします。</p> <p>村の人口はですね、2017年の1月末現在ですが、2,223人いらっしゃったわけですね。ところが2017年の12月末には2,175人になっています。11カ月で48人減少しておるわけですよ。これは転出とか転入とか出生とかいろいろありましようけど、トータルで48人減少している状況です。村長の在任期間中にもですね、2,000人を切るかもしれませんね。</p> <p>これも、ほんといったら村の存続さえも非常に厳しい状況に、私はなるんじゃないかと。その辺は、自分は危惧をしているところなんですけど、今後職員採用に関しては、特にやっぱりその辺りで、他町村から来られて村に住まないということになるとですね、人口減少はなお拍車をかけるんじゃないかと、私は思うんですが。</p> <p>採用条件の中に、以前1回一般質問でも聞きましたけど、住居を条件にできないのかということ、私、聞いたことがあります。そのときの村長の回答はですね、非常に難しいという回答でした。</p> <p>私他の市町村、私も息子が福岡におりませんが、山口のほうにいますけども、その採用なんかを聞くとですね、条件の中に入っていましたね。市です、これは。大きな市ですけど。久留米市と変わらないぐらいの市がいくつもあるわけですが、その中の採用に関して入っていますよ。だから、私はその条件をですね、ぜひとも入れていただきたい。</p> <p>じゃないと人口減少は拍車がかかって、どんどん減って、他町村から東峰村に職員採用で来られる方は、それが一番楽ですよ、私はそう思います。でもここに住んで、やっぱり村内の人と一緒に村づくりをしていくような人であれば、非常に私はありがたいと、そう思うんですが、村長、その辺どう考えますか。</p>
議長	村長
村長	私も議員のですね、思いには賛同したいと思っています。

	<p>しかしながら、前回は申しましたと思いますけれども、総務省のほうの通達等によりますと、法的にはそういうのができないということになっております。</p> <p>しかし、議員今言われますように、本来だここで生まれ育って役場に勤めておられる方が、やっぱり結婚を機にとか、そういったところで村外に出て行っている方が結構います。</p> <p>そういった方もやはり村の人口減少のことを、やっぱりもう少し真剣に考えていただいでですね、それはできるだけ村に帰って来てもらえるようにはお願いをしたいと思っております。</p> <p>ただ、話を聞いてみますと、どうしても結婚をしますと奥さんとの関係、また奥さんが働いておればそういったところの関係、いろんな関係でどうしても、こちらのほうに家はあっても外に住まれているというような方もおられます。</p> <p>今後ですね、やはり粘り強くそういったところについては、ご理解をいただくように取り組んでいきたいと思っております。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	村長の回答としては、非常にそういったことになると思いますけども、私としてはその条件をですね、試験を受けに来られた方に対して、東峰村に住んでいただけますかということを、聞かれたことがありますか。
議長	村長
村長	<p>それはもうすべての人に聞いています。東峰村に住んでくださいと。</p> <p>そのときの答えが、「住みます。」ということです。</p> <p>しかしながら実質的には、やっぱり村も悪いんですね。もっとワンルームマンション的な部屋とかですね、そういったところをやっぱり用意しなきゃいかんのでしょうか、近年入った職員でも、やはりそういった古民家はと言いますか、空き家はありますけれども、ちょっとそこには入りたくないということで、村外から通勤をされている方もいます。</p> <p>そういった面も含めてですね、今度計画している復興住宅等についてはですね、その辺りも考慮して、なんとか部屋等をですね、確保していきたいと思っております。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>できるだけですね、村内に住んでいただくように、ぜひともそういった形になるのが、村民としても一番うれしいことですし、特にもう農業あたりはですね、非常に高齢化が進んで、復興しても果たして我々も農地を耕作できるかどうか分からないような状況になっているのが現状ですので、やっぱり若い人が村に残るということはですね、それだけ村民もいいし村も活性化することだと思いますのでですね、ぜひともその点は留意をしていただきたいと思っております。</p> <p>次の質問に移りますが、税の公平性についての中で、最後に村長に答弁を聞かせていただいて、その前に各課ごとについて聞きたいと思うんですが。</p> <p>村民の納める税はですね、いろいろありますが、村民税、固定資産税、こういった形の税があるわけですが、普通に払えばですね。あとは自動車税とかありますが、その辺りで、収納率がほとんど横ばいの状態が続いていますよね。毎年ずっと出てくる</p>

	<p>のを見ると、ほとんど変わらない。</p> <p>税を納めない人たちは、自分の身に降りかかるということを考えてもらわないかんわけですね。当然健康保険だろうと何だろうと、やっぱり納めなければその分だけ村の財政が厳しくなっていくわけですよ。その辺りを分かった上で納めないのか、その辺りが非常に私としては危惧をするところですが。</p> <p>まず、村民税、固定資産税に向けての対策等がありましたら、課長のほうから先に言っていただいて、最後は村長に、どうやって今後するのかをお聞きしますので、最初に課長から答弁をいただきたいと思います。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>村民税と固定資産税それから軽自動車につきましては、まず、村民税の徴収につきましては、これはもう例年どおりでございますが、久留米県税事務所より2名、毎月1回程度、状況によっては数回お出でいただいて、徴収進捗状況等ですね、会議を開催いたしております。</p> <p>その上で滞納者の方につきましては、福岡県の地方税収対策本部、筑後地区特別対策班と合同でですね、滞納整理を行っているところでございます。</p> <p>滞納者宅への訪問、それから庁舎への呼び出し等を行わせていただきまして、滞納をされている方には、具体的な納税計画について、お話をさせていただいているというのが現状でございます。固定資産税、軽自動車につきましても、同じような対応はさせていただいているところでございます。</p> <p>状況に応じましてですね、預金等の差し押さえ等も状況に応じてはやっているところではございますが、なかなか通帳残がですね、あられない方とかもいらっしゃいます。そういった場合にはもう一度訪問したり呼び出しを行いまして、納めていただくようにはですね、説得というかお話はさせていただいているところでございます。</p> <p>県・村民税のみの対象者の方につきましては、こちらのほうは県のほうに委託をしております。県税事務所に直接本人に連絡を取っていただきましてですね、こちらのほうも訪問若しくは差し押さえ等を行っていただいて、徴収をしているというのが現状でございます。</p> <p>おっしゃられるとおり税はですね、公平負担の原則がございまして、担当課としましても、必ず納めていただくというふうな努力はしておりますが、なかなかですね、ちょっと例年徴収率等が横ばい状態というのが現状でございまして、努力は今後も続けていきたいとは思っておりますが、状況としてはそういう状況でございます。</p>
議 長	6番 梶原文明議員
6番	<p>確かにですね、収納率の向上のためにいろんな対策を考えてあると思うんですが、あまりにも長く固定化してある、収納ができてない、そういった方に対して資産のですね、やっぱりそういうのまでやったことがあるんですか。要するに差し押さえまでやったことがありますか。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>預金とかの差し押さえ等は今までわずかではございますが、数件はございました。ということです。</p>

	<p>そんなには多くはないんですけども、その差し押さえる前にですね、やっぱりお話をさせていただきまして、できるだけそういうことをしないでいいような形で、納付をいただくというのを先決としてですね、交渉はさせていただいているところがございます。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>課長が今お答えになっていますけどですね、民間だったらこの未収金というんですけどですね、これは、その担当課にとってはですね、死活問題なんですよ。ですから非常に厳しい取り立てをやります。できんかったら、結局役職を外れなさいというぐらいやられるわけですよ。それくらい厳しいわけですよ。民間というのはですね。</p> <p>次に聞きますが、29年度から国税OBの方と一緒に徴収をされるということで、予算化をされてましたよね。これに対する成果とか実績はどのようになっていますか。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>29年度からのですね、確におっしゃるとおり29年度から新規事業として、国税のOBの方にお出でいただいて、徴税のほうを一緒に取り組んでいきたいというふうな、29年度予算のときに説明をさせていただきましたが、6月くらいまでですね、その後そういう6月に村税とか確定されますので、その後いろんな会議を持ちながらという気持ちでおったんですが、ちょうど7月の災害がございまして、今年につきましてはですね、その災害対応業務のほうを、担当課として担当する災害業務につきまして、それを最優先させていただきました。</p> <p>その関係で、今年につきましてはですね、今のところ取り組みができていないというふうな状況でございます。たいへんこれは申し訳ないとは思っているんですが、今年に関しましてはそういった状況です。</p> <p>新たに新年度、平成30年度予算にはですね、また改めて計上はさせていただいておりますが、29年度については、そういった状況でございます。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>昨年は災害の関係でできなかったということですが、そうですね、これやっぱりいつまでずっと続くか分からないですけども、やっぱりこの中には合併前のやつもありますか。その辺はどうですか。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>ちょっと合併前になりますと、もう12年くらい前になりますので、ちょっと資料が、今手元にあるのは平成24、5年くらい分ですから、ちょっとここでお答えすること。</p> <p>(「記憶にあったかどうかでいいです。」の声あり)</p> <p>あったかどうかですか。</p> <p>すみません、一昨年課長になって住民税務課に来たもんですから、ちょっとそこまでの記憶がですね、今のところございません。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>以前のやつはあまり記憶にないということでしょうけど、次の質問に行きます。</p>

	水道料金、これについては未納がありますが、収納対策はどういうふうにされていますか。
議長	建設水道課長
建設水道課長	未納者に対しては督促、催告を郵送して、また長期未納者を呼び出してですね、就農計画を立てて、相談というか話をしながら徴収に努めているところであります。
議長	6番 梶原文明議員
6番	水道料金の未納はですね、止められたら生活ができなくなりますよね。 だからやっぱり厳しい言い方もしれませんけどですね、止めるべきだと私は思います。のんびり構えとったら、役場は来ても止めやせんけん、そういう考えで払わない人だっていますよ。 ですからやっぱり貰うべきところは貰って、だめな場合はだめで、その辺りを正確にやらないと、今後徴収に対してですね、払う気は起きて来ないんじゃないですかね。そんな気がするんですが。 今後の対策等、今言ったぐらいしか考えてないのか、その辺りどうですか。
議長	建設水道課長
建設水道課長	今回の梶原議員の質問に対しまして、改めて条例、規則、要綱等を見まして確認いたしましたところ、私も建設水道課長、その前、以前は農林建設課長も務めさせていただきましたが。 平成24年に水道の給水停止実施要綱というものがございまして、こちらには3カ月以上滞納した者は停止すると。 先ほど答弁いたしましたように、未納者督促、催告というようなことで、その中でも水道の給水を停止しますよということで、文書的にはですね、繰り返しそういった対応をしてきましたが、やはり効果が得られなかったためにですね、この実施要綱の執行に向けてですね、きちんと30年度というか、これからですね、その執行に向けての対応を検討していきたい、執行したいというようなことを話しております。
議長	6番 梶原文明議員
6番	ということは、止めたことはまだないということですね、と思うんですが、どうですか。
議長	建設水道課長
建設水道課長	過去給水停止を行ったことはないというふうに思います。
議長	6番 梶原文明議員
6番	今、課長が答弁されたように、休止をしたことはないということですね、止めたことは。 そうなるやっぱり人間はよくしたもんでですね、払わなくてもいいんじゃないかと、その内払えばいいだろうという考えが、当然のように出てくると思うんですよ。 ですから、やっぱり税というのはですね、そんなもんじゃないと思います。忘れたとか、そういうのはやっぱり必ず督促が来ますけど、待っときゃ200円ぐらい

	<p>いいだろうというような考えの人もいるわけですね、督促料の200円ぐらい。</p> <p>だからその辺りで、もし納税されてない、料金等を払ってないということになれば、やっぱりその本人に確認する。きちとこうやって、あなたのところは払ってないですよというのを、やっぱり内容証明ぐらい作って出さんと、今はきかないんじゃないですか。ただ文書でばいっとやってもですよ。</p> <p>内容証明とか出したことがありますか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	水道に関しては、私自身は執行したことはございませんが、他の使用料では内容証明を出したことがあるように聞いております。
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>最後に、村長に聞きます。</p> <p>今、課長がここにいらっしゃいますが、全体会議の中で、必ず課長は出席をされると思いますよね、副村長を含め当然ですが。</p> <p>その中で、この税に対して、滞納に対して、そういうのを話し合ったことがありますか。まずそれを聞きます。</p>
議長	村長
村長	<p>やはりこの決算とかですね、それとか議員の皆さんの一般質問等を受けた後等についてはですね、この議論はさせていただいておりました。</p> <p>当然決算のときは水道料金それから固定資産税、住民税等の不納金が相当ありますので、これは何とかならんのかという形で言ってきました、県のOBとか税務署のOBとか。そういう人たちを雇って回収率を上げようと、去年からそういうことをする予定でありました。</p> <p>今年度も予算は組ませていただいておりますので、少しでも税収が、未納金が回収できますようには努力をしていきたいと思っております。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>村長は非常に厳しい回答ですけど、私が思うにはですね、各課ごとにやっぱり、みんな課長が寄ったときに、この対策だけでも話し合っ、どういった方針を取るのか、今後についてどういう形で徴収をやっていくのか、そういったことをですね、1件1件でも考えていただいてやらないと、徴収は、私は上がらないような気がするんですよ。その課ごとにやってもですね、やっぱり課の分しか見ないと思うんですよ。</p> <p>やっぱり村民税、いろいろありますけど、この税を全体の課長の中で見て、この方に徴収するのはどういった方法がいいですよとか、そういったのが一人ひとりやっぱり違うと思うんですよ。</p> <p>だからそういった会議をやらないとですね、全く収納は、私はこのままの状態、横ばい状態が続くと思いますよ。</p> <p>最後に、私の質問時間は40分と決めていますから、あと7、8分しかありませんですが、村長としてですね、今後計画性を持ったですね、徴収を私はやっていくべきだろうと思います。その対応策をですね、今後やっぱり課長会、庁議の中で話し合いをしていただくことを約束できますか。</p>

議 長	村長
村 長	<p>まずはですね、先ほど建設水道課長が申しましたように、平成24年度にですね、東峰村簡易水道給水停止実施要領も作っております。</p> <p>そういった形で、給水停止を含めた措置を講じなければなりませんので、まずは水道のほうあたりからでもですね、ちゃんとした文書等を出させていただいて、そして、これは給水停止等も含めたですね、処置等は前向きに取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>あと村民税とか固定資産税、そういったところにつきましても、法的にはやはり差し押さえとかですね、そういった手段が取れるようになっております。</p> <p>まず突発的にそういうことをやりますと、いろいろとまた問題があるかと思いますので、そういった村民の方にはですね、やはりまずはお話をさせていただいて、最終的にはもうこういう形しかありませんよと、というような話をさせた上で、また対応等を考えていきたいと思っております。</p> <p>議員のですね、一般質問、非常に重く受け止めまして、今後は改善に向かって、少しでも努力をしていきたいと思っております。</p>
散 会	
議 長	<p>これをもちまして、本日の日程は、すべて終了しました。</p> <p>明日は引き続き、一般質問を午前9時30分より行い、終了後予算審査特別委員会を開催します。</p> <p>本日は、これにて散会いたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(16時05分)</p>

第2回 東峰村議会定例会会議録

平成30年3月9日
(第 2 日)

東 峰 村 議 会

平成30年 第2回東峰村議会定例会議事日程

平成30年3月9日開議

日程第 1

一般質問

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。</p> <p>4番 黒川隆康議員の質問を許可します。</p> <p>4番 黒川隆康議員</p>
4 番	<p>私は、まず初めにですね、ゲストハウス建設について、お聞きしたいと思います。</p> <p>昨年の7月5日の水害によりたいへん大きな被害が発生し、宝珠山地域の宿泊施設は壊滅的であります。また、それにより宝珠山地区の観光面においても、大きな影響は避けることはできません。</p> <p>地域別に見ても小石原地区には、観光のメインとなる焼物があるとともに、ダム関連事業により様々な事業が計画されております。宝珠山地区にはメインとなる観光施設がありません。メインとしての観光施設がない分、それぞれの施設や資源を関連付け、総合的に考えていく必要があります。小石原、宝珠山両地域がバランスよく発展していくことが望ましいと考えています。</p> <p>そのような中、このゲストハウス建設事業は、宿泊施設としての一翼を担うとともに、地域の観光と活性化、そして復興の足掛かりとしての意義も大きなものがあると思います。</p> <p>また、この事業において、事前に調査・研修に参加された竹地区の女性の皆さんも前向きに取り組んでおり、その方々の思いをしっかりと受け止めることも重要であると考えます。</p> <p>そこで行政として、どのように取り組んでいこうとされているのかを、お尋ねしたいと思います。</p> <p>通告書には、ゲストハウス建設の目的と、それによる効果をどのように考えているのかと、まとめて質問していましたが、分かりやすくするために、これを分けてお尋ねしたいと思います。</p> <p>住民の皆さんも関心を持っていることですので、できる限り分かりやすく説明していただきたいと思います。</p> <p>それでは、質問に移らせていただきます。</p> <p>1つ目にですね、ゲストハウス建設については議会も議決しており、地域の発展に貢献すると考えております。私は、ぜひとも成功してほしいと思っておりますが、行政として、こういった目的を持って取り組んでいるのかを、お尋ねしたいと思います。</p>

議 長	村長
村 長	<p>このゲストハウス事業につきましては、東峰村のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき行っている事業で、移住・定住人口を増やすことによる地域の活性化を主な目的としております。</p> <p>議員ご承知のように、東峰村の高齢化率は現在41.6%であります。福岡県で一番高い自治体ということでもあります。</p> <p>私は、このような状況で10年後の東峰村を想像することが本当に恐ろしくなります。もしここで何かしなければ人口は減り続け、村の活力は失われ、見慣れた東峰村の美しい農村風景は、あっという間になくなってしまい失われることとなると思います。</p> <p>また、あちこちで放置された空き家は著しく景観を損ね、地域の魅力がなくなり、さらに活力が失われ人口減少が加速化する負のスパイラルに陥ることは当然のことだと思っております。残念ながら既にその過程にですね、東峰村は一步足を踏み入れている現状だと思っております。</p> <p>このような中で本事業を実施することによって、観光客の増加や東峰村のファンを増やして、少しでも移住・定住人口を増やすことができれば、これはまた本村の活性化になるのではないかと考えております。また、そのような中で生まれる交流空間づくりによって、地域の魅力がさらにアップすると思います。</p> <p>こうした好循環をつくり出すことができれば、宝珠山地区においても非常に有効な効果であると思っておりますので、この事業につきましては、ぜひとも推進を図っていきたいと思っております。</p>
議 長	4 番 黒川隆康議員
4 番	<p>確かに今、村長がおっしゃったようにですね、しっかりとした目的を持って、それに向かって事業を進めるということは、たいへん重要であると思っております。</p> <p>そして2つ目の質問ですが、この事業によって竹地区の活性化に大きな効果があると思われませんが、その他にこういった波及効果が生まれると思われるのか、あるいは生じさせようとされているのか、そのことをお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今回、ゲストハウスの事業を行う竹地区には、日本棚田百選に選ばれた美しい景観を持つ地域でもあります。ゲストハウス整備事業を展開するにあたって、最も効果が期待される地域だと思っております。</p> <p>竹地区の活性化によって美しい棚田景観を今後も維持していくことができれば、まずは竹地区周辺の棚田や岩屋神社に観光客が訪れることとなりますが、竹地区はご存じのとおり宝珠山地域の一番奥ですので、当然そこに行くまでにはJRのめがね橋、親水公園、棚田、岩屋湧水などの観光施設を通ることとなります。</p> <p>また、周遊コース等を設けることによって、つづみの里、道の駅小石原、小石原焼、高取焼の窯元等にも観光客を繋げることが可能になるのではないかと考えております。そういった中で村全体の波及効果があると、私は考えております。</p> <p>また、この事業で、竹地区の活性化が実現できれば、1つの事業モデルとして、</p>

	他地域への観光とかですね、人の流れの横の展開も検討していきたいと考えております。
議長	4番 黒川隆康議員
4番	<p>私も初めに申しましたように、観光というものはですね、総合的に考えていく必要がある。1つ1つをやっぱり結び付けて考えていく必要があるというふうに思っておりますので、ぜひともそういうふうに、関連付けて考えていただきたい、そういうふうに思います。</p> <p>3つ目にですね、この事業を推進する中で、事前に調査や研修に参加されている竹地区のご婦人の方々の思いがですね、たいへん重要であると思っております。行政として、皆さんの気持ちをどのように捉え、どのようにサポートしていくのかを、お尋ねしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>当初ですね、やはり本事業の説明を行ったときにですね、ゲストハウスというのは一体どういった施設かとかですね、私たちは何をすればいいのかといったご意見が、竹地区の人たち、またご婦人方からも聞かれました。</p> <p>そういった中で、実際他のゲストハウス等を見ていただく、そういった研修を行っていくうちに、ゲストハウスに出す食後のデザートはこんなものがないのではないかとですね、そういった会議中にも出していただきましたし、徐々にこの事業に対する理解が進んでいるものと受け止めております。</p> <p>この事業の成否は、何と言っても地元住民のやる気ですので、30年のソフト事業の中でも料理や接待客等の研修を重ね、竹地区の皆様のそういった気持ちがさらに醸成されるようですね、村としてもサポートしていきたいと思っております。</p>
議長	4番 黒川隆康議員
4番	<p>しっかりですね、地元の人たちをサポートしていく、それがやっぱり成功のためには必要だと思っております。ぜひお願いします。</p> <p>それから4つ目ですけども、ゲストハウスの建設とともにですね、岩屋キャンプ場のコテージの活用も考えておられますが、その活用方法をお尋ねしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>議員もご承知だと思いますけれども、岩屋キャンプ場のコテージですね、これは老朽化が進んでおりまして、今年度も行いましたけれども、修繕が必要な状況であります。そういった部分の修繕と併せてですね、今回内装等のリフォームを行い、ゲストハウスと絡めた活用の方法によって、収益の向上が図れればと考えております。</p> <p>これによりキャンプ場からゲストハウスというようにですね、名前の変更等も考えておりますけれども、これまでキャンプ場として利用されていた方も引き続きですね、この施設を利用していただき、そして現在、議員おっしゃいますように、宝珠山地区においては宿泊施設がありません。</p> <p>そういったものを考えますと、キャンプシーズン以外にも利用できるのではない</p>

	かと思っておりますし、そういった形でこのキャンプ場のほうのですね、改修も併せて行いたいと思っております。
議 長	4 番 黒川隆康議員
4 番	<p>このコテージの活用は、私は重要なことだと思っております。</p> <p>前から言っていますように、宿泊施設がこの地域にはもうなくなっております。ですから、村外から来られるお客様がですね、ここに宿泊するようなことができおりません。</p> <p>この活用が、いかに、どういうふうによく活用されるのかを、やっぱりしっかりと考えていただいて、もちろんその運営とかもたいへん重要だと思いますので、そこら辺も考えていただいて、取り組んでいただきたいというふうに思っております。</p> <p>私は、以上4つのことについてですね、ゲストハウスのことについて質問をいたしました。この質問を通してですね、住民の皆さんへの周知とともに理解が深まればと思います。</p> <p>事業の推進においてはですね、関係者との連携を密に取っていただく。この連携を密に取っていただくということが、たいへん重要であろうと思います。ぜひ、皆さんのですね、サポートをしっかりとしていただいて、この事業を進めていただきたいというふうに思います。</p> <p>この質問は、以上で終わって、次の質問に移りたいと思います。</p> <p>先ほどの質問にも関連しておりますが、今ですね、復旧・復興、これは最優先課題であることは言うまでもありません。梅雨を前に、できる限り多くの対策とともに、河川や農地等の復旧を急がなければなりません。また、被災された皆さんへの支援、そして未だに少ない支援しかない商工業者への対応など、数多くの問題が山積しております。</p> <p>復旧工事については大きな事業費が伴うことは誰もが承知していますが、確実に、そして早期に実行しなければなりません。復旧工事に関しては、昨日より同僚議員の皆さんが質問をしていますので、私は、地方創生総合戦略との兼ね合いをお聞きしたいと思います。</p> <p>昨日もそのことについては、村長の答弁の中に少し入っておりましたが、わが東峰村が存続していくためには、そして将来にわたり希望が持てる村づくりをするためには、復旧工事とともに様々な施策が必要であると考えます。</p> <p>これらへの取り組みとして、復旧工事と地方創生総合戦略との兼ね合いをどのように考えておられるのか、創生事業をどのように進めていくのか、基本的な考えをお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>災害復興と地方創生事業のバランスについてのお考えだと思っております。</p> <p>昨日からの一般質問等でも申しておりますように、まずはですね、何と言いましても災害復旧・復興が一番と考えております。これにつきましては、全力を挙げてやっていきたいと思っております。</p>

	<p>しかしながら、災害前の状態に戻すという作業にはなりません。この災害復旧を通しまして、やはりより良い安全・安心な村づくりというのは当然必要でありますとともに、東峰村を希望の持てる地域づくりとするためには、どうしても村の存亡をかけてつくりました東峰村まち・ひと・しごと総合戦略にある事業の実施を、確実に実施していくということが必要かと思えます。</p> <p>そういった中で、総合戦略の策定にあたりましては、多くの住民の皆様から、絵に描いた餅にならないよう叱咤激励を受けているところでもありますので、職員のこの災害復旧に対しまして、そちらのほうに割く職員の数と、それからこの地方創生を進めていく中での職員とのバランスもありますけれども、こういった両方のバランスを取りながら、災害復旧・復興とこの地方創生という事業の推進にあたりましては、十分に覚悟してこの地方創生を取り組んでいきたいと思っております。</p>
議長	4番 黒川隆康議員
4番	<p>この総合戦略についての事業というのは、たいへん私も将来に向けてのこの村づくりにとって、たいへん重要であるというふうに思っています。</p> <p>もちろん復旧工事というのは最優先課題ですので、そちらはもちろん確実にですね、実行していただくといいことは、もうこれはみんなが考えることでありますので、敢えて申しません。</p> <p>ぜひですね、この総合戦略の実施については、いろいろと問題があると思えますが、皆さんで知恵を出しながらですね、やっていけたらいいなというふうに思います。</p> <p>以上で、私の質問は終わります。</p>
議長	引き続き、7番 高倉寛視議員の質問を許可します。 7番 高倉寛視議員
7番	<p>私は最初にですね、道路交通の整備。</p> <p>先月からですね、非常に積雪が多く除雪車等も出ていると思います。</p> <p>以前もちょっと聞いたと思うんですけど、積雪のときに除雪車を出すというのは、どのような条件なのかを、今一度お教え下さい。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>東峰村のほうでは、結論から先に申しますと、国県道に積雪が15cm以上計測したときに、除雪の委託を発令します。</p> <p>大字小石原地域におきまして、国県道で15cm以上と申しますのが、スクールバスの運行を行っております月曜日から金曜日までと申しますか、その間で、朝4時半、5時ぐらいに計測し、その時点で15cmであった場合は除雪の委託を開始します。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	ということは、土日は動かさないということですか。
議長	建設水道課長
建設水道課長	基本がスクールバス、児童生徒の安全な運行ということがございますので、東峰村の道路管理としてはそうした発令をしております。

	<p>ただ、土日につきましても、国道211号、500号、八女香春線等ですね、安全な運行に関しては、朝倉県土整備事務所よりオペレーターと言いますが、除雪の委託をかけるということの連携ができております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>では、2番のほうに行きます。</p> <p>嘉麻峠付近ですね、除雪の範囲は、民芸村の前までで、東峰村が行うのはそこまでですか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>朝倉県土整備事務所の管轄になりますが、大体旧民芸村のところの峠辺りまでです。ただ、モーターグレーダー、除雪車ですね、の旋回等によりまして、それから数百m下った広い場所で旋回して、戻って来るというのが通常の場合であります。</p> <p>ただ、朝倉県土整備事務所と除雪を請け負う建設業、それから関係市町村で毎年11月ぐらいに、除雪に関する協議会、打ち合わせ会がございまして、その折に協議しておりますが、飯塚県土整備事務所管内となりますので、嘉麻市のほうですね、協定をしており、その数キロ下まで連絡を取り合っておりますね、朝倉県土整備が除雪することもあるというふうに聞いております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>私がこの質問をなんで出したかというんですね、先月雪がかなり降った後に、ちょっとどうしても飯塚方面に用があったので行ったんですけども、もう南の原に上がったところから、ずっと民芸村のところまで轍というんですかね、非常にタイヤの通るところだけは雪が少ないけども、通らないところはものすごい高さで、相当残っていたんですね。</p> <p>それで、逆に嘉麻峠を越えた、要するに嘉麻市のほう入ったら、それを削ったみたいになってきているんですね。轍というのがほとんどなかったんですよ。だから非常に、逆に走りやすかった。</p> <p>だから、ああいうふうな轍がものすごい高さ、ものすごいと言っても10cmか15cmぐらいありましたから、途中で村民の方が、お母さんが歩いているのを見たんですけど、本当に怖そうに歩いていたんですね。</p> <p>だから、そういったところはやはり積雪でなくてもああいう、ちょっと氷になった状態だったと思います。ああいうのは削ることはできないのですかね。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>今、議員ご指摘は、たぶん2月の中旬かその辺りだと思います。</p> <p>その日も計測をいたしまして、その日がたまたま場所にもよったのかもしれませんが、15cmに届いてなかったので出勤は要請しておりませんが、お昼前に上がったときに、やはり轍ができて、フロントのバンパーの近くまでありましたので、これは今からでもちょっと除雪の依頼をかけようか、要請しようかというふうに判断に迷ったところでもあります。</p> <p>実際嘉麻市側に入ったら、そういうふうに除雪が進んでおったと。きれいになっておったという状況ちょっと確認ができておりませんが、朝倉県土整備事務所は、</p>

	<p>そうした15cmという高さにはこだわらずに、10cm程度でも出動の依頼をかけることもあるということでありました。</p> <p>当日だけのことを申しますと、やはりその日は除雪すべきだったのかなというふうに思っております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>今、課長がですね、除雪すべきだったのかということでございますけど、もう今年はそんな大雪は降らないと思いますけど、やっぱりこれからですね、ああいう雪があると思います。</p> <p>ですからなるべく、確かにセンチにこだわらずですね、やはり除雪をしていただいて、除雪した後に、逆に轍ができるという可能性もありますので、ああいうものはやはりなるべく取ってやらないと事故の原因とかなりますので、そのところは重々やはりですね、今後反省していただいてですね、やってもらうようお願いをいたしておきます。</p> <p>続きまして、住宅の整備についてということでございます。</p> <p>復興住宅整備についてはですね、ちょっと全然話がなかったのですが、この質問書を出した後に中原地区につくるということでございます。</p> <p>だから、これはいいんですけども、せっかく建設していただくのであればですね、私が常に言っていますように、バリアフリーを、どの住宅にも付けていただきたい。そのところをお聞きしたいんですけど、どのような建設をするつもりですか。</p>
議長	村長
村長	<p>一般通告書とちょっと違いますけれども、先に、そこをご質問でございますので、お答えいたしますと。</p> <p>当然、これは県のほうがですね、代行と言いますか、やっていただいておりますので、バリアフリー等につきましては、十分その辺りは承知しておると思いますし、もしそういう設計でなければ、こちらのほうからもきっちりとした、そういったことはお願いをしていきたいと思っております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>バリアフリーでもいろいろ、今度の小石原住宅でバリアフリーをしたところがあります。ほんと玄関先までバリアフリーで、玄関に入ると、また段差があるわけですね。あれでは正直バリアフリーとは言えない。中に入るまできれいにやっぱりスロープというんですか、そういうふうな建設を私はしていただきたいと考えておりますが、そのところも要請ができるのかどうかをお聞きいたします。</p>
議長	村長
村長	承知いたしました。その辺りもしっかりと検討してまいりたいと思います。
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>3番目の質問に行きます。</p> <p>先ほど同僚議員が、ゲストハウスのご質問をなされておりました。</p> <p>私はですね、逆に、ゲストハウスは本当に必要なのか、ということで質問させていただきます。</p>

	<p>まず、最初にですね、このゲストハウスのことを、村民の方にどれだけ周知されているんですか。</p> <p>あなたはしっかりですね、村内を回りましたとか言っております。しかし各会場です、こういったゲストハウスの建設をしますと説明いたしましたか。</p> <p>総額2億9,300万の予算をかけます。どのようなものをつくるのか、つくった後の管理はどのようにしていくのか。</p> <p>地元の竹地区にはですね、コンサルタントを連れて、何度か説明に行っているみたいですが、竹地区以外の大字宝珠山地区、福井地区、小石原地区、鼓地区の人たちに、どのような形で説明をしたのか、まずそこを聞きたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>本事業は、東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標2の「村を担う人材の育成、定着とI J Uターンを進める」に位置付けられた事業の1つであります。</p> <p>策定にあたりましては、議会からも策定部会及び推進会議の委員として参加をいただいております。</p> <p>また、住民の皆様の意見も取り入れた形で作成された計画でありまして、議会の承認も受け、また、村内全域に住民説明会も行っておりますので、周知されていると考えております。</p> <p>事業実施にあたりましては、全戸配布した平成29年の今年の予算でも周知しているところでありますので、私は周知されていると考えております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	今、村長は、住民説明会で説明したということです。それはいつ、何日ですか。
議長	村長
村長	正確では、ちょっと資料がありませんので、分かりませんが、28年の2月から3月ということでございます。
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>28年の2月から3月ということございました。</p> <p>今は、すぐ無理でしょうけれども、これ、本当に説明したのかどうかを、後で説明資料を出してください。</p> <p>あなたはですね、昨年からの復興会議で各地区を80回ほどまわりましたと、しっかり自分が仕事したみたいに自慢げに言っていましたけど、本当に村民の方々にですね、知らせるべき事案をほとんどしてないでしょう。</p> <p>昨年宝珠山地区に誘致しようとしていた水耕栽培しかり、旧宝珠山小学校のグラウンド芝生化もそう、東峰村の財産であるはずなのに全村民に何も説明はしてないんですよ。自分はしたと言っていますけど、村民の方はほとんどご存じないんですよ。</p> <p>一部の地区のためだけに何億も財源をつぎ込むことを、全村民に知らせるべきではないですか。いかがですか。</p>
議長	村長

村 長	<p>一部の地区というのは宝珠山地区を指しているのでしょうか、どうなのでしょうかと申しますけれども。そういった考え方というのはいかがなものかと思ます。</p> <p>当然、私は、東峰村の村長でありますので、旧小石原村、旧宝珠山村の同時の発展というのは、私がやらなきゃいけない責務であります。もしそういうことがあれば、これは反問権になるかも分かりませんが、ぜひ、今言いましたように資料を提出していただき。</p>
議 長	村長、反問権は、質問の確認までです。
村 長	<p>はい。</p> <p>そういった資料も出していただければと思っております。</p>
議 長	7 番 高倉寛視議員
7 番	<p>自分の地区というのははっきり言います。竹地区です。ということですね。</p> <p>それですね、私もこの質問を考えるにあたって、竹地区のほうに伺いました。</p> <p>7名の方でしたけれども、地区の方にゲストハウスについて、どのように考えているのかをお聞きいたしました。</p> <p>意見としてはですね、地区の住民が少なくなっているの、ゲストハウスが成功して地区の活性化になればいいが、現実問題として将来に本当に多くの観光客が来てくれるかどうかは無理だろう。今つくらなければ先々予算が出ないのではないかと。賛成もしないけど反対もしない。つくって地区に投げかけられても何も手伝いもできないと。岩屋キャンプ場が改修されるのであれば宿泊施設ができるのでゲストハウスは要らないのではないのでしょうか。</p> <p>中にはですね、ちょっと非常に他の議員さんに申し訳ないんですけど。</p> <p>昨年11月にゲストハウス関連の予算が提出された議会で、なぜ反対しなかったのかと、言われた方もありました。</p> <p>先ほどから移住・定住が目的とか言っておりますけど、移住・定住が本当にあの地区にできるのか、どのようにしたらあの地区に移住・定住ができると考えておられますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>竹地区の方、どなたにそういったお話を聞いたか分かりませんが、竹地区の方につきましては、私は、男性も女性も合わせてこの問題については、非常に前向きに取り組んでいただき、そして竹地区の将来像等をやっぱり一緒になって考えていっていただいているものと思っております。</p> <p>そういった中で、やはり先ほど黒川議員の答弁にもいたしましたように、やはり風光明媚、そして日本の棚田百選にも選ばれています竹地区の活性化を図ることによって、その竹まで行く道中のいろんな施設、そういったものを含めた横展開ですね、これは観光資源と言いますか、そういった集会等もできると考えております。</p> <p>そういった意味で、私は、今、議員がどなたに聞かれたかも分かりませんが、反対をする人は当然いると思ます。賛成をする人も当然いると思ます。そういった中で、私は、やはり議会でも承認をいただいた案件等につきましては、粛々</p>

	と進めていきたいと思っております。
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>村長、今のは私の質問には答えておりません。</p> <p>先ほどからですね、移住・定住をやりたいということ为先ほどからおっしゃられておりますよね。</p> <p>では、どのようにすれば移住・定住が行われるのかを、そこの何と言うですか、作戦という言い方は悪いですかね、どういうふうなやり方をすれば移住・定住ができるのか、そこのところをちょっとお聞きしたいんですけど。</p>
議 長	村長
村 長	<p>そのためにはですね、やはり移住・定住をしたくなるような魅力ある地域づくり、そういったものがなければ移住・定住をしてこようと思う方もなかなかいないのではないかと。</p> <p>それからゲストハウス辺りに宿泊等をさせていただき、そのところでやっぱり感動していただいて、こういったところに住みたい、そういった気持ちも作っていかなければ、行きたくないようなところに移住してくる人は、まずはいないかと思いません。</p> <p>したがって、やはりそういった移住・定住がしたいと思うような地域づくり、そういったものを作っていく必要があるかと思えます。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>私はですね、この事業に対して感じるのは、地方創生、地方創生ということではあります。補助金が有利だから、今つくらなければもうこれからはないみたいな感じで、無理に建設を進めているようにしか思えません。</p> <p>でもですね、私が今考えるに、昨年の災害が、ああいうふうな大きな災害があって、まだほとんど村の田とか河川とか手つかずのところほとんどですね。そういったところにお金をかけるべきではないかと、私はちょっと考えておりますけど、そこのところはどのように考えておりますか。</p> <p>こういうものをですね、そういったところに回せるように村長が率先して、どうか国県に要望して、そういうふうなお金の使い方をすればですね、私も納得できますけど、今のこの状態でこのゲストハウスとかつくる必要があるのかどうかを、ちょっとお聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほどから、他の議員の皆さん方の質問もあっていますように、これは、災害復旧が最優先では取り組みます。しかし、議員もご承知のように、この地方創生総合戦略と言いますのは、村の存亡をかけた取り組みだという意気込みでつくった戦略でありますので、これについても私は、同時並行で進めていきたいと思えます。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>ではですね、ちょっとこのゲストハウス関連にかかる金額、今から読ませていただきます。</p> <p>昨年の3月6日議会で提案可決した金額が1億163万円、29年9月13日議</p>

	<p>会に提案可決済み、委託料として600万円、昨年の11月議会で提案可決の分、これがですね2,097万円、合計で1億2,621万円です。そしてさらに今年は、今年の予算であるのが8,320万ですね。</p> <p>これほどの金額をかけてするような事業ですか、本当にあなたが言うように、地方創生で村の存亡をかけたと言っておりますけれども、これが本当にこれだけの金額をかけて、将来竹地区に観光客が来て、お客様がここがいいと言って、住んでくれるような事業になりますか。自分がもし3億円あったとき、これつくりませんか。やらないでしょう。</p> <p>そこのところをよーく考えてください。自分のお金でないから、やれつくれ、何つくれとやってますけど、もう少しやはりお金は村のものだということをよーく考えてやっていただきたいんですけど、そこのところはどのように考えておりますか。</p>
議長	村長
村長	<p>村のお金を使うと言いましても、議会の議決がなければ使えないわけです。議決をされたから、このお金が執行できるわけですから、それは議員も十分ご承知だと思います。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>確かにそれはそうですね、議会の承認を受けたからつくるのって。それはいいです。じゃあ、そこのところは私も納得しましょう。</p> <p>ではですね、この中でまず委託料、コーディネーター招へいとか、委託料が膨大な金額なんですよ。この委託料というのはどこの地区に行くんですか。どこの、おそらく村外の人だろうと、私はちょっと考えているんですけどですね。</p> <p>村内の人がこの事業にかかわるのであれば、私もそんなに言いません。でも、お金を持って行くのは、村外の業者だろうと、私は今、ちょっと考えております。はっきりは分かりませんので。</p> <p>私が言いたいのはそこなんですよ。何で村外の業者にこれほどのお金をどんどん、どんどんつぎ込まなければならないのか。そこのところは、村長はどのように考えておりますか。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>確かに委託費についてはですね、額が上がっておりますけれども、これにつきましては、こういうゲストハウスについては、村内の方にそういうノウハウを持った方もいらっしゃるし、やはりこれはもちろん村外の方の、コンサルの方のいろんな知見を受けながら進めていかざるを得ないと言いますか、村内の方にそういう、何と言いますか、ノウハウ等を持った方がいるのであれば、またそこはそこで考えられるとは思いますが、そういったような状況でございます。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>村内の業者にそういうノウハウを持った人がいないと。じゃあ、今からつくればいいじゃないですか。何を今さら、要するに家を建て替えるんでしょ。作り直すんでしょ。村内の業者さんができないわけないんですよ。そんなに難しいことで</p>

	すか。
議 長	村長
村 長	<p>家の改修等につきましては、村内の業者さんでもできると思いますけれども、このゲストハウスの運営とかですね、その他様々なことがあるということをご承知をお願いしたいと思います。</p> <p>そして議員もですね、当然、いろんな全協等で説明を受けているところでありますので、そういったところはまたいろいろと分らない点があればですね、担当課若しくは私のほうに聞いていただきたいと思います。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>なぜ委託料ばかりでですね、こういったことをやはり地元の職員が勉強してやるべきじゃないんですか。何もかも他の人、コーディネーターとかコンサルタントとか任すんでなくて、職員が勉強しなければ職員は全然育たないでしょう。</p> <p>こういう業者、村でやるんだったら村の人が、村の職員が勉強してやるべきじゃないですか。そこのところをしないから、全然この村が発展しないんですよ。そこが一番の根源なんですよ、分かってます。</p> <p>だからね、こういったことをやれば、職員が自分たちでいろんな視察をし、勉強をしてつくり上げる、そういったことはできないのですか。</p>
議 長	村長
村 長	当然、職員もですね、一緒になってやっておりますので、議員の考え方もあるかと思いますが、村は村として執行権の範囲内でやっているということです。
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>村長は、職員もいろいろやっておるということでございます。</p> <p>ではですね、これは昨年全協のときに貰いました。竹地区の方々が兵庫県の方に、視察研修報告書というものがあります。</p> <p>これを出したのが、一般社団法人 SiNKa、竹地区の人が出したわけでもない、村が出したわけでもない、ここにお願いしておる。</p> <p>このくらいの資料をですね、わざわざ外部の業者に頼む必要があるんですか。要するに、村の職員がやってないといのがはっきり分かるでしょう。そこのところをよく考えてください。それをどのように考えますか。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>今、ご指摘のあっているのは、昨年ですね、丸山地区のほうに行ったときの視察の報告書かと思います。</p> <p>この丸山地区の視察につきましてはですね、議会から3人と地元の方11名と私どもも含めて17名で兵庫県篠山のほうに行ったときの報告書でございますけれども。</p> <p>これにつきましては、こちらのほうの何と言いますか、職員のほうもなかなか手が足りない状況もございまして、復興計画の策定、あるいは各種復興支援イベント等の対応もありましたので、同時に多くの作業を行っている状況が現在あるわけです。そういう中で、そういう事務的な効率も考えましてお願いをしたものでござい</p>

	<p>ます。</p> <p>この委託につきましては、視察先の交渉それからJRのチケット、それから最後の報告書の作成等も入れたところで委託をお願いしたところでございます。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>確かにですね、復興とかそういったことで手が足りないというのは分かります。</p> <p>だったらなんで竹地区の方をお願いできないんですか。これだけの報告書ですよ、わずか何枚か。そういうことくらいやってくださいよ。本当にやる気があるのであれば。そうでしょう、ね。</p> <p>それはいいとして。先ほども言いましたように、何もかもコンサルとかコーディネーター任せじゃなくて、職員が勉強するような機会をですね、村長は考えていかなければならないと、私は考えております。</p> <p>何もかもコンサルとかコーディネーターとか、公共事業の予算に甘い汁を求めて来る人たちばかりを喜ばせているだけだと、私は考えております。</p> <p>こういったですね、まだまだ村内には至る所に災害の爪痕があります。田畑に入った土砂や水路が使えなくなったり、水田が被害がなくても米の作付けができない、また農業だけではなくてですね、昨日長澤議員が言っておりましたように、商工業の方も大きな被害を受けておられます。小石原鼓地区ではですね、多くの窯元がたいへんな被害を受けております。国の制度上、商工業の方たちへの支援は少ないのが現状でございます。</p> <p>であるならばですね、村として何とか支援できるように考えるべきだと、私は考えております。何もかもコンサル任せで自分たちはまるで考えない。お願いします。お願いします。お願いします。そればかりで、これだけの大きな財源がですね、どれだけ村内の業者に入るのか、ある程度の計算でございませぬので、教えてください。</p>
議長	村長
村長	どういったところを求められたのか、もう一度ご説明をお願いいたします。
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>先ほどから言いますように、総額2億9,000万近くの金額ですね。このまち・ひと・しごと創生事業の中のゲストハウス関連の。</p> <p>これだけの3億近いお金の中で、村内業者にどれだけの金額が落ちるのか、委託料とか何とか作成委託とか、ほとんど委託料ですよ。こういうのが非常に、おそらく村外業者だと思います。</p> <p>ですから、3億円近くのお金が村内の業者にどれだけくらい行くのか、おおよその見当、今の考え方でございませぬので、教えてください。</p>
議長	村長
村長	村内の業者に確実に下りるということではありませんが、今ざっと計算をいたしますと1億2,000万ほどは村内での発注が可能かと思っております。
議長	7番 高倉寛視議員
7番	わずか4割ですよ。本当に後の6割はすべて外部の業者ということでございま

	<p>す。正直がっかりもします。</p> <p>これは、次の30年度予算のところでお聞きいたしたいんですけど、その前に、いくつか疑問点があるところを聞かせていただきます。</p> <p>まず、コーディネーター招へい費というのがございます。800万円。</p> <p>集客イベント企画運営300万円、竹集落の観光広報活動2,600万円。この中でホームページ運営100万円、ポスター制作業務委託50万円、地元情報誌、旅行関連情報誌1,500万円。</p> <p>これすべてちょっと計算したんですけど、約4,470万、来年度予算ですね。これがほとんど委託です。</p> <p>こういうものをですね、もう少しやはり精査して、本当にこれだけの金額が要るのか、チラシ・ポスター作製で60万円、どれだけの枚数を刷るのか分かりませんが、滅茶苦茶な金額だと私は考えております。</p> <p>こういうのをですね、やはり来年度予算でございますけどもね、もう少しやはり出すのはいいですけど、考えて、こういうものを出してきているのかを、ちょっと。心配なんですよね。どのように考えております。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>新年度予算の関係のお尋ねかと思えます。</p> <p>これにつきましては、それなりの積算をもって出しているところでございまして、月曜日から新年度の関係の特別委員会がございますので、そちらのほうで詳しくはまたお答えしたいと思いますけれども。決して何と言いますか、補助金ありきでやっているわけではなくて、事業に必要なものとして積算を行っているものでございます。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>分かりました。</p> <p>ではですね、このイベントチラシ・ポスターとか、先日の全協のときに資料提出を求めましたよね。これの中の積算根拠を出してください。</p> <p>以上で、私の質問は終わります。</p>
休 憩	
議 長	<p>10時40分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時29分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時40分)</p>
議 長	<p>8番 佐々木紀嘉議員の質問を許可します。</p> <p>8番 佐々木紀嘉議員</p> <p>佐々木議員は、事前に喉の病気ということで、議場内に水分の持ち込みを許可しております。質問をどうぞ。</p>
8 番	<p>まず、最初に質問の順序の変更をお願いしたいと思います。</p> <p>一番最後に出ている振興計画について、これを冒頭に持ってきてきたいと思います。</p>

	<p>そして、あとは通告のとおり順次行っていきたいと思いますので、執行部については、よろしくお願いをしたいと思います。</p> <p>それでは振興計画、地方版総合戦略計画について、質問をいたします。</p> <p>この地方版総合戦略計画は、東峰村の生き残りをかけた事業計画でありました。</p> <p>5カ年の限定的な事業計画ではありますが、昨年の災害と相まってなかなか取り組みがしにくい状況にあります。村民の中にも復旧・復興が先じゃろうがという声も確かにあります。</p> <p>しかし、復旧・復興事業だけを優先してしまって、今現在計画しているこの事業を後回しにすれば、どうしても他の市町村に後れを取るということもあるかと思えます。この事業についても予算が、それから事業費がないだろうと、取れるかなという問題はあるかもしれません。</p> <p>しかしながら、ピンチはチャンスだという声もあります。この地方版総合戦略については、事業を選択する必要はありますが、村長は、この地方版総合戦略の事業について、どのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>今回の一般質問の中等でも度々述べさせていただいておりますけれども、災害復旧というのは、当然これは最優先課題で取り組んでいかなければならないことでもありますし、先ほど議員もおっしゃいますように、この地方創生総合戦略の件につきましても、これは東峰村の存亡をかけたやっぱり計画を、議員の皆さんも含めてやっていただいたことでもあります。</p> <p>そういった中では、このバランスと言いますか、それもあるかと思えますけれども、私は、災害復興と併せて、この東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましても、同時の形で進めていきたいと思っております。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>進行していくものは進行していくというふうな考え方だろうと思います。</p> <p>この地方版総合戦略、事業選択を十分にやっていただき取り組んでいただきたいと、このように思っております。</p> <p>この東峰村は、合併で生まれた東峰村であります。旧小石原村では観光立村、旧宝珠山村では定住の村という、お互いに特徴があったというふうに私も思っておりますが、今後は特にこの両地区を、同じように振興発展させる必要があると、このように考えております。</p> <p>先ほど同僚議員の質問もちょっとありましたが、宝珠山地区には人を呼び込む施設がほとんどありません。今は民間の旅館等もないような状態になっております。何も無いところに人は来ません。人の滞留もありません。</p> <p>今後予定されている事業で、小石原地区ではダム事業関連の小学校跡地利用の施設、宝珠山地区では先ほど質問がっておりますゲストハウス事業がありますが、豪雨災害で壊れたほうしゅ楽舎の復活も、ぜひお願いしたいと、このように思っているところであります。</p> <p>村長におきましては、物事を大所高所の観点から判断をしていただき、このよう</p>

	<p>な事業等も行っていただき、両地区の振興発展に繋げるような、そういうふうな事業の取り組みを行っていただきたいと、このように思っております。</p> <p>それと村長にはもう1つ要望があります。</p> <p>議会の一般質問の中で要望とかあまりしたくはないんですが、それは東峰村の復興のことであります。災害に遭って8カ月、少しずつです、復興事業も進めつつありますが、村民のためにも安心・安全な村づくりは、全力で取り組んでいただきたいと、このように思っております。</p> <p>財政の心配があるかもしれませんが、村民の身の安全に代えることはできません。財政を心配して、安心・安全な村づくりを怠ることの無いように、特にお願いをいたします。村長の所見を求めます。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員の発言、重たく受け止めます。</p> <p>何を言いましても議員言われますように、村民の安全・安心というのが一番でございますので、その点につきましては、全力を挙げて今後とも取り組んでいきたい。</p> <p>それから、やはりそういった中でも、今、議員言われましたように、東峰村は甚大な被害を受けましたけれども、これによって東峰村のネームバリューもですね、相当報道等によって上がったと思います。</p> <p>そういった中で、やはりこれを負として考えるんじゃなくて、これをやはりチャンスとして捉えたやり方というのは、やっていかなければ、それが私は地方総合戦略の1つだと考えております。</p> <p>当然、財政的な、この災害復旧・復興につきましては、財政負担というのは相当かかると思います。それにつきましても、できるだけ国県からのですね、支援等を仰ぎながら、この事業につきましては、財政のほうともいろいろと協議もしながら、できるだけ財政負担がないようにしてはいきますけれども、そのために安心・安全な地域社会がつかれないということであれば、それはまた非常に大きな問題がありますので、そういった点も含めまして、村の財政を考慮しながら、住民の皆さんの安心・安全のためには、今度とも取り組んでいく決意でございますので、議会の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いしたいと思っております。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>次の質問に移ります。</p> <p>今現在、被災者への公的支援は、どのような支援が行われているのかということで、3項目について順次質問をしたいと追います。</p> <p>まず、被災者へのメンタル面について、現在どうなっているのか。</p> <p>一昨日も同僚議員から同じような質問が出ておりましたが、再度答弁をお願いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>昨日も説明をさせていただきましたけれども、やはり被災者の方へのメンタル面の支援というのは非常に大事でございます。しかも、今、仮設住宅等の方が中心と言いますが、そういったところに目を向けられておりますけれども、これは被災さ</p>

	<p>れた方、それから被災されてなくても、この未曾有の災害によりまして精神的な面、そういったところにも非常に痛手を受けていると言いますか、心が病んでる方もおられると思います、</p> <p>そういった人たちも含めまして、できる限りの支援はしていきたいと思っておりますし、そのためにも今回の議案で提出しております集落支援員等ですね、活用等も図っていきたくて考えております。</p>
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>仮設住宅の訪問はされているという答弁もあるのかなと思いますが、もう一度仮設住宅に住んでいない方のメンタル支援はどうなっているか、尋ねたいと思います。</p>
議 長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	<p>一般の仮設住宅以外の方にもですね、本人や周囲の方から相談があったときにはですね、包括支援センターまた社会福祉協議会が訪問等をしてですね、対応を行っているところでございます。</p> <p>また、30年度にはですね、被災者全体の心のケアの一環としまして、臨床心理士による相談等を予定をしているところでございます。</p>
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>村内全壊の方で、仮設住宅には移らず、ブルーシートで回りを囲って、小屋とか事務所で生活されている方もいます。</p> <p>そういう方もいらっしゃいますし、また、今年の1月5日の西日本新聞ですね、これ半年経った豪雨災害の特集記事が載っておりました。皆さんも読まれているとは思いますが。</p> <p>第1面には仮設入居者のアンケート等の記事が載っておりました。6割の方が集落に戻りたいと、7割の方が先行きが見えないと。これは、朝倉市も含めてのアンケートの結果ですから東峰村だけではありませんが、東峰村の方のコメントは、村の復興計画が分かってから結論を出すとなりました。このことは村全体の復興計画ではなく、自分の居た場所の復興はどうなるのかなというふうに、私は読んでおりますが。</p> <p>しかしながら、全体の復興計画ができて、自分の復興計画はなかなかできないのではないかなというふうな心配をいたしております。</p> <p>一昨日も同僚議員の質問で、災害者の生活環境は変わっていると、村民全体が被災者ではないかというふうな質問も出ておりました。まさにそのとおりだと思います。村民のメンタル面、それから生活再建、両方大事であります。</p> <p>続きまして、生活再建支援はどのようになっているか、尋ねたいと思います。</p>
議 長	住民税務課長
住 民 税 務 課 長	<p>生活再建支援ということで、担当課、住民税務課関係分を説明させていただきたいと思っております。</p> <p>住民税務課としましては、主に住居それから家財等への支援ということになりますけれども、これは国からの支援になります。</p>

	<p>具体的に申し上げますと、基礎支援金として全壊世帯、それから解体世帯ですね、こちらは大規模半壊世帯、半壊世帯家屋を解体した場になります、それから長期避難世帯に100万円、それから大規模半壊世帯に50万円、いずれも申請によりですね、支給をされております。</p> <p>この額に加えまして、加算支援金といたしまして、住宅を建設、購入する場合は200万円、補修する場合は100万円、賃貸をする場合は50万円がそれぞれ加算されて、支給をされるという制度がございます。</p> <p>こちらの支給額につきましては、いずれも複数世帯の場合ということでご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>現在の申請件数ですけれども、参考ですけれども、基礎支援金の申請件数が30件、それから加算支援金につきましては7件の申請をいただいております。</p> <p>同じく国の支援になります。2点目ですけれども、災害援護資金の貸付けということになります。</p> <p>こちらにつきましては、住居や家財に被害を受けられた方に、被害の程度並びに所得に応じまして、災害援護資金の貸付けが行われるという制度がございます。</p> <p>こちらにつきましてはの償還期限でございますけれども、償還期間は、据え置き期間3年を含めまして10年ということになっております。</p> <p>この据え置き期間中につきましては無利子ということで、据え置き期間経過後、4年目以降は、利率は年3%ということになっておりますが、村といたしましてはですね、議会の中でも申し上げたかと思っておりますが、据え置き期間以降につきましても、無利子で貸付けを行うというふうな予定にしております。こちら参考までに、現在の申請件数は2件申請をいただいております。</p> <p>それから村ですけれども、これが生活再建支援になるかどうか、ちょっとあれなんです、村民税、固定資産税等の村税の減免をさせていただいております。こちらにつきましても被害の程度に応じまして、減免を行っているというのが現状でございます。</p> <p>罹災証明をですね、昨年7月から発行したおりに、こちらに平成29年九州北部豪雨被災者の方への支援制度ということで、これをすべての方にお配りいたしております。罹災証明書を発行された方にはですね。</p> <p>この中にいろいろ書いておりますので、被災された方はこちらのほうをですね、再度見ていただければいろいろ載っておりますのでよろしいかと思っております。また分からない点はですね、役場のほうにご連絡をいただきたいというふうには思っております。</p>
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>今、住民税務課長のほうからありましたように、一般的な公的支援制度、村とすれば減免というような支援をしているということではありますが、相談機能の充実も非常に大切だろうと思っております。</p> <p>このメンタル面、生活再建について、村長のご所見も尋ねたいと思っておりますが、所見があればお尋ねいたします。</p>

議 長	村長
村 長	<p>何度も申しておりますけれども、やはり被災された方、それからまた、この豪雨災害によって精神的な悩みを抱えている方、そういった方につきましても、村としてもですね、災害前の状態に戻れるよう全力で取り組んでいきたいと思っております。</p>
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>ちょっと先ほどの新聞記事のことで、豪雨災害から半年経った1月5日の新聞を、もう1回皆さん方に紹介をしながら、考え方を伝えたいと思っております。</p> <p>ちょうど新聞の27面には成人式の記事が出ておりました。私も誰かに寄り添い支えられる大人になりたいというふうな、そういうふうな気持ちが書かれておりました。</p> <p>しかしその反面、こういう記事も出ておりました。</p> <p>東峰村の60歳代女性は、「周囲から何度も貰えていいね」と、いうふうな記事も出ておりました。支援を多く受けていた時期の出来事だと思いますが、その記事を読んで、少し寂しくはなりました。</p> <p>次に18面では、心の傷ということで、中原地区のお年寄りのことが紹介をされておりました。もう新聞に書いてありますので、そのまま今日の一般質問で引用させていただきますが、うつ病だったというふうにありました。</p> <p>やはりこの災害の避難所生活あるいは災害からの不安で心が病んでいるという方が、まだいるのではないかとというふうに心配をいたします。</p> <p>村内外の方がそういうことを心配して、楽しいイベント、いろんなイベントを企画をしたり、開催をしたりしていただいております。炊き出しなどもたまに続けられておりますが、本当にありがたいことだというふうに、私も感じております。</p> <p>しかし、そういうふうな催し物に出て来れば元気になるかもしれませんが、出歩かずに家の中のこもっている方もいるのではないかと、いるとは言いません、いるのではないかと。なかなか家に引きこもって出て行かなければ、非常に精神的なもの等についても、やはり心配をするところでありまして。</p> <p>そういう方についても、地域の方が一番先に気づくだろうとは思いますが。そのような方への声かけも必要かなというふうに感じておるところですが、このことについて、村長の所見があれば伺います。</p> <p>なければ、次の農機具のほうに移りたいと思っております。</p> <p>次に、農機具の助成について、お尋ねをしたいと思います。</p> <p>この農機具の助成については、経営体育成支援事業で、機械で138件、4,369万4千円、施設9件、9,680万6千円と、数字は全協のときの資料で出てはおります。この質問は事務的な質問でありますので、担当課長の答弁をお願いをしたいと思います。</p> <p>あのときの補助の関係が、国県、村のパターンと県、村のパターンと村のパターンと、こういうような3パターンで補助しますというふうな話等があったので、応募のこの申請件数とそのパターンにどんなふうに応用がなったのか、担</p>

	当課長に尋ねたいと思います。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>この経営体育成支援事業につきましては、国県について補助要綱が当然あるわけですが、それに準じて村のほうでも補助要綱を作っております。</p> <p>国県の補助要綱の中では、やはり一定の経営規模また事業費規模、国の補助要綱の中では50万円以上の機械の再取得と、そういった要件もありますし、受益者負担分についてはですね、融資を受けることと、そういった条件がございます。</p> <p>そういった中で国県の補助金を受けることができるようになったのが、機械については、国の補助金が10件、県の補助金が44件と、そういう数字をお示したところでございます。</p> <p>それからまた、村のほうのですね、独自の補助金については、国県の補助金の対象にならない刈払機、また、背負式の動噴と、そういった機械についても当然農業経営に必要な機械であろうというところで、対象事業として捉えてきたところでございます。</p> <p>このパターンの中で補助率が気になるであろうかとは思われますが、国県どちらもですね、機械の取得に関しては50%の補助金でございます。残り50%の2分の1を、村は支援金としてですね、補助金ではなく、別途見舞金の形の支援金として支出することになりますので、国県の補助対象になられた方は75%の実質補助が受けられると、そのようになるわけでございます。</p> <p>また、どうしても国県の補助要綱に合致しない方につきましては、村単独ということで、50%の補助金を受けることができると、そのような事業でございます。以上です。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>この質問については、再質問はもうありません。</p> <p>次に、質問を移りたいと思います。</p> <p>災害公営住宅について、先ほど同僚議員が質問をいたしました。再度質問をしたいと思います。</p> <p>内容等が、もしここで言われるんだったら、何棟とか、大体どの地区とか、そういうことを含めて説明をお願いしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほども述べましたが、今、応急仮設住宅に住んでいる人たちが全員入居できるようですね、形での整備を進めているところであります。</p> <p>この件につきましては、福岡県のほうが非常に支援をしていただきまして、県が代わってやっていただけるということでですね、県のほうに今現在委託という形で、事業を進めていきたいと思っております。</p> <p>県のほうに委託をいたしましても、確実に進捗して入居できるようにですね、スムーズな調整等を行っていきたく思っております。</p> <p>場所につきましては、中原地区の公民館の南側を候補地として、2月の23日に地区の説明会を行っております。地権者の同意の内諾等も、現在受けているところ</p>

	<p>であります。</p> <p>戸数につきましては、応急仮設住宅のですね、調査をして16戸ということになっておりますので、全員の方が最悪でも入られるようには建設をしたいと思っております。</p> <p>今後のスケジュールでございますけれども、用地交渉をですね、今年の5月ぐらゐまでに終了をさせたいと思っております。</p> <p>6月から10月までに造成とかですね、建築の設計等を行い、実際に11月ぐらゐから造成工事等をやりたい。</p> <p>来年の2月から7月までに建築工事を行いまして、8月には入居できるような計画をしているところであります。</p> <p>今後の、また具体的なスケジュール等についてはですね、今後の生活再建に向けての準備等がスムーズにできますように、随時情報提供しながらですね、進めていきたいと思っております。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>この災害公営住宅の質問については、これで終わります。</p> <p>次に、今年の水稲栽培と言いますか、稲作のことについて尋ねます。</p> <p>各地区の営農団体と協議を行って決定がされていると思いますが、どのような決定をなされたのか、再度担当課長に尋ねたいと思います。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>今年の水稲の作付けについて、中山間集落協定の代表者、多面的機能支払等の代表者、そういった方々と協議を持ったわけですが、やはり作付けをですね、できるだけやってもらえるような方向に、村としては当然持って行きたいわけでございますので、用水路の修復を行えばですね、水が取れるようなところの対策、また、ポンプの借り入れ等についての説明を行ってきたわけでございますが、なかなかですね、個別の対応にならないと、実際にどう対応していくかという話ができないので、後日ですね、役場の農林観光課のほうをお尋ねくださいということで、何件か話を済ませてきたところもございます。</p> <p>実際にですね、今年の水稲作付けがどれだけ見込まれるかということについては、数字を調べたわけではございませんが、私どもの推定する中では、29年度が104haの水稲の作付けがありました。</p> <p>その内ですね、やっぱり30年度においても1割強の作付けができないのではないかなと。そうすればですね、10haから15haぐらゐの間で、実際作付けできない農地があるのではないかなと。</p> <p>被災した農地についてはですね、もっと面積はございますが、実際にすべてがですね、水稲の作付けを行っていたわけではございませんので、そのような推測をしておるところでございます。</p> <p>正確な数字につきましては、4月に水稲の作付け調査を行いますので、そうすればですね、確実な数字が村としてつかめることになるうかと。前年との比較もできるものかと思っております。</p>

	<p>ただ、現在情報で得ているのが、JAのほうからですね、種子の申し込みを受け付けておたわけでございますが、前年比3割近く減になっていると。また、農業生産組合、ライスセンターにおいても、来年度の籾摺りの受託の見込みをですね、約700俵ほど減少していると、そういったことから考えれば、やはり10ha以上はですね、作付けができないのではないかと考えているところでございます。以上です。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>詳細に担当課長のほうから説明をしていただきました。</p> <p>水稲耕作者とすると、やはり用水の問題というのは非常に大事な問題であります。1年間で工事が完了すれば、別に各地の営農団体も問題がないわけなんです、何年かかかると。</p> <p>一昨日の同僚議員の質問でも、河川の護岸工事と一体的に行いたいと、村長の答弁が確かあったと思います。また、河川の改良工事には5年ぐらいかかるのではないかというような答弁がありましたので、ちょっとそのことを踏まえると、相当かかるのかなというような心配をしております。</p> <p>早く工事が完了すれば別に問題はないんですが、早いところと遅いところがあると、やっぱり若干農家とすると不公平感というような、本当は不公平感という言葉は使いたくはないんですが、早くしてほしいという気持ちの表れが出てくると思います。</p> <p>そのことについては、なかなか答弁は難しいところではありますが、村長、答弁をお願いしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>確かにですね、早いところ、それから最後になるところ、5年間の大体差が出てくるのではないかと考えております。</p> <p>この辺りにつきましては、やはりその物理的にですね、なかなか動かせない、工事の進捗等がありますので、我慢をしてくださいという言葉しか現時点では言えませんけれども、何とかそういったところにつきましてもですね、今後また農林振興の発展のためにですね、また皆さん方にもお知恵を拝借しながら進めていかなければならないと考えております。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>田んぼの小規模災害とかいろんな問題で、やっぱり見てみますと、田んぼに入った砂とかそのままの状態のところも見受けられます。やっぱり村に何とかしてほしい、期待の中で現状放置ということではありませんが、そのままにして待っているんだろうと思います。</p> <p>水が来なければ田んぼは作られませんが、そういうふうな災害の土砂等が入ったところを撤去すれば田んぼは作れるとか、そういうケースもあるんじゃないかなというふうに思っております。なるだけ稲作ができるような手立ては、担当課としても頑張してほしいなというふうに思っております。</p> <p>次の質問に移ります。</p>

	<p>災害関係なんです、災害工事等も査定が進んだというくらいではありますが、これから工事には入ってくると思いますが。</p> <p>今回の災害で山間の谷間には土砂、流木が堆積をしております。これは、個人では処理することのできない現状であります。もし大雨になれば、また災害の起こる可能性もあります。これについてはどのように村長は考えているか尋ねたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>これもですね、今年の梅雨を迎えるにあたってですね、非常にやはり頭の痛いところであります。</p> <p>現在では砂防、それから治山ダム等につきましてはですね、容量以上の土砂、流木等が堆積しているところにつきましては、県のほうからですね、除去していただいているところでもありますけれども、その他の実際土石流の起きているそういった施設の無いところ、そこにまた倒木等もやはり相当出ておりますので、この問題を山持ちと言いますかね、所有者の方をお願いするというのも、これはなかなか難しいことじゃないかと思っております。</p> <p>先般新聞上ではですね、朝倉市では災害義援金をですね、使った形での撤去等をですね、考えておられるという新聞等が出ておりましたけれども、私は、ちょっと義援金の使い方については、そういったところに使うのはいかがなものかなと思っております。</p> <p>したがって、これはまた村としても予算を組むなりしてですね、対応していき、義援金は義援金として、やはり被災された方々にですね、きちんとお届けをしたいと思っております。</p> <p>今梅雨を迎えるにあたって、そういう状況もあるので、まずは早めの避難等をですね、行政としても呼びかけて対応を図っていきたいと考えております。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>昨日の答弁の中で、保安林の指定があればもしかしたらという言葉と、下部に田があり、その水系の恩恵を受けるならばというふうな、少し希望的な言葉も出たのは出たんですが、やはりこういうふうな山間の谷間の撤去とかいるんなものについては、なかなかそういうふうな費用的なものは難しいというふうな考え方で、どう取ればいいのか私たちが。お願いします。答弁を。</p>
議長	村長
村長	<p>実例を上げて申しますと、今回最大の土石流が起きました本迫川ですね、これを例にとりますと、そこには治山ダムはありますけれども、これはもう一杯になっていきます。これを取る今手立てというのは、新しい山に仮設道路をつくって撤去しなければならぬというようなこともあります。</p> <p>これは、筑前岩屋駅あたりからですね、1kmも上流からこの土石流というのは起きておりますので、その間の整備をですね、やるというのも、これは並大抵のことではないと思っております。</p> <p>したがって、県のほうはですね、人家等に影響のないように、今、ネットに</p>

	<p>よるダムと言いますか、そういった防護をですね、大至急でつくっていただいているわけでございますけれども、本格的な砂防堰堤をですね、つくるにはまだまだ時間はかかるかと思えます。</p> <p>そういった意味で言いますと、本当に申し訳ないんですが、やはり早めの避難をしていただいて、人的被害がですね、ないように持っていくのが、やっぱり最善かなと思っております。</p> <p>また、実際その倒木、残っている流木等をどうするかについてはですね、今後また対応させていただきたいと思っております。</p>
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>村長のほうから、先ほど朝倉市の義援金の使い方の話が出ておりましたので、私もちょっとこれは村のほうに言おうというふうに思っておりましたので。</p> <p>朝倉市の義援金のこの流木撤去の詳細については、新聞ではあまり詳しく書かれておりませんので、中身はちょっと分かりませんが、やはり被災を受けた隣の市の事業ですから、東峰村にもしかするとそういうこともというふうなことが出るとですね、私はやっぱり義援金というのは、被災者の生活再建を第一に考えてほしいと。流木の撤去とかいろんなものについては、やっぱり事業費があれば事業費で組んでいただきたいと。安易に義援金でそういうふうなものをやってほしくない。これは、朝倉市は違うかもしれませんが、それはもういろんな事業の組み合わせがあるかもしれませんが、私とすればそんなふうに考えておりますので、東峰村はやっぱり、先ほどの流木撤去、いろんなものについては、事業費があれば事業費で組んでいただき、義援金の活用はないように、ひとつお願いをしておきたいと、このように思っています。</p> <p>まずは被災者の生活再建を第一に考えてください。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>昨日も同僚議員から質問が出ておりましたが、まず、河川の浚渫について、お尋ねをしたいと思います。</p> <p>もう東峰村はどの河川についても土砂等が堆積して、非常に浅くなっております。人家近くの川沿いの方は、また今年の梅雨時期を非常に心配しております。今度また増水で家が被害に遭えば、もう二度は立ち直ることはできません。やはりそこはもう村長以下担当課長も重々現況を理解しているとは思いますが。</p> <p>しかしながら、この浚渫の関係がどんなふうになっているのか、再度またお尋ねをしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>梶原光春議員のときも説明をしましたように、現在危ないところはですね、一応浚渫はさせていただいているところであります。</p> <p>しかしながら、まだ宝珠山川の阿弥陀堂橋から上ですね、筑前岩屋駅のところ、それから宝珠山駅のところですね、それともう1つは猿喰地区、西福井地区の上流部、こういったところにつきましては、再度ですね、お願いをしております、今日も一応県のほうとですね、打ち合わせをさせていただくようになっております。</p>

	<p>危ない箇所等につきましてはですね、今、議員言われるように、再度の被害が出ないような方策というのは、県のほうにもまたお願いをしていきたいと思っておりますので、できるだけそういった面についても努力をしていきたいと思っております。</p>
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>なかなか川にプルとかコンボ等が入っての工事がなされておられませんので、いつするのだろうかという住民の心配があります。</p> <p>というのが、この間九大の先生も言ったように、6月は河川に入れませんよと。言ってしまうと、もう4月、5月の2カ月しかないんじゃないかと。じゃあ、どこがどんなふうに見えるのかと、いうふうな心配もしておりますが、村長以下担当課長、やはり梅雨前には川ざらえをやる。早目に県とも、十分に状況を見て、また九大の先生の言葉を借れば、行政も馬鹿じゃありませんという言葉を使いましたね。そういうふうな二次災害が起こるようなことはしませんよと。という言葉を使って、あの会議が進行したと思っております。</p> <p>やはりそういうことも踏まえまして、やはり二次災害の出ないような浚渫を、特に村としても県に要望するというので、お願いをしたいと思っております。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>国民健康保険制度について、尋ねたいと思います。</p> <p>この制度については、全協では説明があったかと思いますが、ちょうど私が病気で欠席をしていましたので、再度この質問を出しております。</p> <p>今年の4月から県と市町村で国保運営がされるようになっておりますが、どのように変わるのか、またどのように変わっていくのか、そのようなことを尋ねたいと思います。</p> <p>この質問は事務的でありますので、担当課長の答弁でお願いしたいと思っております。</p>
議 長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	<p>30年度からの国民健康保険でございますが、現行では村が個別に運営し、国と県の補助金が村に入ってきましたが、30年度からは財政運営の主体が県の責任主体となり、国保財政の出入りをですね、管理するようになります。管理して中心的な役割を担い、制度の安定化を県のほうが図っていくようになります。</p> <p>また、県に国保特別会計が新設されまして、国と県の補助金は、県の特別会計によって管理されます。</p> <p>県は、村の国保事業納付金の額や標準保険料率を提示し、村はそれからその基準により国保税を決めていきます。</p> <p>また、県により提示されました国保事業納付金を県のほうに納めます。村が給付費、医療費でございますが、医療費に必要な費用として、国保連合会から村に請求される費用は村が県に請求を行い保険給付費交付金として、全額県より村が交付され、また、村は国保連合会に支払いをいたします。この財源の流れが大きく変わるところでございます。</p> <p>また、加入者のほうの、村の窓口対応、保険証の発行や保険税率の決定、保険税</p>

	<p>の賦課徴収、保険給付、保険事業は今までとしては変わっておりません。</p> <p>変わるところとしましては、保険税と保険証と高額療養費の3つでございます。</p> <p>また、福岡県が国保の保険の保険者となりますので、国民健康保険の被保険者証の様式が変わるようになります。</p> <p>また、福岡県では、保険証の更新時期が8月に統一されることに伴いまして、高齢者受給者証が保険証と一体化するように進めております。</p> <p>村としましても法改正に伴いましてですね、今年の8月を一斉更新時期としまして、高齢者証と一体化した一人ひとりの個人のカードの保険証を交付するようになっています。</p> <p>そこで3月の中旬に、4月から7月の保険証を交付しまして、それは1世帯1枚の保険証の交付となりますが、7月中旬にはですね、一人ひとりの個人カードの保険証を交付をするようになっています。</p> <p>また、高額療養費の多数回との算定回数が県単位で通算されますので、同一の県内の転入転出であって、世帯の継続性が認められた場合においてですね、平成30年4月以降の療養費におきましてはですね、高額療養費の被保険者の負担が軽減されるということになります。以上です。</p>
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>4月からは旧来の健康保険証が出て、8月からカード化になるということですが、私たち村民、ここで村民になりますが、一番心配するのはやっぱり健康保険税の問題ですね。これが、わが東峰村、県下の60市町村のうち、下のほうから4番目ぐらいの健康保険税の納める位置かなというふうに思っておりますが、この60市町村あった中で、真ん中というところ30番目ですから、26も上に上がらないかと。</p> <p>26も上に上がるということは、相当健康保険税が上がるんじゃないかという心配を、やっぱり村民が持つと思います。</p> <p>その辺は情報的にはなかなか難しいところがあると思いますね。県が運営というか、税のあれをして、市町村にこのくらい集めなさいということでしょうから、徴収しなさいと。</p> <p>そういうふうな健康保険税の情報があればですね、担当課長、説明をお願いしたいと思いますが。</p>
議 長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	<p>国民健康保険税につきましては、当分の間は県内の均一化はしないとされておりまして、村が今までどおりですね、保険税を決めることとなります。</p> <p>30年度からですね、国民健康保険税につきましては、今さっき議員さんが言われました、県が示されたですね、国保事業納付金の金額や標準保険料率が村に提示されてですね、それに基づきまして、村として税率を決めていくわけですが、平成30年度におきましては平成29年度と同様の税率で運営できるものと考えております。</p> <p>次年度からはですね、それにつきましては、毎年県のほうからですね、国保事業</p>

	納付金とか標準保険料率が提示されますので、その都度検討していくという形になります。
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>この健康保険税の質問はこれで終わるんですが、やはり東峰村は介護保険料も一番高いところに位置をしております。それで介護の高いとは、それだけの利用があつているということなんでしょうが、また今度の国民健康保険税では、行く未は分かりませんが、少しずつ中間に近づいてくるのかなと懸念は確かにあります。</p> <p>そうしたときにやっぱり心配するのは短期療養証の発行とか保険証の発行ができないとか、村民にそういうふうな健康の問題等も、やっぱり出てくるのは心配はします。</p> <p>もちろん税ですから、納めなければならぬ保険税ではありますが、やはり生活環境とかいろんな問題にすると、今度はもう県ですから、否応なしにそういうこともあり得るのかなというふうに懸念をしております。</p> <p>これからこの健康保険税が少しずつ変わっていくでしょうが、担当課としましては、やはり先ほどから言われています住民にきちんと周知をしながら、やはり保険税の心構えもやっぱりつくってもらえるような何かをやるというふうをお願いをしとしまして、これで私の一般質問は終わります。以上です。</p>
議 長	村長
村 長	<p>私もですね、今の説明を聞いて、ちょっと不安に思ったんですけども。</p> <p>30年度はですね、同じ税率であると言いましても、やはり議員今言われましたように、東峰村の国民健康保険料はですね、非常に低いです。朝倉市辺りと比べましても、概略で言いますと1万ほど違いがあります。</p> <p>そういった中で、やはりどうやって行くのかということでございますけれども、村といたしましても、やはり村民の方が健康であるということが一番大事であります。そのためにウォーキングマイレージ事業とかですね、そういったことも取り組んでおりますし、まず、健康の基となる食育をですね、もう少しやはりきっちり整備をしていく必要があるのかと思っております。</p> <p>災害中ではありますけれども、そういったところも含めましてですね、将来的には健康な村民の方がいた村づくりという形を推進していきたいと思っております。</p>
散 会	
議 長	<p>以上で、一般質問を終わります。</p> <p>13時まで休憩し、休憩後予算審査特別委員会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(1 1 時 3 4 分)</p>

第2回 東峰村議会定例会会議録

平成30年3月14日
(第 3 日)

東 峰 村 議 会

平成30年 第2回東峰村議会定例会議事日程

平成30年3月14日開議

- 日程第 1 議案第 2号 東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 3号 東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 4号 東峰村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 5号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第 5 議案第 6号 平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第10号)について
- 日程第 6 議案第 7号 平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第5号)について
- 日程第 7 議案第 8号 平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第3号)について
- 日程第 8 議案第 9号 平成29年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について
- 日程第 9 議案第10号 平成30年度東峰村一般会計歳入歳出予算について
- 日程第10 議案第11号 平成30年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第11 議案第12号 平成30年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第12 議案第13号 平成30年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について
- 日程第13 同意第 2号 東峰村副村長の選任について
- 日程第14 同意第 3号 東峰村教育委員会教育長の任命について
- 日程第15 同意第 4号 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について
- 日程第16 閉会中の各委員会継続調査の申出について

開 議	
議 長	<p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(11時30分)</p>
議 長	これより各議案の質疑、討論、採決を行います。
日程第1	
議 長	<p>まず、日程第1 議案第2号「東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第2号「東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第2	
議 長	<p>次に、日程第2 議案第3号「東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第3号「東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p>

	(賛成者挙手)
議長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第3	
議長	次に、日程第3 議案第4号「東峰村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第4号「東峰村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第4	
議長	次に、日程第4 議案第5号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第5号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成です。

	よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第5	
議長	次に、日程第5 議案第6号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第10号)について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第6号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第10号)について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第6	
議長	次に、日程第6 議案第7号「平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第5号)について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第7号「平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第5号)について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第7	

議 長	次に、日程第7 議案第8号「平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第3号)について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第8号「平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第3号)について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第8	
議 長	次に、日程第8 議案第9号「平成29年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第9号「平成29年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第9～ 日程第12	
議 長	次に、日程第9 議案第10号「平成30年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」、日程第10 議案第11号「平成30年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」、日程第11 議案第12号「平成30年度東峰村国民健康

	<p>保険事業特別会計歳入歳出予算について」、日程第12 議案第13号「平成30年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」は、予算審査特別委員会に付託いたしました。</p> <p>予算審査特別委員会、委員会報告書をお手元に配布しております。</p> <p>それでは、予算審査特別委員会の委員長の報告をお願いいたします。</p> <p>9番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>予算審査特別委員会委員長報告をいたします。</p> <p>平成30年東峰村議会第2回定例会、3月8日本会議において、予算審査特別委員会に付託を受けました案件について、東峰村議会会議規則第76条の規定により、審査結果を報告します。</p> <p>付託を受けた案件は、議案第10号「平成30年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」、議案第11号「平成30年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」、議案第12号「平成30年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」、議案第13号「平成30年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」、以上の4件でありました。</p> <p>審査期日は、平成30年3月9日、12日、13日、14日の4日間で、会計ごとに慎重に審査を行いました。</p> <p>審査の結果は、議案第10号「平成30年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」は、否決されました。</p> <p>議案第11号「平成30年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」、議案第12号「平成30年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」、議案第13号「平成30年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」は、原案どおり可決するものと決定いたしました。</p> <p>予算審査特別委員会の結果については、委員長名で議長宛に文書で報告を済ませていることも併せて報告いたします。</p> <p>以上、付託を受けました案件について、予算審査特別委員会委員長の報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、予算審査特別委員会委員長の報告がなされました。</p> <p>議案第10号「平成30年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」、議案第11号「平成30年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」、議案第12号「平成30年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」、議案第13号「平成30年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」</p> <p>一括して採決を行います。</p> <p>委員会報告書のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>賛成多数です。</p> <p>よって、本案は、委員会報告書のとおり可決されました。</p>
日程第13	

議 長	<p>次に、日程第13 同意第2号「東峰村副村長の選任について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>7番 高倉寛視議員</p>
7 番	<p>まず、村長にお伺いいたします。</p> <p>村長が就任されて4年間、2年、2年で県のほうから執行していただいたわけでございますけれども、村長として、副村長が来られたことによって、この村がどのようなになったのか、またどのように良くなったのか、こういう点は良かったとか、こういう点はちょっと、悪いことはないかもしれませんが、そういったところをちょっとご説明ください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>悪いところはありません。</p> <p>まずは副村長が来ていただきまして、非常に役場の組織もですね、充実したと言いますか、ところではないかと思っております。</p> <p>それから、県とのですね、非常にパイプが太くなりました。今回の災害におきまして、岩橋副村長が副村長でいました関係で、いろんな形で県との調整それから要望等もですね、通りました。</p> <p>こういった実績を踏まえますと、東峰村はご承知のように、福岡県で一番小さい基礎自治体であります。県とのパイプが太くなることは、これは非常に大切なことでございますので、こういった点も含めまして、再度来年度におきまして、県のほうからの副村長を招へいしたいと考えております。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>村長はそのようなことをおっしゃられておりますが、これは岩橋副村長にお聞きいたします。</p> <p>あなたが村に来て2年、あなた自身ですね、東峰村のために、こんなことをやり遂げましたと、自信を持って言える業績がありますか。</p> <p>そのお蔭で東峰村が、役場庁舎内が良くなったというふうな感じが、全く感じられないと私は感じております。副村長自身はどのように考えておられるのか。</p>
議 長	副村長
副村長	<p>私の任期としましては、昨年度と今年度でございまして、昨年度ちょうどこの地方創生ですね、事業が本格的にスタートしたところでありまして、まずは村ですね、方々の現状、要望、また職員の状況を踏まえましてですね、この村がどうやって人口減対策やっていって発展していくかというために、この村にとって一番いい方策を考えながら、地方創生の事業を進めていくことを一番に考えてまいりました。</p> <p>ちょうど今年度ですね、その事業が発展していこうというときに災害が起きたこともございまして、今年度の中心は災害対応ということで、何とか復旧・復興がしっかりと進めていけるようにということで、今年度は主にやっております、そう</p>

	<p>した中で地方創生もですね、この計画復興を進めていく中でも、地方創生をまた再開していこうということで、今年度はその計画のですね、何とかスタートということまでやってきたつもりでございます。以上でございます。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>では、いろいろやってきたということでございますけれども、今回の30年度予算、これ副村長も当然査定をしないとですね。これ本当に、本気で査定したのですか。査定した後が今度の予算ならばですね、私は査定能力を疑います。行政改革に全く取り組んでいません。財政が悪化していることにも気づきませんでしたか。財政調整基金の激減に気づきですね、予算査定を考えるべきじゃなかったかと私は考えております。</p> <p>あなたがですね、もし村長だったらこのような予算を組みますか。そのところをちょっと教えてください。</p>
議長	副村長
副村長	<p>今回の予算につきましては、何より最優先事項は復旧・復興でございます、これはかなり30年度にですね、大部分の事業を目一杯できるようにということで組んでおります。</p> <p>その際はできる限りですね、村の財源に負担のないようにということで、国県からの補助金、交付金などで賄えるように最大限組んだつもりでございます。</p> <p>そうした上で、それだけじゃなくてですね、地方創生も村の生き残りのためには、少しずつでも継続していかなければならないということがございまして、その地方創生の事業の中でも、ただトーキーコーディネーターとかイッピンプロジェクトと、そういったものはやはりまだですね、村の関係団体とか住民の方々の協力も仰ぎながらやらなきゃいけないものは、やはりこれはまだ難しいと。</p> <p>そういった中でゲストハウス事業につきましては、住民の方々も、関係の方々もですね、これはやっていくべきだと、そういうような声も踏まえましてですね、これはやはり復興の第一弾としてはやるべきではないかと、そういうことで、今回の予算を組んだつもりでございます。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>最後にもう1回、村長にお聞きします。</p> <p>今まで副村長が2人来られたわけですけど、私が見てる限り、村長にアドバイスをするのは、議会の中で答弁に困ったときだけアドバイスしているように見えます。</p> <p>本当にですね、県の職員がプライドをかけて、こういったことをやったほうがいいとか、そういったことは、私はとても見えるようなことが全然ないわけですね。</p> <p>村長の言いなりに物事を進めていくのであれば、副村長なんか要らないでしょう。課長以下職員はたくさんいるのですから。年間1,000万円以上の金額をですね、削減できます。</p> <p>そういったことでですね、あなたは本当に4年間ももう自分実績を積んだから、副村長なんて要らないのじゃないですか。そのところをどのように考えてお</p>

	<p>ります。</p> <p>(「議長、職員に対する侮辱にあたります、それは。その発言は。同意案件ですから、そのことは関係ないと思います。」の声あり)</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>動議を提出します。</p> <p>緊急動議です。</p> <p>議事の進行を求めます。</p>
議長	<p>村長の答弁をお願いします。</p> <p>村長</p>
村長	<p>いろんな考え方があるかと思いますが、私は、今回県のほうから来ておられてます副村長につきましては、東峰村の振興、発展のためには非常に貢献をさせていただいたと思っております。</p> <p>そのために災害復旧の応急復旧につきましてもですね、県のほうの素早い支援等があったと。これは事実でございますので、今後ともですね、県のほうからの副村長は招へいし、そして組織機構、そういったものもですね、少しずつ変化をしていくのではないかと考えております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>村長に、副村長という職についての基本的な考えをお聞きしたいと思います。</p> <p>今、村長が人事として選択しているのが、2年限定として県から招へいされているということで、副村長という職自体はですね、任期が4年という部分とれる、マックスとれるかと思えます。</p> <p>そういった部分で、今回も災害が任期途中であってですね、任期を離れてまた新しい副村長に災害業務という部分を携わっていただくという部分で、敢えてこの2年をずっと選択していく理由、なぜ4年任期の副村長を選任しないのか、そういった部分の基本的な考えをお尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>議員が発言されましたように、副村長というのは一応4年の任期になっております。そういった中で、当然、今回このような大きな災害も起きましたし、副村長の任期と言いますか、留年というのも副村長のほうとは相談をさせていただきました。</p> <p>しかしながら、副村長自身のいろんな事情もございまして、今回は残念ながらそういう形で決断をさせていただいたということでもあります。</p> <p>当然、この災害復興を進めていくためには一緒に経験をし、そして取り組んできた延長線で物事は考えていきたかったんですが、それがならなかったというのは非常に残念なところであります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>おそらく村長が村長である間はですね、副村長という職に関しては、県のほうに派遣を要請し続けるのかなという部分で、そういった場合には2年続きの形ですね、副村長が代わられるということになります。</p>

	<p>度々この議会でも出て来る地方創生やそういった総合計画においても、長期のスパンでやっている計画もあります。その中でころころ、ころころ副村長が代わっていくと、やはり引継ぎ、そういった部分で時間がかかったりですね、そういった部分も考えられるかと思います。ここはもう村長の人事権というかですね、その選任の部分があるので深くは言いませんが、今回副村長の延長という部分は検討されたという部分言われましたけれども、県からの招へい以外にですね、4年間しっかりできるような方、副村長の部分の検討というのは行われなかったのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>確かにですね、あとは国とかいろいろあるかと思います。民間とかですね。しかし今回につきましては、やはり災害のことを考えまして、県との太いパイプというのは、これは維持していかないかんということで、そういったことは、今回についても県のほうに要請をしたところであります。</p>
議 長	<p>質疑を終結いたします。 採決します。 同意第2号「東峰村副村長の選任について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数です。 よって、本案は、同意することに決定をいたしました。</p>
日程第14	
議 長	<p>次に、日程第14 同意第3号「東峰村教育委員会教育長の任命について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 採決します。 同意第3号「東峰村教育委員会教育長の任命について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、同意することに決定をいたしました。</p>
日程第15	
議 長	<p>次に、日程第15 同意第4号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p>

	<p>採決します。</p> <p>同意第4号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、同意することに決定をいたしました。</p>
日程第16	
議長	<p>次に、日程第16「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。</p> <p>本件につきましては、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会、地方創生調査検証特別委員会、並びに旧宝珠山小学校跡地有効活用特別委員会から閉会中の継続調査申し出がなされております。</p> <p>これにつきましては、お手元に配布のとおりであります。</p> <p>これを許可いたします。</p>
閉会	
議長	<p>以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長より、あいさつの申し出があります。</p> <p>これを許可いたします。</p> <p>村長</p>
村長	<p>閉会にあたりまして、一言申し上げます。</p> <p>3月8日より本日まで平成30年第2回東峰村議会定例会を開催し、議員の皆様のご慎重審議をいただきました。</p> <p>しかしながら、平成30年度東峰村一般会計歳入歳出予算が否決をされたということになりました。30年の事業執行に重大な支障を来しますもので、また議会のほうと再度協議等を行わせていただきたいと思いますと考えております。</p> <p>平成29年度の補正予算、平成30年度の当初予算、並びに同意案件の議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提案を今後の行政運営に活かし、1日でも早い災害復興を目指しますとともに、誰もが住みたくなくなるような魅力ある村づくりを目指し邁進していく所存でございます。</p> <p>さて、16日は東峰学園小学部の卒業式、24日には美星保育所の卒園式がそれぞれ挙行されます。また26日の週は復旧・復興の説明会が各地で開催され、年度末には東峰村復興計画の発表を行うこととしております。</p> <p>そして4月になりますと、入学さらには東峰村消防団の入退団式と公式業務が軒並み決定されております。</p> <p>また4月には村議会議員選挙もありますので、議員各位におかれましてはお体をご自愛され、さらにご活躍をされますよう心からお願いを申し上げ、閉会のあいさつといたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、平成30年第2回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。</p>

	す。 <p style="text-align: right;">(1 2 時 0 0 分)</p>
	<p style="text-align: center;">上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">議 員</p> <p style="text-align: center;">議 員</p>